

令和7年度 第1回 横浜市保健医療協議会

日時：令和7年9月1日（月）19時～20時30分
場所：横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 令和7年度病床整備事前協議について 【資料1】

3 報告

- (1) 病床整備の進捗状況について 【資料2】
(2) 2040年医療提供体制の検討に向けて 【資料3】
(3) 「よこはま保健医療プラン2024」の単年度振り返りについて 【資料4】
(4) 令和6年度横浜市食品衛生監視指導計画実施結果について 【資料5】
(5) 令和6年度横浜市環境衛生業務実施結果について 【資料6】
(6) 令和6年度動物愛護管理業務実施結果について 【資料7】
(7) 「第3期健康横浜21」の推進について 【資料8】

【配付資料】

- 資料1 令和7年度病床整備事前協議について
資料2 病床整備の進捗状況について
資料3 2040年医療提供体制の検討に向けて
資料4 「よこはま保健医療プラン2024」の単年度振り返りについて
資料5 令和6年度横浜市食品衛生監視指導計画実施結果について
資料6 令和6年度横浜市環境衛生業務実施計画実施結果について
資料7 令和6年度動物愛護管理業務実施結果について
資料8 「第3期健康横浜21」の推進について

【参考資料】

- 参考資料1 横浜市保健医療協議会運営要綱
参考資料2 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）
参考資料3 「よこはま保健医療プラン2024」振り返り評価シート

横浜市保健医療協議会 委員名簿

(五十音順、敬称略) 【出欠】

学識経験者					
横浜市立大学 教授	看護学	あかせ ともこ 赤瀬 智子		○	
国際医療福祉大学 教授	医療情報学	いしかわ こういち 石川 ベンジャミン光一		○	
弁護士	法学	たばる めぐみ 田原 恵		○	
東京科学大学 教授	医療政策情報学	ふしみ きよひで 伏見 清秀	会長	○	
横浜市立大学 副学長	産婦人科学	みやぎ えつこ 宮城 悅子		○	
保健医療福祉関係団体など					
横浜市社会福祉協議会 会長		いしうち あきら 石内 亮		○	
横浜市食生活等改善推進員協議会 副会長		さいとう えつこ 齊藤 悅子		○	
神奈川県精神科病院協会 理事		さえき たかし 佐伯 隆史		○	
横浜市薬剤師会 会長		さかもと さとる 坂本 悟		○	
横浜市歯科医師会 会長		さとう しんじ 佐藤 信二		○	
横浜市生活衛生協議会 会長		しらみず ひでき 白水 秀毅		ご欠席	
横浜市医師会 会長		とつか たけかず 戸塚 武和	副会長	○	
横浜市保健活動推進員会 副会長		なかむら まさかず 中村 雅一		○	
横浜市病院協会 会長		まつい じゅうにん 松井 住仁		○	
神奈川県看護協会 横浜南支部理事		みうら ゆりこ 三浦 百合子		○	
横浜市獣医師会 会長		みぞろぎ ひろゆき 溝呂木 啓之		○	
横浜市食品衛生協会 会長		やかめ ただかつ 八龜 忠勝		ご欠席	

医地第 481 号
令和 7 年 8 月 5 日

横浜市保健医療協議会 会長

横浜市長 山中 竹春



令和 7 年度病床整備事前協議について（諮問）

令和 7 年度病床整備事前協議につきまして、横浜市保健医療協議会運営要綱第 2 条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

1 令和 7 年度病床整備事前協議について

〈諮問理由〉

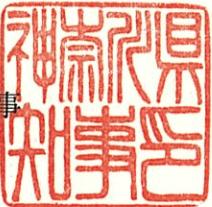
神奈川県が横浜市の療養病床及び一般病床について、基準病床数と既存病床数との差を算出した結果、令和 7 年 4 月 1 日現在の既存病床数が基準病床数を下回っていることが確認されたため、病床整備事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、神奈川県知事から照会がありました。

つきましては、横浜二次保健医療圏における病床整備事前協議について、有識者による検討を賜るため、横浜市保健医療協議会に諮問いたします。

医企第1388号
令和7年7月17日

横浜市長様

神奈川県知事



病院等の開設等に係る事前協議について（照会）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記のことについて、病院等の開設等に関する指導要綱第4条の規定により、令和7年4月1日現在の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる次の二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否かなどについて、貴市の御意見をいただきたいと照会いたします。

については、御多忙のところ恐縮ですが令和7年9月12日（金）までに御回答くださるようお願いいたします。

既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引
横浜	25,209	23,217	△ 1,992

* 既存病床数には前年度までの事前協議承認分等を含む。

問合せ先

健康医療局保健医療部医療企画課

法人指導グループ 高野

電話 (045) 210-4869 (直通)

事務連絡
令和7年7月17日

横浜市医療局地域医療部地域医療課長様

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
(公印省略)

病院等の開設等に係る事前協議の申出期間について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記の件については、病院等の開設等に関する指導要綱第6条の規定により保健医療計画推進会議で承認を得た期間となり、今後、確定することとなります。次の期間を目安として進めますので、お知らせします。

○事前協議書の申出に係る想定受付期間
令和7年10月10日から令和7年11月28日

問合せ先
法人指導グループ 高野
電話 (045) 210-4869 (直通)

令和7年度 病床整備事前協議について

1 「病床整備事前協議」とは

神奈川県では、病院及び有床診療所の増床や新規開設を行う場合、医療法に基づく開設許可申請の受理に先駆けて、開設（予定）者からの事前の協議（病床整備事前協議）を受けることとしていますが、開設予定場所が横浜市の場合は、横浜市長が開設（予定）者の協議の申し出に対し審査を行います。

病床整備事前協議の実施については、地域医療構想調整会議で意見を聴取したうえで、横浜市保健医療協議会の意見を聴き、横浜市としての意見を決定し、県に報告することとしています。

2 横浜二次保健医療圏の病床整備状況

病床整備については、都道府県が医療計画の中で定める基準病床数を超えない範囲で行うものとされていますが、横浜市では市内医療機関の状況（病床利用率や平均在院日数等）を考慮して、基準病床数の範囲内で計画期間中に整備する病床数（整備目標病床数）を設定しています。

当圏域における療養病床及び一般病床については、既存病床数が整備目標病床数を下回っていることから、整備可能な病床数が生じています。

表1 よこはま保健医療プラン2024における整備目標病床数

整備目標病床数（A ^{※1} ）	既存病床数（B ^{※2} ）	差し引き (B) - (A)
24,510	23,608	△902

※1 横浜地域の実態に近い数値を用いて算出した整備目標病床数を設定することについて、令和5年度第6回保健医療計画推進会議で決定。

※2 令和5年4月1日現在

3 令和7年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方（案）

（1）配分方針

基準病床数を病床数の上限と位置付けたうえで、整備目標病床数と既存病床数との差分である約900床のうち、その半数（451床）の整備を令和6年度から令和8年度までの3年間で進めていくこととしています。令和7年度は、前年度までの進捗分（40床）を除いた411床を公募により配分します。

(2) 対象医療機関等

回復期機能または慢性期機能を担うもの（表2）とします。

表2 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

機能区分	入院基本料等
回復期機能	地域包括医療病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

(3) 配分に当たっての考え方

ア 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- (ア) 地域の医療需要との整合性
- (イ) 地域医療連携等に係る調整状況とこれまでの実績
- (ウ) 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- (エ) 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

イ 病床は、以下の点を要件として、配分します。

- (ア) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- (イ) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。
- (ウ) 原則として、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出を表3の期間内までにできる事業計画であること。

ウ 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。

表3 許可申請の期間

項目	期間
工事を伴わない場合	翌年11月30日まで
工事を伴う場合 改修等による増床	病床配分決定通知日から1年以内

	新設(移転再整備を含む)又は増改築を伴う増床	病床配分決定通知日から2年以内
	再開発事業等を伴う新設	事業計画で予定する期日
	上記により難いことが認められる場合	市と調整の上、必要と認めた期間

4 第1回横浜地域 地域医療構想調整会議（8/5開催）における協議結果

事務局案「よこはま保健医療プラン2024で定めた整備目標病床数等を踏まえ、令和7年度の配分は411床を上限とし、公募により配分する」とおり、了承する。

病床整備事前協議の流れ

神奈川県	横浜市（政令市）
<p>○4月1日現在の既存病床数を公表【6月下旬】</p> <p>(既存病床数が基準病床数を下回る場合)</p> <p>地域医療構想調整会議①【8月上旬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床整備事前協議を実施するか否か ・地域に必要な病床機能 等について協議 <p>○協議の結果を市に報告。 併せて、市の意見を照会。</p>	
	<p>○保健医療協議会において意見を聴取（諮問）</p> <p>保健医療協議会①【9月上旬】</p> <p>※事前協議を実施する場合は、病床整備検討部会を設置</p>
	<p>病床整備検討部会①【9月中旬～下旬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募条件、公募要項、評価方法等の検討 <p>○市の意見を県に報告。</p>
<p>保健医療計画推進会議②【9月下旬】</p> <p>○保健医療計画推進会議の意見を確認。事前協議を実施するか否か、受付期間等を決定し、市に報告。</p> <p>医療審議会①【10月上旬】</p> <p>○医療審議会に報告</p> <p>地域医療構想調整会議②【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要項、評価方法等の報告 ・次年度基準病床数の検討 	<pre> graph TD A[公募開始] --> B[公募終了] B --> C[病床整備検討部会②【12月】] C --> D[病床整備検討部会③【1月】] </pre> <p>公募開始</p> <p>公募終了</p> <p>病床整備検討部会②【12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリング ・配分案の検討 <p>病床整備検討部会③【1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリング ・配分案を作成

地域医療構想調整会議③【2月】

- ・配分案について意見を確認
- ・次年度基準病床数を検討

保健医療計画推進会議③【2月】

- ・市の審査結果（配分案）について意見を確認
- ・次年度基準病床数を決定

医療審議会②【3月】

- ・市の審査結果（配分案）について意見を確認

○審査結果を決定。事前協議結果を市に通知。

保健医療協議会②【2月】

- ・配分案について意見聴取

○審査結果（配分案）を決定。

○開設予定者（申請者）に事前協議結果を通知。

横浜市保健医療協議会病床整備検討部会設置要綱

制定 令和3年9月10日 医医第909号（局長決裁）
最近改正 令和5年8月24日 医地第336号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、病院及び診療所の病床整備事前協議を進めるにあたり、専門の事項を協議するため横浜市保健医療協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第7条第1項に基づく部会として設置する、横浜市保健医療協議会病床整備検討部会（以下「部会」という。）について、運営要綱に定めるものの他、部会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担任事務）

第2条 部会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 横浜二次保健医療圏における病床の整備
- (2) その他必要な事項

（部会委員）

第3条 部会の委員は、横浜市保健医療協議会会長（以下、会長）が指名する者をもって組織する。

2 委員は、病床整備事前協議に関する検討終了をもって解嘱するものとする。

（部会委員の責務）

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、部会を通じて知り得た情報を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市又は部会が公表した情報については、この限りではない。

（部会長）

第5条 部会は、部会長を1人置き、会長が指名する。

2 部会長は部会を代表し、会務を掌理する。
3 部会の会議は、会長の指示に応じ、部会長が招集する。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、部会長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(所管及び庶務)

第7条 部会は、医療局の所管とし、部会の庶務は、医療局地域医療部地域医療課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

(要綱の廃止)

2 令和2年度横浜市保健医療協議会病床整備検討部会設置要綱(令和2年8月31日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

配分済み病床の整備進捗状況 について

令和7年度第1回 横浜市保健医療協議会

横浜市医療局地域医療課

2025年9月1日

過年度配分病床の整備状況

配分年度	配分病床数	返還済	稼働済	整備中
平成30年度 (2018)	809床	341床	408床	60床
令和2年度 (2020)	470床	10床	184床	276床
令和3年度 (2021)	154床	—	78床	76床
令和4年度 (2022)	応募なし			
令和5年度 (2023)	160床	—	21床	139床
令和6年度 (2024)	40床	—	—	40床
合計	1,633床	351床	691床	591床

(令和7年7月時点)

整備中病床の稼働予定期

医療機能	入院料等	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	計
回復期	回復期リハ				60床	60床
	地域包括ケア	92床	30床	50床		172床
慢性期	療養病棟	198床	24床	88床		310床
	障害者病棟			49床		49床
計		290床	54床	187床	60床	591床

(令和7年7月時点)

整備中病床の状況（1/4）

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定期		整備が遅れている理由
			当初	R7.7時点	
平成30年度 (2018)	戸塚共立第1病院	回りハ：60床	R4.11	R10.4	移転予定地の崖面防災工事が終了し、令和7年2月21日付けにて土砂災害特別警戒区域の解除がなされました。建設資機材費の高騰等により、本体工事の発注時期を調整中であり、最短で左記稼働予定期を想定しています。
令和2年度 (2020)	横浜石心会病院 (旧さいわい鶴見病院)	地ケア：60床	R5.12	R8.3	既存棟の改修から改築へ事業計画が変更となったため 免震構造、近隣道路事情により大型重機使用不可、働き方改革の影響により工期が延伸したため
	清水ヶ丘病院	療養：20床	R6.2	R10.2	建物の老朽化に伴い細かな改修・修理費用が多く、将来的な病院の改修工事を検討中。今後、改修工事の方法や進め方について建築事務所との打ち合わせを設ける予定。

整備中病床の状況（2/4）

配分 年度	病院	配分病床数	稼働予定期		整備が遅れている理由
			当初	R7.7時点	
令和 2年度 (2020)	鴨居病院	療養：24床	R4.11	R8.10	建築会社より建築資材不足や人手不足により対応が遅れる旨の連絡を受けたため
	元気会横浜病院	療養：68床 地ケア：50床	R8.7	R9.4	新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などの影響により、設計を大幅に見直しているため
	ふれあい東戸塚 ホスピタル	障害：49床	R5.4	R9.4	整備予定地の調整に時間がかかっているため
	西横浜国際総合病院	地ケア：5床	R5.3	R7.9	整備予定地の調整に時間がかかっているため

整備中病床の状況（3/4）

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定期		整備が遅れている理由
			当初	R7.7時点	
令和3年度 (2021)	新横浜こころの ホスピタル	療養：76床	R6.2	R7.11	資材・人件費の高騰による工費の増加を抑えるため、工事仕様の変更を検討していたため R6年3月に着工し、整備中

○新横浜こころのホスピタルにおける精神病床の削減に向けた自主的な検討状況及び地域医療への貢献について

- 精神病床の削減については、港北区で唯一精神病床を有し、地域の精神科患者様の受皿として精神病床稼働状況は高く推移しております。しかしながら、神奈川県における精神病床が過剰であることを鑑み、経営会議において、削減の可否について検討を進めて参りました。引き続き、現在進めている病床整備終了後、地域医療への貢献を第一の方針として、グループホームや介護施設などの協力を得ながら、精神病床の削減を検討して参ります。
- 地域医療への貢献につきましては、認知症治療病棟、精神科病棟、療養病棟を有し、地域における急性期病院や介護施設などから幅広く患者様を受入させて頂いております。急性期を終えた患者さまや在宅復帰が困難な患者さまを積極的に受入れ、地域の急性期病床の確保に貢献を行っております。また、横浜市自立支援協議会と協働し精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、協議会参加者と退院支援に向けた取組を行っております。

整備中病床の状況 (4/4)

配分 年度	病院	配分病床数	稼働予定期		整備が遅れている理由
			当初	R7.7時点	
令和 5年度 (2023)	上白根病院	地ケア：27床	R8.3	R8.9 (前回： R8.3)	R6年9月に既存病床を地域包括医療病棟51床に転換したことで、運用上、整備病床は、地域包括ケア病棟ではなく、地域包括医療病棟での増床も検討中。その他の急性期病床との兼ね合いも含めての調整が必要になってしまっており、当初の計画が遅れている
	湘南泉病院	療養：112床	R7.4	R8年度 中 (前回： R7年度 中)	令和7年度の工事着工に向けて工事時期の調整を行ってきたが、(法人全体の経営が厳しい中)建築資材の高騰や人手不足の影響等もあり、現時点で着工の目途がたっていない。工事費の縮減の検討をしており、早い段階での着工を目指す
令和 6年度 (2024)	徳田病院	療養：10床	R8.1	R8.1	—
	鴨居病院	地ケア：6床	R8.10	R8.10	—
	湘南泉病院	地ケア：24床	R8.4	R8年度 中	療養病棟112床とセットで工事を行うため

資料3

2040年医療提供体制の検討に向けて (方面別検討会「医療介護WG」について)

医療局地域医療課

2025年8月5日

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

○ 現在の検討状況

- ・2040年を見据えた医療提供体制の検討に向けて、現在進めていること
(病床整備・機能連携の議論中心だった方面別検討会に、在宅医療介護福祉も含め地域完結型医療の実現に向け、今年度2圏域[東部・南部]でワーキンググループに着手します)

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

① 病床機能

- これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

② 医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告）

- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告

③ 構想区域・協議の場

- 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）

(3) 地域医療介護総合確保基金

- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

① 医療機関機能の確保（実態に合わない報告見直しの求め）

② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等

- 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
- 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供）

② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める

③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

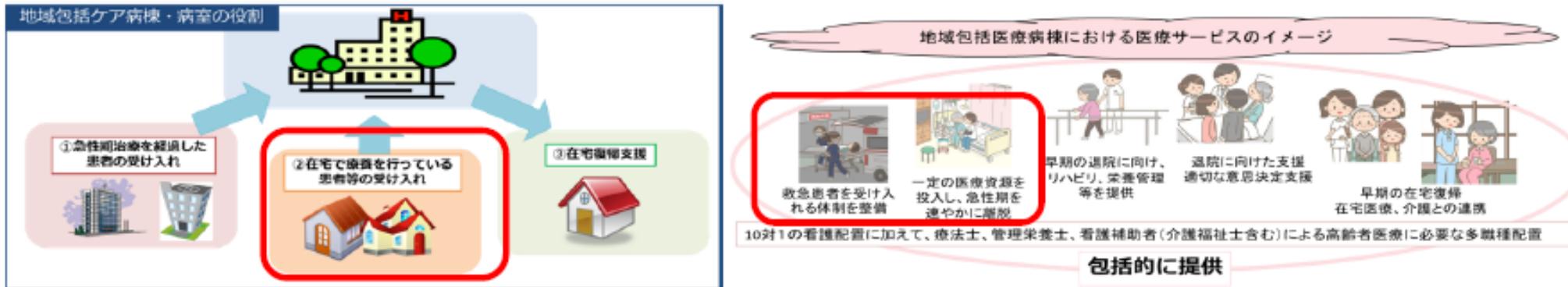
(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

高齢者救急・地域急性期機能について

- 今後増加が見込まれる85歳以上の患者の急性期の入院に多い傷病名と、包括期機能と考えられる病棟に多い傷病名を比較すると、一定程度共通しており、高齢者救急や一般的な救急において、在宅で療養を行っている患者の受け入れ等の役割を担うこととされている地域包括ケア病棟や地域包括医療病棟を有する医療機関での対応が重要となる。

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



85歳以上の頻度の高い傷病名 (※)

※ 急性期入院医療等を算定する病棟における傷病名

傷病名	手術	割合	累積	病院数
食物及び吐物による肺膿炎	なし	5.8%	5.8%	3,726
うっ血性心不全	なし	5.1%	10.8%	3,350
コロナウイルス感染症2019, ウィルスが同定されたもの	なし	3.6%	14.5%	3,369
肺炎, 詳細不明	なし	2.7%	17.2%	3,399
転子貫通骨折 閉鎖性	あり	2.4%	19.6%	2,510
尿路感染症, 部位不明	なし	2.3%	21.9%	3,399
大腿骨頸部骨折 閉鎖性	あり	2.0%	23.9%	2,511
細菌性肺炎, 詳細不明	なし	1.6%	25.4%	2,615
体液量減少(症)	なし	1.6%	27.0%	3,480
腰椎骨折 閉鎖性	なし	1.4%	28.4%	3,540

資料出所：2023年DPCデータ

包括期機能と考えられる病棟に多い傷病名 (※)

※ 地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟における傷病名

傷病名 (上位15疾患)	件数	在院日数
食物及び吐物による肺膿炎	37,436	25.4
老人性初発白内障	35,243	3.0
腰椎骨折 閉鎖性	32,609	32.1
大腸＜結腸＞のポリープ	31,855	2.4
肺炎, 詳細不明	27,464	22.3
コロナウイルス感染症2019, ウィルスが同定されたもの	25,533	20.0
体液量減少(症)	25,491	23.9
うっ血性心不全	23,860	24.4
筋の消耗及び萎縮, 他に分類されないもの 部位不明	22,183	32.8
老人性核白内障	21,242	2.8
大腿骨頸部骨折 閉鎖性	21,009	29.3
尿路感染症, 部位不明	20,472	23.7
その他の原発性膝関節症	18,768	21.9
転子貫通骨折 閉鎖性	18,211	31.5
心不全, 詳細不明	15,952	26.3

2040年の医療需要について

医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が増加することが見込まれる。2020年から2040年にかけて、85歳以上の救急搬送は75%増加し、85歳以上の在宅医療需要は62%増加することが見込まれる。

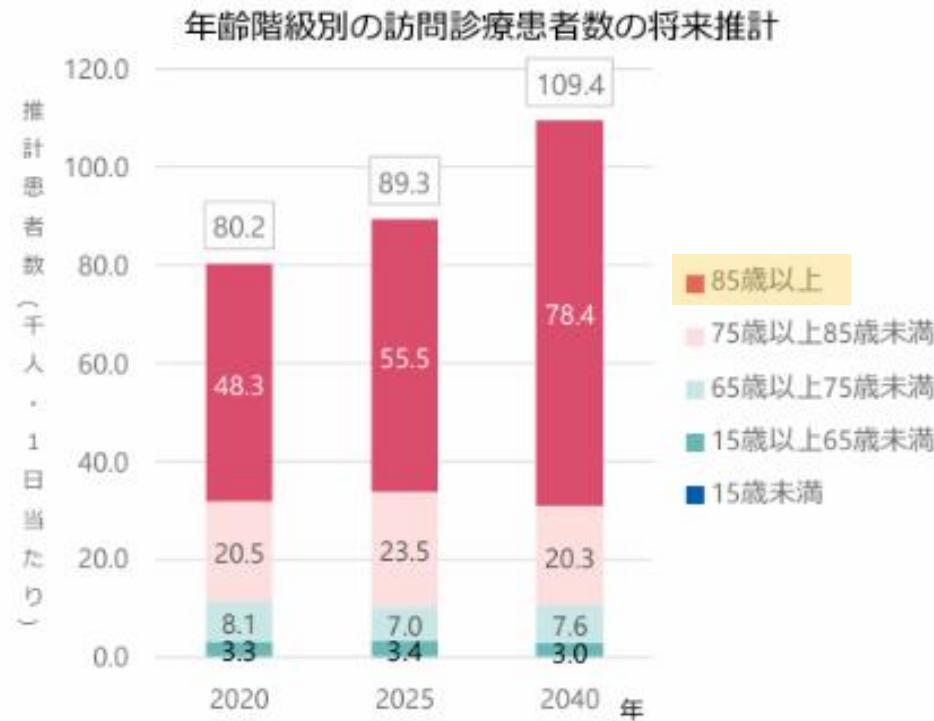
明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

救急搬送の増加



2020年から2040年にかけて、75歳以上の救急搬送は36%増、うち85歳以上の救急搬送は75%増と見込まれる。

在宅医療需要の増加



2020年から2040年にかけて、75歳以上の訪問診療の需要は43%増、うち85歳以上の訪問診療の需要は62%増と見込まれる。

資料出所：当分析データを用いて、救急搬送（2019年度分）の件数を集計したものを、2020年1月住民基本台帳人口で標準化した都道府県別人口で除して年齢階級別に利用率を作成し、各地域別未来推計人口に適用して作成。
※ 救急搬送の1月当たり件数を、年齢階級別人口で除して作成。
※ 性別別については集計対象外としている。また、年齢階級別人口については、在籍不詳人口を算いて利用した。

出典：厚生労働省「市町村調査」（2017年）
総務省「人口推計」（2017年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」
を基に地域医療計画課において推計。

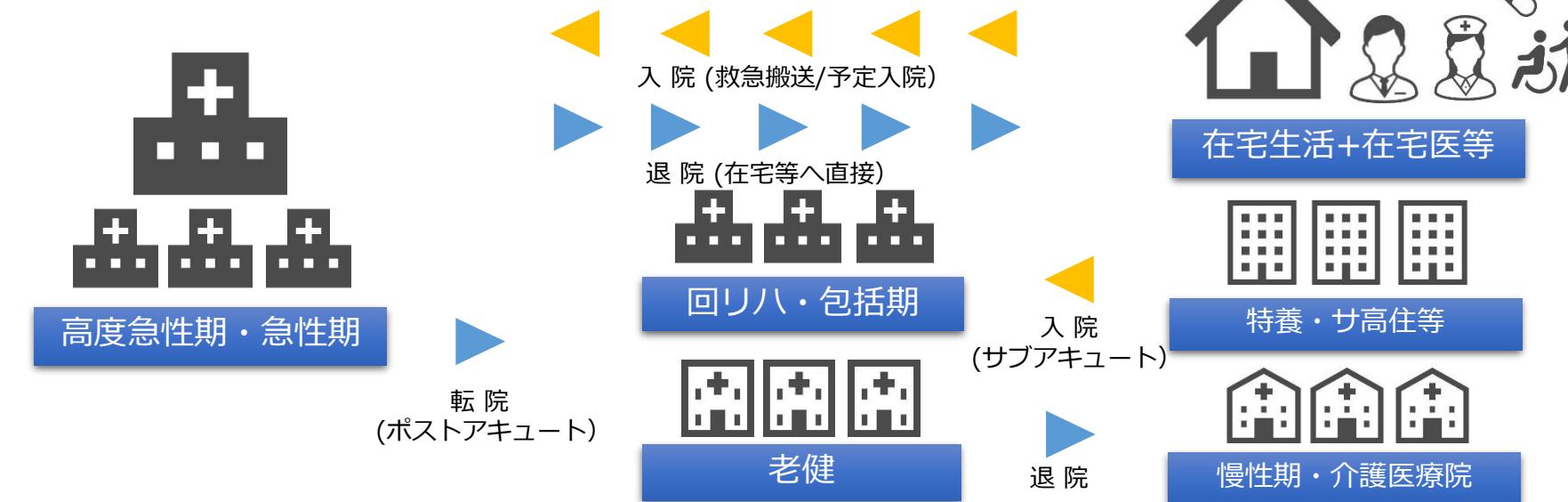
□ 趣旨・背景

[イメージ]令和7年度「地域完結型医療」に向けた、方面別検討会の持ちかた

- ネットワーク型医療提供体制を構築し、抱え込まずそれぞれ適所で医療提供できることを目指す
- R7は、先行エリアで議論の整理を行いつつ、7方面別検討会で検討をすすめる。
- メンバーについても、これまでの病院関係者に加え、在宅医療・介護・施設等関係者も交え

患者の送り手・受け手 双方の視点から議論を重ね、意識醸成や具体的連携の深化をねらう

地域完結型医療イメージ



<方面別検討会 医療介護WGイメージ>
円滑・効率的な医療介護連携に向け
・転退院・在宅生活のシーンごとに
・各々の課題/負担/アイディア等を
少人数WGにて議論・意見交換
(現場実感に近い形で)
→事務局で論点整理のうえ、
地域視点で俯瞰した課題マップを作成
「目詰まりしやすいポイント」など
地域全体での議論を進める。



R7試行実施(2圏域でモデル的にWG議論をします)

- 開催意図は ①意識醸成(←お互いを知る/ハラをわった議論) ②論点整理・課題特定 ③施策化・行動へ
- フリートークをベースに課題感・論点を交通整理。新たな地域医療構想の主要論点との合流も。
- 検討会①キックオフ→WG①～③意見交換・論点セットまとめ →検討会②で共有・意見交換 (→R8へ)



⇒R7成果物イメージ： 地域完結型医療に向け ①意識醸成 ②論点整理 ③施策・取組化。R8につなげる

- 意識醸成： まず話すこと/我々も困っているが彼らも困っている/地域みんなでやれば変わるかも (共感・協調へ)
- 論点整理・地域課題： 2040年に向けた課題・懸念事項 (病床連携/高齢者救急/在宅医療/高齢者施設連携)
- 施策・行動へ： 着手できることから (ACP・もしも手帳協力 / 地域連携パス利活用 / ICT連携 / 学習会 / 制度要望)

「よこはま保健医療プラン2024」の令和6年度振り返りについて

横浜市保健医療協議会
令和7年9月1日
医療局医療政策課

本市では、保健医療分野における中期的な計画として「よこはま保健医療プラン2024」を策定し、各種施策を推進しています。このたび令和6年度の単年度振り返りを実施しましたので、ご報告します。

(1) 趣旨

高齢化の進展による医療需要増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、最適な医療提供体制を確保するとともに、保健・医療・介護の連携を着実に進め、市民が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活することができる社会の実現を目指して、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として策定しました。

(2) 計画期間

2024(令和6)年度から2029(令和11)年度まで(6年間)

(3) 評価結果

プランに掲載されている137項目の主な施策について、目標を大きく上回る成果を上げた取組(◎評価)が21項目(15.3%)、概ね計画どおりに進捗・目標達成した取組(○評価)が105項目(76.6%)、目標を下回った取組(△評価)が8項目(5.8%)、評価が困難な取組(—評価)が3項目(2.2%)となりました。

◎○合わせると91.9%で、9割を超える項目が概ね計画どおりに進捗・目標達成しており、計画の大部分で推進が図られました。

<評価結果概要>

	◎	○	△	—
主な施策 (137項目)	21項目 (15.3%)	105項目 (76.6%)	8項目 (5.8%)	3項目 (2.2%)

◎：当初目標を大きく上回る

△：当初目標を下回った

○：概ね当初目標を達成

—：評価が困難なもの

◎または△評価とした項目については次ページ以降に記載しています。

(4) 今後の方向性について

計画3年目となる令和8年度に、令和7年度の振り返りを踏まえて中間振り返りを行い、情勢の変化等の必要に応じて計画を見直します。

III 横浜市の保健医療の目指す姿「2040年に向けた医療提供体制の構築」								
評価結果概要	◎	○	△	—				
主な施策 (23項目)	3項目 (13.0%)	18項目 (78.3%)	1項目 (4.3%)	1項目 (4.3%)				
◎または△評価とした項目								
施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
（2）医療従事者等の確保・養成 横浜市医師会、横浜市病院協会する看護専門学校への運営支援を行い、市内で就職する看護師を安定的に養成	横浜市医師会、横浜市病院協会する看護専門学校卒業生の市内就職率	87%	90%	90%	93.8%	◎	横浜市医師会、横浜市病院協会の運営する看護専門学校への運営支援を実施しました。 卒業生の市内就職率は市医師会90.8%、病院協会98.6%と、市内のすべての看護師養成施設の平均と比べても高い就職率となりました。	卒業生の市内就職率の維持とさらなる向上に向け、運営費の補助等の支援を引き続き実施します。
（2）医療従事者等の確保・養成 市内中小病院の看護師の採用活動の支援	市内中小病院の看護師の採用活動の支援 支援対象病院の累計	58 施設	118 施設	163 施設	98 施設	◎	25病院を対象に、看護学生向けの特設ページを就職情報サイト内に作成する等の採用活動支援を行いました。	採用活動の現状把握等を通じて市内中小病院の採用活動をより効果的に実施します。
（3）高齢者を支える地域包括ケアの推進 高齢期に多い疾患等に対する多職種連携研修等の実施	疾患別医療・介護連携事業を実施する区の数	17区	18区	18区	18区	◎	横浜市医師会との委託契約により、高齢者に多くみられる糖尿病、心疾患、摂食嚥下、緩和ケアについて、各区で会議の場の立ち上げを必須とし、運営会議を行うとともに、多職種連携研修を年に1回以上開催することを必須とし、18区で実施しました。高齢期特有の療養上の課題や疾患別の支援体制を強化とともに、医療・介護の重度化を防ぎ、医療・介護費用の抑制につなげ、市民が望む人生の最終段階を過ごせるように取り組みました。	2025年度からは、在宅医療連携拠点事業と委託契約を一本化することで、在宅医療連携拠点事業と疾患別医療・介護連携事業を一体的に実施できるようにします。また、事例検討、市民啓発講演会の疾患選択を拡大することで、広く課題に取り組める仕組みとします。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
（1）将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築 地域中核病院の再整備	南部病院：再整備	設計	建設工事	開院	開院予定期の見直し	△	南部病院において、旧港南工場の解体と新病院の建設工事までを一体的に実施する事業者の選定作業を進めてきましたが、不調となり、当初計画の令和10年度中の開院予定期を見直すこととしました。	今後の建設業界の動向等も確認しながら、可能な限り早期の開院に向けて、引き続き南部病院と協議を進めていきます。

IV 主要な疾病ごとの切れ目ない保健医療連携体制の構築

評価結果概要	◎	○	△	—
主な施策 (36項目)	10項目 (27.8%)	22項目 (61.1%)	2項目 (5.5%)	2項目 (5.6%)

◎または△評価とした項目

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
1がん (1) がん予防に向けた取組 市民への情報提供の充実	新たな情報提供の環境整備	検討	運用	運用	158,870件 (11月～3月)	◎	がん検診の実施医療機関を様々な条件で検索できる横浜市がん検診サイトを構築し、11月から運用を開始しました。閲覧件数は158,870件となりました。	今後も情報の更新を行い、正しい情報提供を継続します。
1がん (1) がん予防に向けた取組 精密検査受診状況の把握	受診状況の集計と結果報告の督促回数	1回	2回	3回	3回	◎	横浜市医師会を通じて精密検査受診状況の集計・結果報告の督促を各1回実施しました。また、集計状況等をふまえて当課から対象者に架電し、個別に精密検査受診勧奨を実施しました。	更なる精密検査受診率向上のため、精密検査受診状況の集計・結果報告の督促の頻度を上げます。また、対象者への架電による精密検査受診勧奨を行っていきます。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
1がん (3) がんとの共生 アピアランスケア	アピアランス支援に取り組む病院数（市内におけるアピアランス啓発資料配付病院数）	13 施設	15 施設	17 施設	18 施設	◎	アピアランスケアに取り組む病院が5施設増え、18施設となりました。アピアランスケアに携わる看護師等の医療従事者向けに実践的な知識・技術を学ぶための研修会を実施し、14名の参加がありました。	医療従事者への啓発に加え、理美容業界等の関係機関への研修会を実施します。
1がん (3) がんとの共生 小児・AYA 世代がんの理解促進・患者支援	連携病院へのチャイルドライフスペシャリストなどの配置	2人	3人	3人	4人	◎	ホスピタル・プレイ・スペシャリスト3名、チャイルド・ライフ・スペシャリスト1名が配置されました。	小児がん連携病院への配置に対する支援を継続します。
2脳血管疾患・心疾患 (3)合併症や再発の予防、在宅復帰支援 心血管疾患リハビリテーションが実施できる体制の整備	心大血管疾患リハビリテーション料ⅠⅡ算定施設数	27 施設	28 施設	30 施設	29 施設	◎	心臓リハビリテーション指導士の育成支援等を実施することで、市内心大血管リハビリテーションⅠⅡ算定施設は29施設となり、目標を達成しています。	算定施設数を増やすために医療機関への心臓リハビリテーション指導士の育成の支援を継続します。
2脳血管疾患・心疾患 (3)合併症や再発の予防、在宅復帰支援 維持期における心臓リハビリテーションの多職種協働による支援体制の構築	心臓リハビリテーション連携施設認定を目的とした研修実施数	検討	運用	運用	1回	◎	維持期における心臓リハビリテーションの継続を支援する連携施設を対象に研修動画を作成し、132施設に動画を配布しました。	引き続き研修を実施し、各施設の知識向上を図ります。
3糖尿病 (2) 医療・介護連携の推進 高齢者等の糖尿病の重症化予防に関して支援者向けの啓発 職域別研修(参加者数)	高齢者等の糖尿病の重症化予防に関して支援者向けの啓発 職域別研修(参加者数)	160人	160人	160人	262人	◎	市内の介護支援専門員、薬剤師向けの糖尿病研修をそれぞれ1回実施し、計132人が受講しました。 研修手法を見直し、第1回は現地開催でグループディスカッションを行い、第2回はオンライン開催で後日アーカイブ配信を行い、130回の視聴があり、広く研修内容の周知を行いました。	市内の関係機関に向けての研修を継続し、知識向上を図ります。

施策	指標	現状 (策定期)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
3糖尿病 (2)医療・介護連携の推進 高齢者等に関わる支援者間の相互理解・課題共有と解決策の検討に取り組む	疾患別医療・介護連携事業（糖尿病）に取組む区の数	2区 モデル実施	8区	18区	15区	◎	15区において、多職種連携研修、地域資源リストの作成、事例検討などにより、医療、介護に携わる人材の対応力向上と連携強化に向けたネットワークづくりに取り組みました。	引き続き18区展開へ向けて、多職種の連携を進め、高齢者等に関わる支援者間の相互理解・課題共有と解決策の検討に取り組んでいきます。
4精神疾患 (1)こころの健康を維持する人の増加 メンタルヘルス普及啓発、専門職のスキルアップ	依存症支援者向け研修の受講者数	689人	1,250人	2,000人	1,475人	◎	依存症支援者研修を実施しました。オンライン形式で研修を実施したことや、参加者のニーズに合わせたテーマを設定して研修を実施したことにより、当初の目標を上回る参加がありました。	引き続き参加者のニーズに沿った研修を実施しています。
4精神疾患 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 措置入院患者に対する退院後の支援	措置入院患者に対する退院後の支援実施割合	60%	65%	70%	76%	◎	措置入院患者に関して医療機関に密に連絡をとることで、支援が必要な方へ退院前に措置入院者と関わる機会をつくることができ、退院後の支援につながりました。	現在の状況を引き続き維持できるように、医療機関への連絡を密にとっています。
3糖尿病 (1)糖尿病の発症予防及び重症化予防 糖尿病の発症予防及び重症化予防のための保健指導に取り組む	糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けた生活習慣改善のための個別指導	173人	180人	180人	163人	△	糖尿病の発症予防及び重症化予防を目的に生活習慣改善のための個別指導を実施しましたが、利用人数が伸びませんでした。	目標人数に達していないため、全区にて医療機関との連携強化を目的に、医療機関に対して事業周知を行います。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
4 精神疾患 (3) 精神科救急体制の充実 救急医療体制の構築	ソフト救急経由における市内病院への紹介割合（横浜市民の紹介案件のうち市内医療機関を紹介した者の割合）	78.6%	80%	85%	71%	△	これまで4県市協調体制により、医療機関が選定できない仕組みであり、紹介件数の増加に伴い、市内医療機関への割合は相対的に減少しました。	2025年度より四県市行政で対象者の居住地域に応じた病院選定（市内病院）の試行に取り組んでいます。 現在の試行を継続し、4県市協調体制として、地域性を考慮した病院選定を行っていきます。

V 主要な事業ごとの医療体制の充実・強化

評価結果概要	◎	○	△	—
主な施策 (35項目)	2項目 (5.7%)	30項目 (85.7%)	3項目 (8.6%)	0項目 (0%)

◎または△評価とした項目

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
1 救急医療 (3) 適切な受療行動の推進のための啓発等 「人生会議」の普及による人生の最終段階の適正な医療受診	「もしも手帳」の累計配布部数	377,000 部	568,000 部	718,000 部	470,000 部	◎	<ul style="list-style-type: none"> もしも手帳、説明チラシの改訂 救急あんしんカードと一体的に配布 医師会、病院協会、薬剤師会などの府内外17種の会議で周知 ほけんの窓口（市内直営店10店舗）での配布 職種別研修の実施 ACP普及啓発プログラム改訂 区役所との連携強化 <p>上記の取り組みなどにより、年間配布部数が48,000部（2023年）から</p>	人生会議の普及啓発に繋げていくため、職種別研修の実施や、企業連携の拡大、区役所との連携強化など、もしも手帳の配布先を増やし、強化していくことに、引き続き取り組みます。

							78,800 部（2024 年）へ増加（昨年対比 164%）し、幅広い年齢層への周知、啓発に繋がりました。	
施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針
3周産期医療・小児医療 (1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 分娩を取り扱う医療機関の確保、産科医師及び小児科医師の負担軽減	当直医師確保補助金交付医療機関数	4 施設	4 施設	4 施設	6 施設	◎	分娩を扱う医療機関等が、子育て等により当直ができない医師の代替として、非常勤の医師が当直を行った場合に、当直料の一部を支援しました。（6 施設）	医療機関により補助金を活用いただくよう、補助要件の見直し、補助金額の拡大等を行います。
3周産期医療・小児医療 (1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 分娩を取り扱う医療機関等の負担軽減	分娩手当補助金交付医療機関等数	11 施設	11 施設	11 施設	8 施設	△	分娩を扱う医療機関等に勤務する産科医等に対し、分娩取扱件数に応じて手当を支給する分娩取扱施設に対して補助金を交付しました。（8 施設）	医療機関により補助金を活用いただくよう、補助要件の見直し等を行います。
3周産期医療・小児医療 (1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 助産師のスキルアップ	助産師研修補助金交付医療機関等数	4 施設	4 施設	4 施設	2 施設	△	分娩を扱う医療機関等に勤務する助産師が、外部機関が実施する研修に参加した経費を勤務先が負担する場合、経費の一部を補助しました。（2 施設）	医療機関により補助金を活用いただくよう、周知方法の改善等に取り組みます。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
3周産期医療・小児医療 (2) 出産・育児に関する相談支援の充実 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会議と実務者会議の年間開催数	28 内訳：代表者会議2回、実務者会議各区1回以上	同水準を維持	同水準を維持	25回	△	<p>①横浜市子育て SOS 連絡会（要対協代表者会議）（6月、12月）や各区児童虐待防止連絡会（要対協実務者会議：各区1・2回/年）に医療従事者（医師会、歯科医師会）が出席しました。</p> <p>②横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の構築に向けた取組を実施しました（7月、11月、3月）。内訳：市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討（標準化部会 2回/年）、情報交換会（1回/年）、CDR 関連部会（年1回）を開催しました。また、研修として、横浜市医師会、横浜市歯科医師会に委託し、「医療機関向け虐待対応プログラム BEAMS」の Stage 1・2 を市内医療機関医師向けに、Stage 1 を市内歯科医師向けに実施しました。</p> <p>③医療機関と行政との連絡会を実施しました。</p> <p>④横浜市歯科医師会の要保護児童対策地区担当者協議会で研修を実施しました。</p>	<p>①横浜市子育て SOS 連絡会（要対協代表者会議）（6月、12月）や各区児童虐待防止連絡会（要対協実務者会議：各区1・2回/年）に医療従事者（医師会、歯科医師会）が出席します。</p> <p>②横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の構築に向けた取組を通じ、医療機関との連携が強化されてきています。引き続き連絡会や研修を実施して医療機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に取組みます。内訳：市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討（標準化部会 2回/年）、情報交換会（1回/年）、CDR 関連部会（年1回）を開催します。また、横浜市医師会、横浜市歯科医師会に委託し、「医療機関向け虐待対応プログラム BEAMS」の Stage 1・2 を市内医療機関医師向けに、Stage 1 を市内歯科医師向けに研修を実施します。</p>

VI 主要な保健医療施策の推進

評価結果概要	◎	○	△	—				
主な施策 (43項目)	6項目 (14.0%)	35項目 (81.4%)	2項目 (4.7%)	0項目 (0%)				
◎または△評価とした項目								
施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
1 感染症対策 3. 特定の感染症対策 (7) 予防接種 医療機関、研究機関、近隣自治体、国等との連携及び迅速な情報共有	医療機関等への情報提供回数	6回以上	6回以上	6回以上	11回	◎	神奈川県や近隣自治体等との情報の共有・提供を行ったほか、国と麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の供給不足状況等の共有を図り、窮状を伝えたことで、MRワクチンの定期接種期間の延長措置実施につながることとなりました。	新たなワクチンの定期接種化への対応に向けた情報収集のほか、ワクチン供給不足等の際に緊急性に応じて適切な対応が取れるよう、適宜、国・県、近隣自治体等と連携・情報共有を行ってまいります。
3 アレルギー疾患対策 (1) アレルギーに関する情報提供・相談・医療体制の充実 市民向け講演会等の実施	市民向け講演会等の実施回数	2回	1回以上	1回以上	2回	◎	令和6年9月及び10月に市民向け講演会を実施しました。	令和7年9月及び10月に市民向け講演会を実施予定です。
4 認知症疾患対策 認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	375,440人	420,000人	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討	419,663人	◎	認知症サポーター養成講座を住民、企業・職域団体、学校などを対象に実施し、認知症サポーターを養成しました。	2024年度時点ですでに累計で419,663人が受講しており、順調に推移しています。今後もキャラバン・メイト養成研修を実施し、新たなキャラバン・メイトを養成するとともに、認知症サポーター養成講座の実施につなげていきます。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
4 認知症疾患対策 医療従事者等の認知症対応力向上の推進	認知症対応力向上研修受講者数（累計）	4,223人	5,650人	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討	5,168人	◎	薬剤師研修・看護職員研修・歯科医師研修・かかりつけ医研修・医療従事者研修について国のカリキュラムに沿って、実施をしました。	2024年度時点で認知症対応力向上研修受講者数は累計5,168人となっています。 より多くの医療従事者に受講してもらい、目標を達成できるよう、開催方法や開催規模等を工夫しながら、引き続き研修を開催します。
4 認知症疾患対策 若年性認知症の人への支援	若年性認知症の人への支援 相談件数	832人	920件	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討	1,294件	◎	市内4か所に配置している若年認知症コーディネーターを中心に、若年性認知症の人や家族への直接的な支援や、関係者の相談支援を実施しました。また、本人発信支援や社会参加支援のために本人ミーティングや若年性認知症の居場所（認知症カフェ）の開催支援をしました。 若年性認知症の自立支援に関する関係者のネットワーク構築や切れ目のない支援の充実を図るため、9月に支援者向け研修を実施し、2月に若年性認知症支援コーディネーター・区役所職員と自立支援ネットワーク会議を開催しました。	2024年度時点で相談件数は1,294件となっています。 相談支援に加え若年性認知症支援コーディネーターによる本人発信支援や本人ミーティング、居場所等支援を引き続き行ないます。

施策	指標	現状 (策定時)	2026	2029	2024 実績	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と 今後の取組方針
5 医療的ケア児・者及び障害児・者への対応 (1) 医療的ケア児・者等に関する施策 身近な地域で相談できる場所の充実	身近な地域で相談できる場所の充実	—	推進	各区 1か所	推進 (18 区)	◎	2024 年度から県医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に在宅医療連携拠点が位置付けられたことから、18 区全てにおいて、医療的ケアも含めた障害相談に対応できる体制となりました。それに伴い、障害福祉サービスに関する関係機関との連絡・調整を行うことができるよう、在宅医療連携拠点相談員向けの研修を実施しました。	2025 年度からは、在宅医療連携拠点において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」としての趣旨を踏まえながら、障害相談事業所等との連携を行います。
3 アレルギー疾患対策 (2) 学校、施設等における、アレルギー対応研修の徹底 給食実施校を対象としたアレルギー対応研修を実施	研修の実施回数	1回以上 参加人 数 587 人	1回以上 参加 目標 600 人	1回以上 参加目 標 600 人	1回 347 名	△	みなと赤十字病院と連携をし、最新のアレルギー情報を周知できました。また、学校でのヒヤリハット事例や緊急時の対応の内容を確認できました。研修を受講することで管理職、教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等のアレルギーに関する理解につながりました。	令和 8 年度の中学校給食にむけて中学校の管理職、教諭にも受講してもらえるようにしていきます。また、小学校・義務教育学校でも栄養教諭・養護教諭以外の教職員にも受講をしてもらえるようにしていきます。
5 医療的ケア児・者及び障害児・者への対応 (1) 医療的ケア児・者等に関する施策 医療的ケア児サポート保育園の認定園数	医療的ケア児サポート保育園の認定園数	12 園	次期 横浜 市中 期計 画で 評価	推進	20 園 (2024 年 度目標 12 園に 対して実 績 8 園)	△	医療的ケア児サポート保育園として新たに 12 園を認定することを目標としていましたが、結果として 8 園を認定し、累計 20 園となりました。	保育・教育施設からは、看護職員の安定した体制や人材確保に課題があるとのご意見をいただいています。 看護職員の雇用に対する補助の充実や、看護職員を対象とした研修の開催、保育所等の利用調整における看護職員の子の優先的な取扱いなどを通じて、看護職員の確保に努めています。

横浜市民の 食の安全・安心を目指して

－令和6年度横浜市食品衛生監視指導計画実施結果－



写真提供：横浜港客船フォトコンテスト

はじめに

横浜市では食の安全と安心を確保するため、市民の皆様からのご意見などを参考に年度ごとに作成する「横浜市食品衛生監視指導計画」（以下「監視指導計画」）に基づき、食品等取扱施設への立入点検や食品の検査などを実施しています。

今般、令和6年度に横浜市が実施した食品衛生に関する監視指導の状況について、その結果をまとめましたのでお知らせします。

今後も食品衛生に関する情報提供を積極的に行い、市民の皆様との意見交換を進め、食の安全・安心の確保に取り組んでいきたいと考えております。引き続き多くのご意見やご提案をお寄せいただきますようお願ひいたします。

実施結果の概要

▶ 立入点検数	24, 334	件
▶ 食品などの検査検体数	3, 601	検体
▶ 検査による違反検体数	12	検体
▶ 食品などの届出・相談件数	738	件

目次

はじめに-----	表紙裏
I 立入点検及び食品などの検査-----	1
II 食中毒・食品に関する相談・届出発生時の対応-----	7
III 自主衛生管理の推進-----	9
IV 消費者、食品等事業者及び行政による情報提供・意見交換（リスクコミュニケーション）の推進-----	10
V 監視指導計画実施の連携体制、人材育成及び資質向上-----	12
VI 資料（検査実施状況、検査などによる違反食品の一覧）-----	14

I 立入点検及び食品などの検査

立入点検及び検査により発見した違反食品や検査実施状況に関する詳細は、VI 資料(P14、15)にまとめて掲載しています。あわせてご覧ください。▶ VI 資料(P14、15)

1 立入点検

監視指導計画に基づき、市内の食品等取扱施設に対し立入点検を実施しました。

不適事項を発見した場合は改善指導を行い、衛生確保を図りました。

【食品衛生法・食品表示法に基づく立入点検】

対象施設	立入目標回数	対象施設数※ ¹	立入点検数
食中毒事故発生原因施設	4	46	242
違反食品や苦情などの原因施設	3	14	16
広域に大量流通する食品製造施設など	2	975	684
飲食店、小規模な菓子製造施設など	1	28,570	16,853
簡易な調理※ ² 又は容器包装に入れられた製品をそのまま販売する営業に限る施設	実状に応じて	20,457	6,539
合計		50,062	24,334

【食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく立入点検】

対象施設※ ³	立入目標回数	対象施設数※ ¹	立入点検数
食鳥とたいから処理を年間1万羽以上行っている施設	2	2	5
食鳥とたいから処理を年間1万羽未満行っている施設	1	6	9
合計		8	14

※1 令和6年度監視指導計画策定期（令和6年2月時点）の数

※2 冷凍食品を温め提供するのみなど

※3 生体から処理している施設は現在ありません。

2 食品などの検査

監視指導計画に基づき、食品などの検査を実施しました。

検査の結果、全ての検体のうち0.3%の違反食品が発見されました。これらの違反食品については、輸入者などを所管する自治体への通報や適正表示後販売などの指導を行いました。

【検査検体数及び違反・不良検体数】

内容	食品衛生法・食品表示法※による抜取検査	栄養成分表示に関する抜取検査	買取検査など	合計
検査検体数	2,693	20	888	3,601
違反検体数	10	2	0	12
不良検体数	0	0	0	0

※ 栄養成分表示に関する抜取検査は右欄に計上しています。

3 重点的に実施した事業

(1) 肉を原因とする食中毒対策

カンピロバクターや腸管出血性大腸菌などによる食中毒予防を目的として、飲食店や食肉販売店など食肉を取り扱う施設に対して、重点的な立入点検やチラシの配布を行い、調理時の十分な加熱や食品や器具の汚染防止、十分な加熱が必要である旨の消費者への適切な情報提供などを指導しました。また、消費者に対して、チラシの配布や講習会の実施に加え、ポスターやアニメーション動画を活用した啓発を行いました。

【立入点検などの実施状況】

立入施設の分類	立入点検数	チラシ配布件数
食肉の取扱いがある施設	5,112	3,733
生や加熱不十分な肉を提供している施設など	345	

【消費者への啓発実施状況】

実施内容	実績
肉を原因とする食中毒予防についての講習会	96回(参加人数: 2,482人)
乳幼児健診でのチラシ配布	約96,400枚
肉を原因とする食中毒予防啓発ポスター掲出	横浜駅みなみ通路(8月26日~9月1日)
カンピロバクター 予防啓発動画放映	デジタルサイネージ 横浜駅みなみ通路(8月26日~9月1日) 桜木町駅(8月5日~9月1日) YouTube広告 視聴回数95,412回(8月1日~8月31日)

【肉を原因とする食中毒予防啓発ポスター掲出】



(2) HACCPに沿った衛生管理の定着支援

食品等事業者が「HACCPに沿った衛生管理」を適切にかつ継続して行えるよう、講習会やチラシの配布などにより知識の普及を図るとともに、飲食店をはじめとする食品取扱施設に対し、立入点検などにより取組状況を確認し、継続して運用するための技術的支援を行いました。特に食品製造施設等には、食品の抜取検査やふきとり検査などを行い、より効果的な衛生管理の実施を促進しました。

【事業者への支援などの実施状況】

チラシ配布枚数*	10,989
講習会*(集合形式・eラーニング形式)受講者数	16,815
導入及び定着指導件数	20,275
検証支援	抜取検査検体数 213
	ふきとり検査検体数 143

用語解説 (P.13)

- ▶ [HACCP](#)
- ▶ [HACCPに沿った衛生管理](#)

* 食品関係団体に委託して実施したものと含みます。

(3) 社会福祉施設等の食品衛生対策

社会福祉関連施設や大量に調理を行う食事提供施設におけるノロウイルスやウエルシュ菌による食中毒予防を目的として、高齢者施設や保育所、小学校、病院、ホテル、宴会場、仕出し屋などに対し、立入点検や電子メールなどを用いたデータのやりとりによる書類点検、チラシの配布などを行い、調理従事者の健康管理や手洗いの徹底、食品の適切な取扱いなどを指導しました。その他、高齢者などに配食サービスを行っているボランティア団体や、こども食堂、地域食堂などに対して調理器具などのふきとり検査や講習会の実施などの衛生支援を行いました。

また、最新の衛生知識の提供を目的に小学校や社会福祉施設などの職員（栄養士、調理員など）を対象としたeラーニングによる食品衛生講習会を実施し、4,211人が受講しました。

【社会福祉関連施設等の支援結果】

施設区分	対象施設数※1	内容（実施件数）（重複あり）		
		立入点検	書類点検※2	啓発※3
高齢者施設など	2,832	394	43	1,293
幼児・児童施設など	2,259	270	21	1,164
その他の社会福祉関連施設	1,813	60	3	2,280
小学校	364	358	0	358
病院	132	100	0	100
ホテル、宴会場、仕出し屋など	116	123	0	123
合計	7,516	1,305	67	5,318

【ボランティア団体などへの支援結果】

対象	内容（団体数）（重複あり）	
	現場支援	啓発※3
ボランティア団体 こども食堂など	18	467

※1 令和6年6月時点の数

※2 データのやりとりによる書類点検

※3 食中毒予防などのチラシの配布、講習会の実施など

(4) 魚介類による危害発生防止対策

ア アニサキス

飲食店や家庭におけるアニサキスによる食中毒予防を目的として、魚介類を取り扱う飲食店や販売店などに対して立入点検を行い、アニサキス除去の徹底を指導するとともに、アニサキスを死滅させる効果のある冷凍処理を推奨しました。また、消費者に対して講習会やウェブページ、チラシなどにより啓発を行いました。その他、消費者や食品等事業者への注意喚起のため、中央卸売市場を流通する魚介類を対象にアニサキスの寄生状況の調査を行い、結果をウェブページで公表しました。

【立入点検などの実施状況】

立入点検数	1,649
チラシなど配付枚数	2,375

参
照

▶ [アニサキス寄生状況
の調査結果
\(横浜市ウェブページ\)](#)



イ ふぐ

ふぐ取扱施設及び魚介類取扱施設 608 件に対して立入点検を行い、ふぐの適切な取扱いに関する指導や小魚へのふぐの稚魚混入防止に関する啓発を行いました。

ウ その他

水銀や PCB などの微量汚染物質、生食用かきのノロウイルス、クドア・セプテンパンクターナなど 141 検体の検査を実施しました。

4 その他の事業

(1) アレルゲンを含む食品の点検

表示がないアレルゲンを含む食品の流通を防ぐため、市内の食品製造施設で製造された菓子などの食品について検査を行いました。また、保育所や小学校などにおけるアレルゲンのコンタミネーションによる健康被害を防ぐため、施設での混入防止対策を確認するとともに調理品の検査を実施しました。

【アレルゲン除去食の検査実施状況】

	検査項目別内訳				検査検体数
	小麦	乳	卵	くるみ	
小学校	16	16	16	0	48
保育所など	3	6	21	0	30
市内製造施設	0	13	10	36	59
合計					137

(2) テイクアウト及びデリバリー食品等の衛生対策

テイクアウトやデリバリー、通信販売などの営業形態における食中毒予防を目的として、飲食店など 1,584 件に立入点検を行い、適切な温度管理の徹底などを指導しました。

また、消費者に対してチラシなどにより食中毒予防情報の発信を行いました。

(3) 食品中に残留する農薬・動物用医薬品への対策

市内に流通する農畜水産物及びその加工食品計 560 検体について、残留農薬や動物用医薬品の検査を実施しました。

(4) 食品の適正表示の推進

食品表示が適正になされるよう、食品販売施設などに立入点検を行い、加工食品や生鮮食品の表示を点検しました。また、食品の栄養成分表示の適正性を確認するため、加工食品について抜取検査を実施しました。立入点検や抜取検査により発見した表示違反については、改善指導などを行いました。

事業者には立入点検や講習会などを通して、適正表示の普及啓発を行いました。消費者には表示の見方や活用方法について啓発するため、栄養成分表示に関する啓発動画を作成し、YouTube 広告にも掲載しました。



(5) 食品中の放射性物質検査

市内産の農畜水産物、中央卸売市場に流通する農水産物、量販店で販売される食品など 227 検体、小学校などで提供される牛乳や米など 347 検体の放射性物質検査を行い、結果をウェブページで公表しました。

参照

▶ [横浜市で実施した食品の放射性物質の検査結果について](#)
(横浜市ウェブページ)



(6) 輸入食品の点検

日本の規格基準や食品表示基準に合わない食品の流通を防ぐため、輸入食品 365 検体について、表示点検を行うとともに、添加物などを中心に検査を実施しました。また、検疫所の検査でカビ毒の検出事例があるナツツ類など 10 検体に対し、カビ毒の検査を実施しました。

(7) 夏期・年末の食品一斉点検

食中毒が発生しやすい夏期や、食品の流通量が増える年末に、食品製造施設、飲食店、食品販売施設などの立入点検や、食品などの抜取検査を重点的に実施しました。

一斉点検結果の詳細は、ウェブページで公開しています。

【夏期・年末の食品一斉点検実施状況】

実施時期	立入点検数	抜取検査検体数
夏期	5,454	662
年末	5,635	501

参照

▶ [食の安全を守るための計画の実施状況](#)
(横浜市ウェブページ)



(8) イベントにおける食品衛生対策

横浜マラソンなどの大規模イベントでは、食品事故の発生防止のために計画段階から指導・助言を行い、安全の確保に努めました。また、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に向けた事前監視や 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた衛生対策の検討などを実施しました。

(9) 遺伝子組換え食品の点検

食品製造施設や食品販売施設で取り扱う食品について、表示点検を行うとともに、原材料の遺伝子検査を 30 検体実施しました。

(10) 学校給食用物資納入業者の点検

学校給食における事故を未然に防止するため、市内の小学校に食材を納入する業者 98 件に対して立入点検を行いました。

(11) 行政手続のデジタル化に向けた対応

行政手続オンライン化の一環として、厚生労働省の食品衛生申請等システムを活用した営業許可申請、営業届出、食品などの自主回収報告を推進するため、食品等事業者に対してウェブページやチラシの配布などにより周知を行いました。

5 食品衛生に関する先行調査

食品専門監視班では、食品の製造から流通までの様々な段階における安全性を科学的に確認するなどの先行調査を行い、衛生管理に関する助言や指導に活用しています。

近年発生が増加しているウエルシュ菌食中毒を予防するため、同菌による食中毒の発生リスクが大きい大量調理施設において、調理後の食品の温度管理を想定した検証実験を行い、得られたデータをもとに、視覚的にわかりやすい啓発動画を作成しました。

参
照

▶ [ウエルシュ菌食中毒予防啓発動画](#)
(横浜市公式 YouTube)



6 市場食品衛生検査所の監視指導結果

(1) 中央卸売市場本場食品衛生検査所

食品の流通拠点である中央卸売市場において、早朝の市場内せり場や仲卸業者、市場内外の小売店などを対象に立入点検及び魚介類や野菜類、果物などの抜取検査を実施しました。また、南部市場物流エリアの食品等取扱施設に対し、立入点検や抜取検査を実施しました。

【立入点検などの実施状況】

立入点検		抜取検査
対象施設数	立入点検数	検査検体数
354	2,600	1,457

(2) 食肉衛生検査所

と畜場法に基づき、と畜場に搬入される全ての獣畜（牛、豚）のと畜検査を行うとともに、牛の特定部位が除去されていること、牛海綿状脳症（BSE）が疑われる牛がないことを確認しました。また、食肉市場内仲卸施設及び市内の認定小規模食鳥処理場に対し、立入点検や抜取検査などを行いました。

食肉市場の HACCP に沿った衛生管理について、と畜場の外部検証を行うとともに、市場関係者と連携し、衛生指導や微生物検査を行うなどの支援を実施しました。

【と畜検査の実施状況】

種類	と畜検査頭数
牛	14,473
豚	153,953

【食肉市場内の立入点検実施状況】

対象施設種類	施設数	立入点検数（外部検証含む）
と畜場	1	262
市場内施設	4	

【食肉市場内抜取検査の実施状況】

検査の種類	椪体数	検体数内訳
抜取検査	300	牛 150 検体、豚 150 検体
ふきとり検査	679	食肉 589 検体、器具・手指 90 検体
枝肉切除検査	120	牛 60 検体、豚 60 検体

【食鳥処理場の立入点検実施状況】

施設の種類	対象施設数	立入点検数
認定小規模食鳥処理場	9	8
届出食肉販売業	1	2

【食鳥処理場の検査実施状況】

検査種類	検体数
食鳥肉検査*	20
ふきとり検査	50

* 食鳥肉検査は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて実施しています。
そのため、P.14、15 の検査の表には含まれていません。

II 食中毒・食品に関する相談・届出発生時の対応

1 食中毒など健康被害発生時の対応

食中毒や感染症の発生時には、感染症担当部門と連携し、被害の拡大防止と原因究明の調査及び再発防止のための措置を行いました。

食中毒発生件数はノロウイルスを原因とするものが最も多く、34%を占めました。患者数でもノロウイルスによるものが最多でした。

【令和6年度 病因物質別食中毒発生状況（横浜市）】

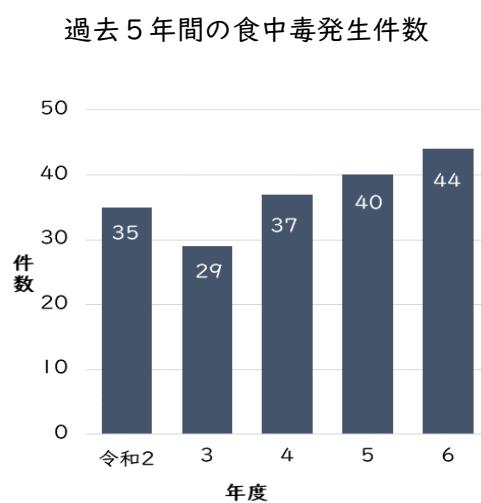
病因物質	発生件数	患者数	病因物質	発生件数	患者数
ノロウイルス	15	187	黄色ぶどう球菌	1	162
カンピロバクター	12	61	サルモネラ属菌	1	24
アニサキス（寄生虫）	11	11	ウエルシュ菌	1	22
セレウス菌	2	8	その他	1	4
			合計	44	479

参照

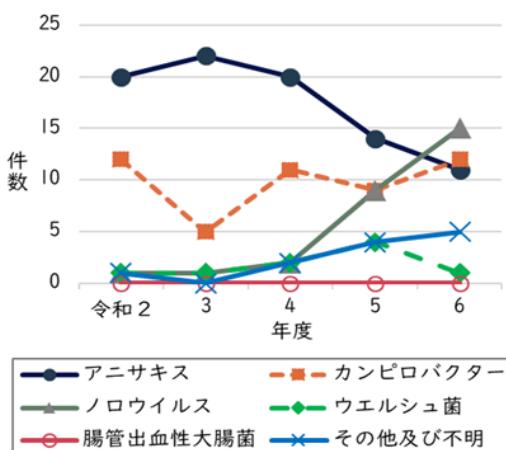
▶ 食中毒発生状況
(横浜市ウェブページ)



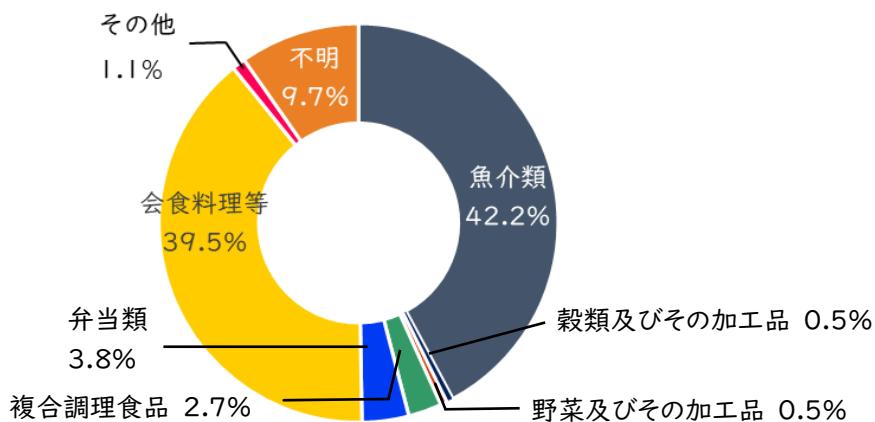
【過去5年間の食中毒発生状況（横浜市）】



過去5年間の病因物質別食中毒発生推移



過去5年間の原因食品別食中毒発生件数



2 食品に関する届出や相談への対応

消費者から食品の腐敗・変敗や異物混入、体調不良などに関する届出があった場合は、原因究明のための調査や異物の同定検査、便や食品の検査などを実施し、食品等事業者に対して再発防止のための指導を行いました。食品等取扱施設が他自治体にある場合は、所管自治体と連携し、調査を実施しました。

【過去5年間の食品などの衛生に関する届出・相談件数】

年度	届出・相談件数
令和2年度	444
令和3年度	398
令和4年度	576
令和5年度	761
令和6年度	738

【食品などの衛生に関する届出・相談件数とその事例】

届出・相談内容	届出・相談件数	主な事例
有症*	490	飲食店で食事後に体調不良を呈した
不衛生取扱管理	98	飲食店の客席でねずみを見た
異物混入	70	カレーパンにプラスチック製異物が混入していた
異味・異臭	32	弁当からシンナーのような異臭がした
腐敗・変敗	9	購入した弁当が腐敗していた
カビの発生	8	うなぎの蒲焼きにカビが発生していた
表示	5	焼き菓子の賞味期限表示が欠落していた
その他	26	消費期限が過ぎたおにぎりが販売されていた
合計	738	

* 健康被害の届出のうち、原因食品や原因施設、原因菌などの特定に至らず、食中毒と判断しなかったもの

【市内検査機関で実施した届出食品などに係る検査実施状況】

検査内容	検体数		
食中毒・有症の届出等に係る検査	食中毒菌	便 器具・手指などのふきとり、食品	1,140 524
	ウイルス	便 器具・手指などのふきとり、食品	1,252 218
	寄生虫	便 食品	15 0
	カビなど	届出食品（洋生菓子）	0
	植物性自然毒	スイセン、マムシグサなど	4
異物の同定検査など		金属片、プラスチック片など	15
		カビ・腐敗・変敗など	3
		昆虫など	1
		その他（動物性異物）	1
合計			3,173

III 自主衛生管理の推進

1 一般社団法人横浜市食品衛生協会との連携

HACCPに沿った衛生管理手法の周知・啓発事業などの委託を行いました。

2 食品等事業者支援

自主検査の推進、食品の衛生的な取扱いや食品取扱者の衛生管理などを指導したほか、衛生指導を目的とした調理器具などのふきとり検査を実施しました。

3 優良施設表彰など

衛生管理の優れた施設を秀級施設として認定しました。また、特に優れた施設に対して横浜市長表彰及び(一社)横浜市食品衛生協会会長表彰を行いました。

【受賞施設数】

表彰などの種類	件数
厚生労働大臣表彰	2
(公社)日本食品衛生協会会長表彰	3
横浜市長表彰	3
(一社)横浜市食品衛生協会会長表彰	7
秀級施設	325



秀級施設認定証



最優秀施設認定証
(市長表彰)

参照

▶ 各種表彰の受賞施設
(横浜市ウェブページ)



4 食品衛生責任者の選任及び講習会の受講促進

食品等事業者や食品衛生責任者を対象に、集合型及びeラーニングによる講習会を実施し、食中毒予防情報や食品衛生に係る最新情報などを提供しました。

【講習会実施、受講状況】

	養成講習会※1	実務講習会※2
回数	25	158
人数	3,194	18,477

※1 食品衛生責任者の資格取得のために(一社)横浜市食品衛生協会が実施する講習会

※2 食品衛生責任者などの食品等事業者が受講する講習会

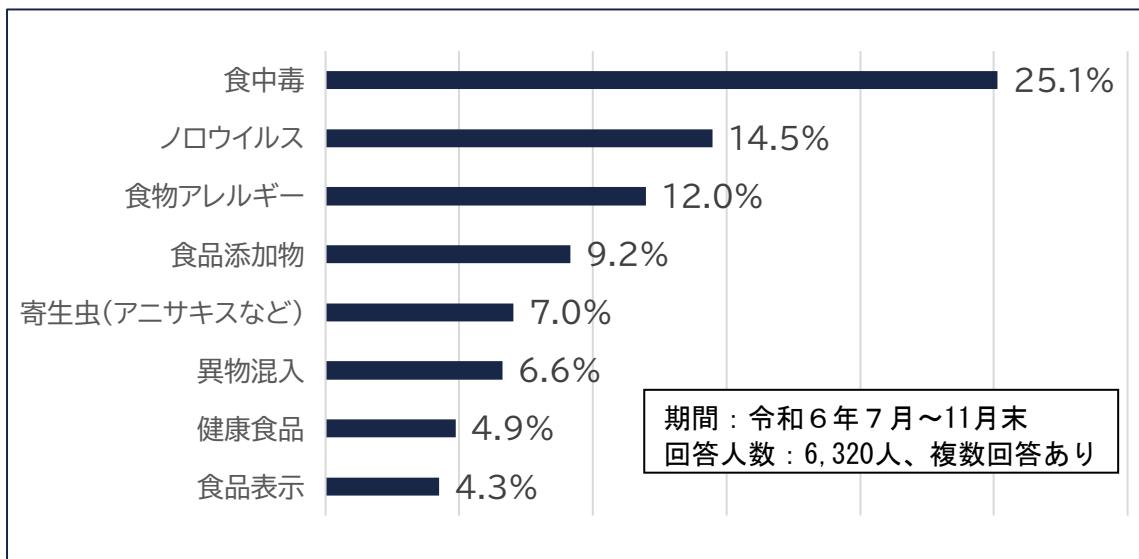
IV 消費者、食品等事業者及び行政による情報提供・意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

消費者、食品等事業者及び行政が、施策や食品の安全性確保に関する情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)などを行い、関係者間の相互理解を深めています。

1 消費者ニーズの把握

「食の安全に関するアンケート調査」を実施し、いただいた回答を令和7年度監視指導計画策定の基礎資料としました。

【食の安全に関するアンケート：食の安全について関心のある項目（上位8項目）】



2 消費者、食品等事業者との意見交換(リスクコミュニケーション)

(1) シンポジウムなどの意見交換会の実施

食の安全について、行政・消費者・事業者の相互の意見や情報の交換を目的に「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しました。「食の安全を考えるシンポジウム」は、横浜市公式 YouTube でも配信しています。また、各区福祉保健センターにおいて意見交換会を実施しています。

【リスクコミュニケーション事業実施状況】

開催日	実施内容	参加者数など
令和6年11月16日	食の安全を考えるシンポジウム 「実はよく知らない？『冷凍食品』の世界」	当日参加者：198名 YouTube 視聴回数※： ・第一部 基調講演 271回 ・情報提供 194回 ・第二部 意見交換会 117回

※ 令和7年6月11日時点

参
照

▶ [リスクコミュニケーション事業](#)
(横浜市ウェブページ)



(2) 食の安全・安心推進横浜会議

監視指導計画やリスクコミュニケーションなどの食の安全に関する施策の審議や意見交換を行つていただき、その結果を施策に反映しました。

参照

▶ 「食の安全・安心推進横浜会議」議事録
(横浜市ウェブページ)



【委員】(令和7年3月時点)

学識経験者 (会長)	田崎 達明	学識経験者	向井 友花	食生活等 改善推進員	齊藤 悅子
市民（公募）	新木 章子	消費者団体	清水 百合子	食品関係団体	小原 修
	林 美代子		松崎 嘉子		仲辻 亮作
			小島 節子		鎌田 肇
			今井 里香		

3 消費者、食品等事業者への情報提供

(1) 食品衛生に関する知識の普及啓発

消費者や食品等事業者を対象とした食品衛生講習会を開催しました。

また、(一社) 横浜市食品衛生協会と共に食中毒予防キャンペーンを開催し、市内各地での食中毒予防啓発イベントや食品衛生協会会員店舗の協力による啓発グッズの配布、デジタルサイネージでの啓発動画の掲載などを通じて、消費者への啓発を行いました。

【普及啓発事業実施状況】

主な事業	実施事業所	実施時期	実施状況（実施回数等）
講習会 (消費者、食品等事業者)	福祉保健センターなど	通年	全区・全事業所 (358回 25,987人)
食中毒予防キャンペーン	福祉保健センター (共催:(一社) 横浜市 食品衛生協会)	7月～11月 (8月1日の「市民食品 衛生の日」を中心に)	イベント(18区29回) 食品衛生協会会員店舗 (156店舗)

(2) ウェブページ・パンフレットなどによる情報提供

横浜市ウェブページ「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」への掲載、チラシやパンフレットの配布、デジタルサイネージ広告や YouTube での動画広告掲載などを通じて、食品の安全確保に関する情報提供を行いました。

参照

▶ 食中毒予防のための
啓発動画・チラシ・
パンフレット
(横浜市ウェブページ)



(3) 食品衛生監視指導計画及び実施結果の公表

監視指導計画及び実施結果は、市役所・区役所庁舎などで配布しています。また、横浜市ウェブページで公表しています。

参照

▶ 食の安全を守るため
の計画及び実施結果
(横浜市ウェブページ)



(4) 報道機関への発表

食品衛生上の危害防止及び啓発の観点から報道機関への発表を行いました。

【報道機関への発表状況】

内容	件数
食中毒の発生について	8

▽ 監視指導計画実施の連携体制、人材育成及び資質向上

1 庁内の連携体制

給食施設への適切な助言指導、改善のため、小学校、保育所、高齢者施設などを所管する関係各局と情報交換や協議などを行いました。また、食品衛生に関する連絡会を通じて食品の生産から消費に関わる関係各局と連携を図りました。

【食品衛生に関する主な会議】

会議名	関連部局
食品衛生に関する庁内連絡会	経済局、みどり環境局、こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、衛生研究所
アレルギー疾患対策庁内連絡会	医療局関係各課、こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、各区福祉保健センター関係各課

2 国、他自治体との連携体制

食品衛生に係る課題、違反食品発見状況、監視指導実施状況の情報共有を図りました。また、家畜・農産物の生産者への衛生指導を行う農林水産担当部局と情報交換を行いました。

【厚生労働省や他自治体との連携体制】

会議名	参加者等
二十一大都市食品衛生主管課長会議	政令指定都市及び東京都
県・保健所設置六市食品衛生担当者会議（年2回）	神奈川県内自治体 検疫所関係部局
輸入食品衛生連絡会	
関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議	関東甲信越静ブロックの食品衛生を所管する自治体
関東信越 広域連携協議会	厚生労働省、関東信越厚生局、関東信越厚生局管轄域内の自治体
全国健康関係主管課長会議	全国の食品衛生を所管する自治体
関東甲信越静地区食肉衛生担当者会議	関東甲信越静地区の食肉衛生を所管する自治体

【農林水産担当部局との連携体制】

会議名	参加者等
神奈川県食品表示監視協議会	農林水産消費安全技術センター 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 神奈川県警察本部、神奈川県内自治体
家畜衛生・食肉衛生連絡調整会議	神奈川県環境農政局畜産課 家畜保健衛生所、食肉衛生検査所
県農政担当者及び県・政令六市 食品衛生担当者連絡会議	神奈川県内自治体

3 検査の信頼性の確保

検査の信頼性を確保するため、GLP（試験検査に関する業務管理基準）に基づく内部点検や精度管理を実施しました。

用語解説 (P. 13)

▶ [GLP](#)

4 食品衛生業務に携わる人材の育成、資質の向上

衛生監視員の調査や監視技術の向上を図るために、業務に関する研修などを実施するとともに、国や神奈川県が開催する研修などに積極的に参加しています。

【主な研修】

- ・国立保健医療科学院短期研修（食品衛生危機管理研修、食品衛生監視指導研修）
- ・食品衛生監視員研修（神奈川県主催）
- ・衛生監視員実務研修（横浜市主催）

用語解説

▶ HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品の原材料から製品に至る各工程を管理することにより、危害の発生を予防する衛生管理の方法をいいます。

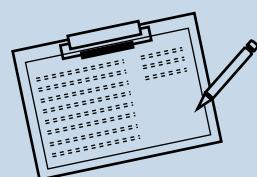
▶ GLP（試験検査に関する業務管理基準）

Good Laboratory Practice の略。食品検査を信頼性のあるものとするためのシステムです。検査を行う部門での検査業務の管理の基準が定められているほか、検査部門から独立した信頼性確保部門が内部監査を実施することや、定期的な外部機関による検査の精度管理調査を受けることが決められています。

▶ HACCPに沿った衛生管理

HACCP制度化に伴い、一定以上の規模の事業者が取り組む「HACCPに基づく衛生管理」と、小規模事業者などがHACCP導入のための手引書を参考にして簡略化された方法により取り組む「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の基準が設けられました。これら2つの基準をあわせて「HACCPに沿った衛生管理」といいます。

HACCPに沿った衛生管理では、事業者が施設ごとに原材料や製造方法などに応じた衛生管理の計画を作成し、実施状況を記録することにより、衛生管理の「見える化」を行います。



VI 資料

立入点検や食品などの検査により発見した違反食品の情報をまとめて掲載しています。
事業別の立入点検及び食品などの検査の実施状況は、I 立入点検及び食品などの検査（P.I）をご覧ください。▶ [I 立入点検及び食品などの検査（P.I）](#)

1 食品などの検査実施状況

(1) 検査内容別内訳

食品分類	※1 小計	検査内容										
		細菌	ウイルス	残留農薬	食品添加物	動物用医薬品	残留物	アレルゲン	組換え食品	遺伝子食品	貝毒・フグ毒	※2 理化学その他
魚介類	719	105	28	0	17	35	0	0	0	29	246	259
冷凍食品	46	41	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	448	184	0	0	171	5	0	0	0	5	83	0
肉卵類及びその加工品	490	133	0	0	21	331	0	0	0	0	5	0
乳	27	6	0	0	0	4	0	0	0	0	17	0
乳製品	14	5	0	0	5	0	0	0	0	0	4	0
乳類加工品	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	76	41	0	1	18	0	0	11	0	0	5	0
野菜類・果実及びその加工品	365	57	0	179	89	0	0	2	0	0	38	0
菓子類	341	109	0	0	156	0	64	12	0	0	0	0
清涼飲料水	106	34	0	0	63	0	0	0	0	0	9	0
酒精飲料	25	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0
冰雪	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	228	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	59	3	0	0	52	0	0	4	0	0	0	0
その他の食品	957	423	0	0	107	2	73	1	0	0	351	0
器具及び容器包装	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
合計	3,979	1,421	28	180	727	380	137	30	34	783	259	

※1 複数の検査を行った検体があるため、(3)実施機関別の検査実施状況の小計よりも多くなります。

※2 放射性物質、魚介類などのヒスタミンや重金属、かび毒を計上しています。

(2) 検査による違反食品の一覧

(1)の検査により、食品衛生法違反が2件発見されました。また、(1)のうち容器包装に入れられた食品 1,277 検体について表示の点検※1を行い、食品表示法違反が8件発見されました。

詳細		食品分類	措置
食品衛生法違反	TBHQ(<i>tert</i> -ブチルヒドロキノン) ^{※2} 検出	菓子類	所管自治体に通報
	ソルビン酸 ^{※3} 検出	乾燥果実	所管自治体に通報
食品表示法違反	添加物の誤表示、邦文表示の欠落、期限表示などの不備	菓子類、清涼飲料水 など	関連施設や関連事業者に適正表示後販売を指導、所管自治体に通報

※1 栄養成分表示に関する抜取検査は含みません。栄養成分表示に関する抜取検査実施状況は3をご覧ください。

※2 TBHQ(*tert*-ブチルヒドロキノン)は、中国やアメリカなどの諸外国では油脂などの酸化防止剤として使用されていますが、日本では食品衛生法で使用が認められていない添加物です。

※3 ソルビン酸は、チーズや食肉製品などの保存料として使用されていますが、本件では使用が認められていない添加物です。

(3) 実施機関別の検査実施状況

食品分類	小計	受付機関					検査機関			
		セ ン 福 祉 タ ー 健 保 視 監 所 専 門 品 衛 生 班	食 品 檢 查 所	本 場 食 品 衛 生	食 肉 衛 生 檢 查 所	衛 生 研 究 所	本 場 食 品 衛 生 檢 查 所	食 肉 衛 生 檢 查 所	衛 生 研 究 所	登 錄 檢 查 機 關
魚介類	627		107	520			526		101	
冷凍食品	43	11	21	11			14		29	
魚介類加工品	306	6	30	270			276		30	
肉卵類及びその加工品	439	60	71	8	300		25	312	102	
乳	23		23				4		19	
乳製品	14		14				2		12	
乳類加工品	1	1					1			
アイスクリーム類・氷菓	17	14	3				11			6
穀類及びその加工品	76	11	33	32			43		33	
野菜類・果実及びその加工品	363	93	110	160			205		158	
菓子類	301	118	128	55			116		176	9
清涼飲料水	94	68	26				24		70	
酒精飲料	25	23	2				3		22	
冰雪	35			35			35			
水	228			228			228			
かん詰・びん詰食品	59	43	16				5		54	
その他の食品	905	234	194	138		339	341		551	13
器具及び容器包装	25	25							25	
合計	3,581	707	778	1,457	300	339	1,859	312	1,382	28

2 立入点検による違反食品の一覧

詳細		食品分類	違反件数
食品表示法違反	保存方法、添加物、名称、原産地、栄養成分表示などの不備	弁当・うざい類、菓子類・野菜類・果実及びその加工品など	1,070

3 栄養成分表示に関する検査実施状況

(1) 検査実施状況

検査内容		食品分類	検体数
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量(ナトリウム)、カルシウム(任意表示)		穀類及びその加工品、野菜類・果実及びその加工品、乳製品、菓子類など	20

(2) 検査による違反食品の一覧

詳細		食品分類	違反件数
脂質について表示値の許容差の範囲を逸脱		菓子類	1
ナトリウムについて表示値の許容差の範囲を逸脱		菓子類	1
合計			2

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
横浜市

横浜市が運営する食の安全情報サイト
食の安全ヨコハマWEB



令和7年6月発行

横浜市医療局健康安全部食品衛生課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL : 045-671-2459 Fax : 045-550-3587 Email : ir-syokukeikaku@city.yokohama.lg.jp

ウェブサイト : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/>

令和6年度
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

環境衛生業務実施結果目次

項目	ページ
I はじめに	2
II 実施期間	2
III 重点取組事項	3
1 レジオネラ症防止対策の推進	3
2 インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】	5
インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】	7
3 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に 関する周知啓発	8
4 公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の 維持管理指導	9
IV 監視指導業務	10
V 感染症対策業務	16
VI 環境衛生関係の相談対応や啓発	18
VII 自主衛生管理の推進	19
VIII 調査・啓発事業	19
IX 今後の取組について	19



令和6年度 横浜市環境衛生業務実施結果

I はじめに

横浜市保健所では、安全で快適な市民生活を確保するため、毎年度、「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定し、業務を実施しています。

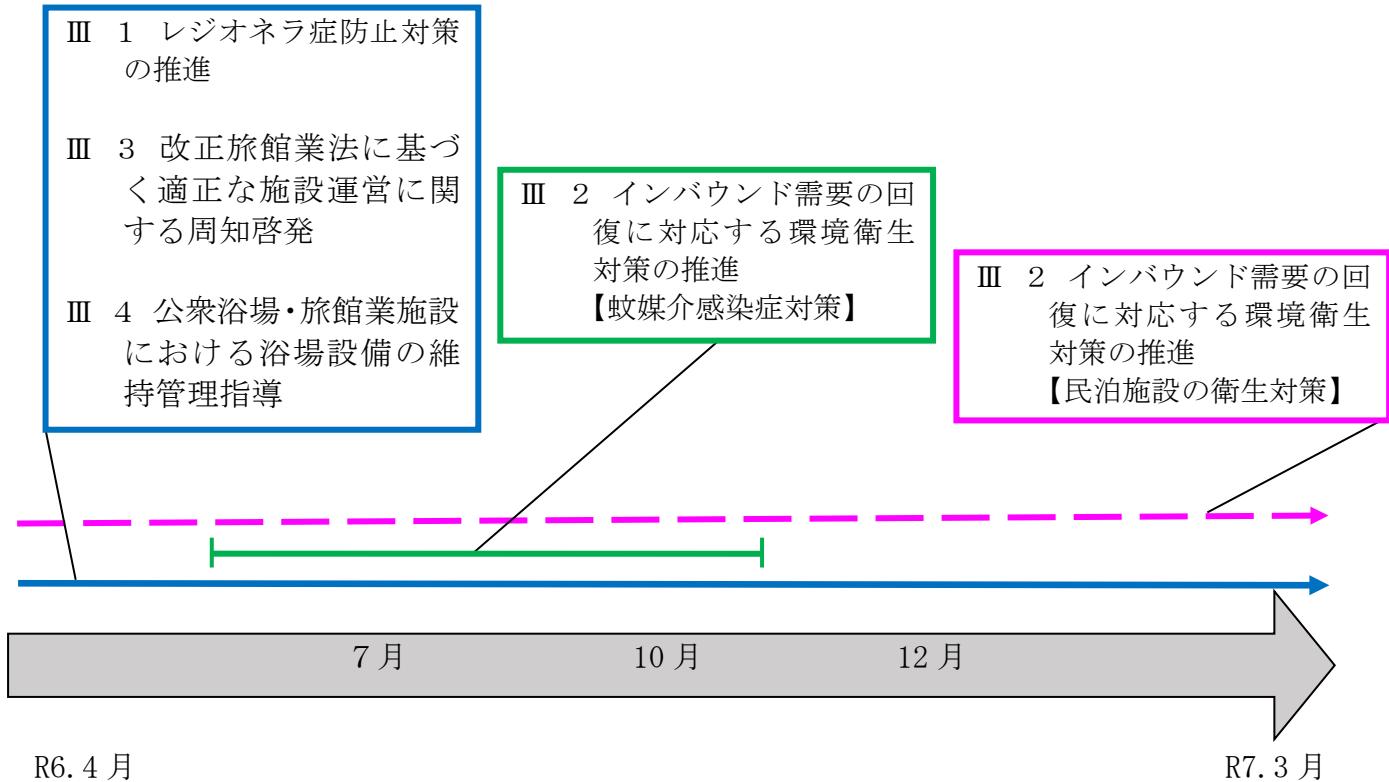
令和6年度は、「レジオネラ症防止対策の推進」、「インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進」、「改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発」、「公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の維持管理指導」を重点取組事項としました。これら重点的な取組に加え、市民の皆様の日常生活に密接な関係のある理容所、美容所、クリーニング所への監視指導、住まいの衛生やねずみ・衛生害虫等に係る相談対応を行いました。

令和6年度の業務実施計画に基づく実施結果についてお知らせします。

II 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

<主な取組>



III 重点取組事項

1 レジオネラ症防止対策の推進

「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」及び「横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」に基づく適切な施設の維持管理を推進するため、施設への立入調査を実施し、必要な指導・啓発を行いました。

(1) 病院への立入調査・配管等の確認指導

前年度から引き続き、中央循環式給湯設備を有する病院へ周知啓発を行うと共に、給湯設備の配管図面保管状況や設備の維持管理状況について確認し、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行いました。また、前年度までに改善すべき管理状況が確認された病院については、その後適切な対策が行われているか、継続して確認を行いました。

表1 病院への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

内容	施設数
立入件数	87
啓発件数	120

(2) 社会福祉施設への立入調査・配管等の確認指導

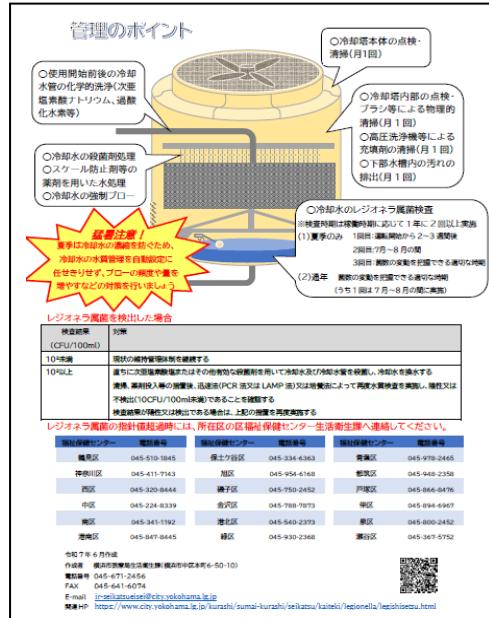
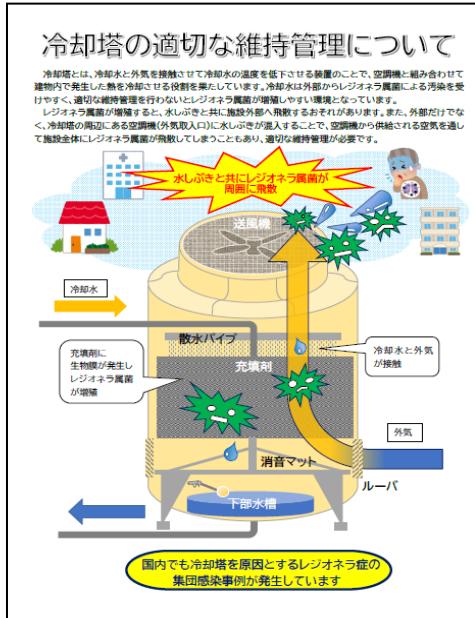
病院に加え、中央循環式給湯設備を有する社会福祉施設に対しても、給湯設備の配管図面保管状況や設備の維持管理状況について確認し、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行いました。

表2 社会福祉施設への立入調査・啓発件数（延べ施設数）

種類	対象施設数	立入件数	啓発件数
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	167	256
	介護老人保健施設	81	
	有料老人ホーム	278	
	ショートステイセンター	12	
	その他	190	

(3) チラシ等を用いた冷却塔や追いだき機能付浴槽レジオネラ症防止対策の啓発・指導

国内で発生した冷却塔が原因と考えられる集団発生事例や、市内で散見される追いだき機能付浴槽を原因設備とした患者発生事例をふまえ、それら設備の適切な維持管理方法について、ホームページ等により施設管理者や市民に向けた啓発を行いました。また、冷却塔を利用する公共施設等を中心に立入調査を行い、基準値超過や管理不良を把握した際は、チラシ等を用いた維持管理方法の啓発、改善指導を行いました。



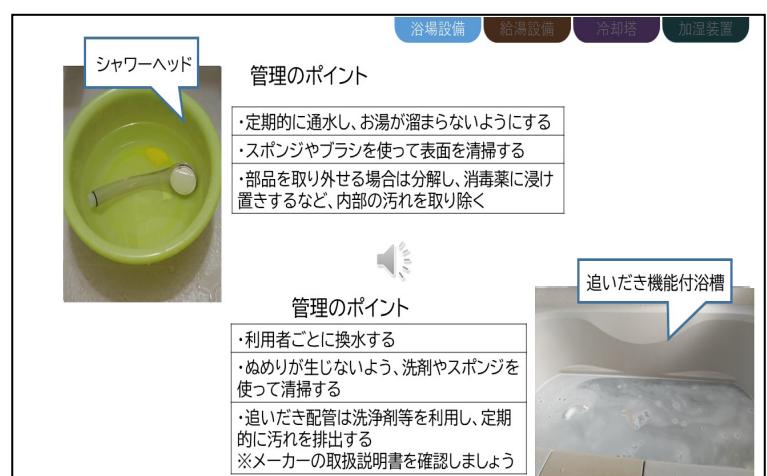
(表)

(裏)

啓発用チラシ「冷却塔の適切な維持管理について」

(4) 通所施設等へのレジオネラ症防止対策の啓発

デイサービス施設等でのレジオネラ症を防止するために、健康福祉局介護事業課及び監査課がそれぞれ主催する施設管理者向け集団指導講習会にて、資料や動画を用いてレジオネラ症を防止するまでの設備管理のポイントについて周知啓発しました。



集団指導講習会資料

2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進

【蚊媒介感染症対策】

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱などの輸入感染症^{*1}や日本脳炎など様々な種類があります。

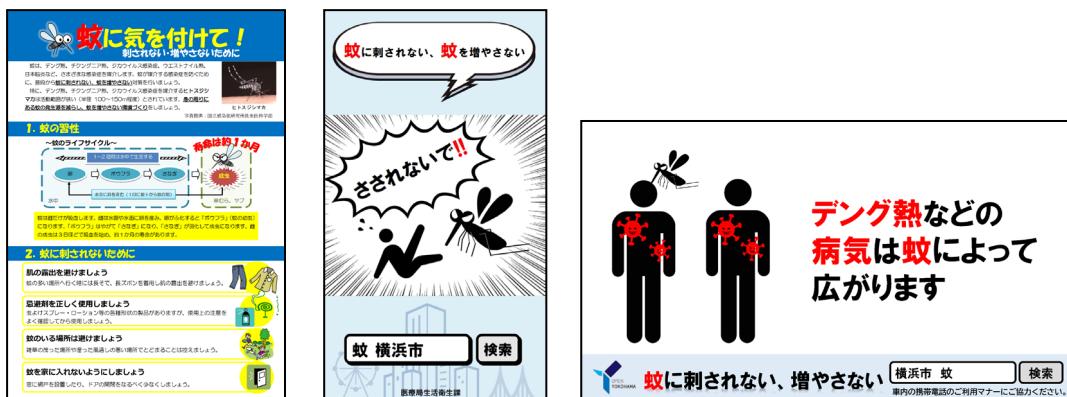
このような蚊媒介感染症を予防するため、市民の皆様に向けて蚊媒介感染症に関する周知・啓発を行いました。また、感染リスクの把握のため、蚊媒介感染症のサーベイランス^{*2}事業、職員向けに蚊媒介感染症発生時の対応訓練及び蚊の生息調査方法のひとつである人おとり法の実地訓練を実施しました。

※1 日本国内に存在しない、または発生が少なく流行していない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症

※2 感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

(1) 蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発

蚊媒介感染症の防止には蚊を増やさない・蚊に刺されない対策の継続的な実施が重要であることから、市営地下鉄車内のデジタルサイネージ、チラシ、ホームページ等を活用し市民の皆様へ広く啓発を行いました。



啓発用ちらし及びサイネージ

(2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況を把握とともに、蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、市内の公園等で蚊の捕獲を行い、蚊媒介感染症ウイルスの保有状況について調査を行いました（表3）。

調査の結果、捕獲された蚊から蚊媒介感染症ウイルスは検出されませんでした。

実施時期：令和6年5月中旬から10月中旬まで

実施回数：計198回

調査地点数：市内公園等22か所

（CDCライトトラップ法：22か所（22定点）、延べ198ポイント
人おとり法：1か所（3定点））

表3 蚊の生息状況調査結果（CDCライトトラップ法）（令和2年度～令和6年度）

調査 年度	調査 期間	調査 地点	調査 期間	捕獲蚊		デング ウイルス等 ^{※1}
				種類	全捕 獲数	
令和2年度 ^{※2}	5～10月	8	12週	4属7種	2,821	全て不検出
令和3年度	5～10月	24	22週	7属12種	8,404	
令和4年度	5～10月	22	22週	7属12種	8,134	
令和5年度	5～10月	22	22週	7属12種	9,511	
令和6年度	5～10月	22	22週	7属12種	11,702	

※1 フラビウイルス属(デングウイルス、ジカウイルス、ウエストナイルウイルス、日本脳炎ウイルス)及びチクングニアウイルス

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により調査期間及び規模を縮小して実施

蚊の生息状況調査方法について

蚊のサーベイランス事業では、2つの調査方法により、蚊成虫の生息状況を調査しました。「CDCライトトラップ法」は全ての調査地点で実施し、「人おとり法」は山下公園で実施しました。



CDCライトトラップ法

- ・装置を夕方から翌日午前中まで設置
- ・その地点にいる蚊の種類相の調査に適している



人おとり法

- ・調査者が捕虫網を足元で8分間振り蚊を採取する方法
- ・短時間で調査が可能
- ・昼間に活動するヒトスジシマカ等の調査に適している

(3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の市内感染症例が発生した場合、推定感染地等の蚊の生息状況を把握することにより感染拡大リスクを判断し、リスクに応じた対策を迅速に講じる必要があります。

そのため、市内で蚊媒介感染症患者が発生したことを想定した机上訓練を実施するとともに、国立感染症研究所が推奨する蚊の生息調査法である人おとり法（8分間スイーピング法）の手技や蚊の種類の同定方法の知識を身に付けることを目的とした職員向けの実地訓練を行いました。

【民泊施設の衛生対策】

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊を行う場合は、住宅宿泊事業法により、施設の届出や宿泊者の衛生や安全の確保等の措置が義務付けられています。

インバウンド需要の回復に伴い、国内外における往来が増加・回復するとともに、住宅宿泊事業届出住宅の新規の届出・相談が増加しています。

住宅宿泊事業法に基づき立入検査を実施し、届出内容及び事業の実施内容を確認しました。不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

(1) 新規届出相談対応

新規の届出等に関する相談対応として 543 件の対応を実施しました。

(2) 定期報告の適正な実施の確認

2か月に1回の定期報告を実施していない施設に対し、延べ 347 回（重複施設あり）電子メール、電話及び立入検査による指導を行いました。

(3) 180 日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅への立入検査の実施

180 日制限を超過して宿泊させていると疑われる届出住宅数は延べ 22 件でした。
なお、180 日制限を超過していることが確認された住宅はありませんでした。

(4) 届出内容及び事業実施内容の確認

立入等検査実施時期：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月まで

立入等件数：97 件

確認項目：標識の掲示、宿泊者名簿の備え付け、

　　外国人観光旅客への対応、レジオネラ症防止対策等

主な不適事項：標識の掲示が適切に行われていない、

　　宿泊者名簿の記載内容が適切でない等

横浜市内届出住宅件数：234 件（令和 7 年 3 月末現在）



住宅宿泊事業者が届出住宅に掲示する「標識」例

3 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発

令和5年の旅館業法改正により、旅館業営業者は、宿泊者等に対して特定感染症※の感染防止に必要な協力等を求めることができるようになりました。また、営業者が宿泊を拒否できる事由が改正されるとともに、宿泊者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒むことがないようにする事が新たに規定されました。これらについて適切に対応できるよう、営業者は従業員に対して研修の機会を与えることが努力義務として規定されました。また、宿泊者名簿の記載事項が改正されました。

これら改正旅館業法の内容について営業者へ周知・啓発を行うため市内旅館業施設に立入り、必要に応じて是正の指導を行いました。

(※特定感染症…感染症における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。)

(1) 立入施設数

213 施設（内訳：旅館・ホテル営業 166 施設、簡易宿所営業 47 施設）

(2) リーフレット等配布数

「旅館業法改正リーフレット」配布延べ数 137 枚

「ガイドライン概要」配布延べ数 136 枚



チラシ「旅館業法改正リーフレット（抜粋）」(左)、「ガイドライン概要（抜粋）」(右)

(3) 指導内容及び件数

宿泊者名簿に關すること（記載事項、保管状況等の不適） 30 件

宿泊拒否に關すること（理由、記録等の不適） 9 件

従事者研修に關すること（未実施） 29 件

4 公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の維持管理指導

令和4年4月から、公衆浴場及び旅館業施設における浴槽水の消毒について結合残留塩素濃度の基準値が新たに設けられたことをきっかけに、令和4年度から3年間、重点取組事項として浴槽水の消毒状況の実態調査を実施してきました。この結果、結合残留塩素による消毒が適している施設があることが明らかとなり、施設に応じた維持管理をするよう指導してきました。

(1) 浴槽水の消毒方法の実態調査及び維持管理指導

公衆浴場・旅館業施設のうち地下水や温泉を利用している施設43件について、塩素系薬剤を用いた浴槽水の消毒の実態調査を行いました。この調査結果に基づき、水質に応じた消毒の方法を指導しました。

(2) 営業者の自主的な維持管理の指導

営業施設に備え付けている維持管理手引書の改訂状況、水質検査の実施状況、浴槽水の残留塩素濃度の測定状況等を確認し、自主的な維持管理を継続して行うよう指導しました。

なお、手引書の改訂状況は浴場で 28%、旅館で 11% が適でした。結合残留塩素による消毒を実施している施設のうち、中濃度用測定器を所有している施設は 4 割以下でした。

表4 手引書の改訂状況及び中濃度用測定器の所有状況

業種	対象施設数	手引書			結合残留塩素による消毒を実施	左欄のうち中濃度用測定器を所有
		適	一部不適	不適		
浴場	276	77	35	53	26	10
旅館	405	46	20	54	2	0

モノクロラミンによる浴槽水の消毒

温泉や地下水の水質によっては、アンモニア態窒素が含まれている等の理由により、過剰残留塩素による消費がうまくならないことがあります。このような問題を回避するため、モノクロラミン消毒が用いられるようになります。

そのため、横浜市においても、これまで浴槽水の消毒の基準として逆遊残留塩素の場合のみを定めましたが、モノクロラミンによる消毒をする場合の基準を追加し、これを利用できることになりました。

▶ 浴槽水中のモノクロラミンの濃度 3 mg/L 以上

アンモニア態窒素と塩素系殺菌剤が応じて、モノクロラミンが生じます。

$$\text{アンモニア態窒素} + \text{塩素系殺菌剤} \rightarrow \text{モノクロラミン}$$

I アンモニア態窒素が含まれていない温泉や地下水に塩素系殺菌剤を投入すると、モノクロラミンが生じます。

II アンモニア態窒素を使い切ると、塩素系殺菌剤の人とともに逆遊残留塩素が生じます。

【注意】
- 水色の消失
- においの発生

アンモニア態窒素と塩素系殺菌剤の量の関係

福祉保健センター生活衛生課が実施している現場調査

▶ 浴槽水の消毒状況の確認

```

graph TD
    A[簡易検定（インドフェノール青比色法）によりアンモニア態窒素を測定] -- ある --> B[標準の内部検定値]
    A -- ない --> C[逆遊残留塩素を測定]
    B --> D[結合残留塩素と判断（回りII）]
    C --> D
    D --> E[逆遊残留塩素と判断（回りII）または（原湯にアンモニア態窒素がない）]
    E --> F[中温用の高留滞素測定器（DPD法）でヨウ化カリウムを添加して過剰残留塩素濃度を測定]
    F --> G[逆遊残留塩素を測定]
    G --> H[検出限界濃度をモノクロラミン濃度とみなす]
    H --> I[モノクロラミンの測定が可能となるまで使用]
  
```

※（粗目留め洗浄（モノクロロジン）濃度
= 結合残留塩素一定濃度後逆遊残留濃度（0））

アソニニア態窒素があれば
逆遊残留塩素は存在しないと判断します。

▶ 過遊残留塩素測定時のポイント

結合残留塩素が高濃度の場合や水質によっては、DPD 法による測定の際に逆遊残留塩素があるように見えることがあります。図に示すとおり、水中にアンモニア態窒素がある場合、逆遊残留塩素は存在しないと判断します。

▶ 問合せ先

ご不明な点がありましたら、各区福祉保健センター生活衛生課までご連絡ください。

福保健センター	電話番号	福保健センター	電話番号	福保健センター	電話番号
鶴見区	045-310-1845	保土ヶ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	品川区	045-954-6168	都筑区	045-948-2358
西区	045-320-8444	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-224-8339	金沢区	045-788-7673	狛江区	045-894-6967
南区	045-341-1191	港北区	045-540-2373	羽田区	045-800-2452
港南区	045-947-8445	羽田	045-930-2366	湘湾区	045-367-5752

内閣府 総務省健康・安全環境局
横浜市立水道部 (50-10) 令和5年6月作成
電話番号 045-671-2456 FAX 045-641-6074 E-mail : rei-seikatsusei@city.yokohama.jp
※該当の問合せ先は原則在る区の福祉保健センターへお問い合わせ下さい。

チラシ「モノクロラミンによる浴槽水の消毒」

IV 監視指導業務

1 営業関係施設

環境衛生営業施設の立入検査を実施し、施設の衛生管理状況等の確認を行いました（表5）。管理の不備があった場合は、改善を指導するとともに改善状況の確認を行いました。

表5 環境衛生営業施設の監視指導件数

業種	対象施設数	監視施設数（延べ件数）
旅館・ホテル	401	229
興行場	98	55
公衆浴場	293	246
理容所	1,547	362
美容所	5,014	742
クリーニング所	1,358	418
化製場・死亡獣畜取扱場	2	1
家畜及び家禽舎	220	66
産あい物処理業	1	0
温泉利用許可施設	60	78
プール・海水浴場	147	118
合計	9,141	2,315



公衆浴場



興行場

2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

多くの人が利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどのうち、建築物衛生法^{*}により衛生的な環境を保つための管理が義務付けられている施設（特定建築物）を対象に、立入検査を実施しました（表6）。また、清掃や空気環境測定等の維持管理を行う専門の事業者（建築物登録業）の事業所に立入検査を行いました。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

表6 特定建築物・建築物登録業の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数 (延べ施設数)	監視結果（主な不適事項）
特定建築物	1,499	391	<ul style="list-style-type: none">・空気環境測定結果（二酸化炭素含有率・相対湿度・温度等）が基準を満たしていない・加湿装置及び排水受けの点検・清掃が十分でない
建築物登録業	448	90	<ul style="list-style-type: none">・業務に使用する機械器具の台帳が整備されていない・従事者の研修が適正に実施されていない

特定建築物とは？

特定建築物とは、多数の方が利用する建築物のうち、建築物衛生法で定める床面積以上^{*}の大きさの、百貨店・オフィスビル・図書館等の大規模な施設のことです。

※ 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が3,000m²以上（第1条学校等（*）では8,000m²以上）

（*：第1条学校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のことをいいます。）



建築物登録業とは？



建築物登録業とは、建築物の環境衛生上の維持管理（清掃、空気環境測定、排水管清掃など）を行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等、建築物衛生法で定める一定の要件を満たしており、横浜市長の登録を受けている事業者をいいます。

3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

専用水道とは、地下水や水道水を利用した大規模なマンションやビルに給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を利用する水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。近年、専用水道や簡易給水水道を設置する施設の種類も商業施設や社会福祉施設、スポーツ施設など多様化しています。専用水道及び簡易給水水道の日常的な維持管理や定期の水質検査が適切に行われているかを確認することで、水質悪化による健康被害を防止するため、立入検査を実施しました（表7）。

表7 専用水道及び簡易給水水道の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
専用水道	132	80
簡易給水水道	7	5

（1）専用水道・簡易給水水道の立入検査

市内専用水道及び簡易給水水道、延べ85施設に立入検査を実施し、施設等の変更の有無や消毒剤等の薬剤の管理が適切に行われているか確認し、適切な維持管理を指導しました。

（2）受水槽施設に対する指導

受水槽とは、マンションや事務所ビルに設置されている飲料水を貯めておくタンクのことです。維持管理を怠ると、飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあるため、法律や条例で定期的な清掃や管理状況検査の受検などが義務付けられています。

受水槽が設置されている水道施設は、受水槽の有効容量（貯められる水の量）や設置形態などによって分類され、それぞれ管理基準が定められています（表8）。

表8 受水槽が設置されている水道施設の種類及び管理基準

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和7年3 月末現在)	必要な管理	
		受水槽の 清掃	管理状況検査等
小規模受水槽水道	10m ³ 超 (5,820件)	毎年1回 以上定期に 実施すること	管理状況検査を 毎年1回以上定期に受検 すること
	8m ³ 超 (810件)		
	8m ³ 以下 (地下式：294 件)		
	8m ³ 以下 (床上式・ビルピット式 ：5,446件)		自己点検を実施すること

(3) 管理状況検査の受検指導

管理状況検査の受検義務があるにもかかわらず受検していない受水槽の設置者に対して、管理状況検査を受検するよう指導を行いました（表9）。令和6年度の受水槽種別ごとの受検施設数及び受検率は表10のとおりでした。

表9 管理状況検査の受検指導実施状況

種別	指導対象施設数 (令和6年度 未受検施設) (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B) -(C)	受検率(%) (B/(A-C))
簡易専用水道	394	143	35	216	39.8
小規模 受水槽 水道	有効容量 8m ³ 超	85	24	8	53
	有効容量 8m ³ 以 下 (地下式)	109	14	7	88
					13.7

表10 管理状況検査の受検施設数及び受検率

種別	施設数*	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道	5,820	5,389	92.6
小規模 受水槽 水道	有効容量 8m ³ 超	810	707
	有効容量 8m ³ 以下 (地下式)	294	175

*受検義務のある施設

(4) 受水槽施設への立入検査

管理状況検査の結果、不適事項があった受水槽施設に立入検査を実施し、改善措置を行うよう指導しました（表11）。また、必要に応じて直結給水方式（受水槽に飲料水を貯めず、水道管から直接給水する方式）へ切り替えるよう助言しました。

表11 受水槽施設の監視指導件数

	対象施設数	監視施設数（延べ施設数）
簡易専用水道	5,820	569
小規模受水槽水道	6,550	137
合計	12,370	706



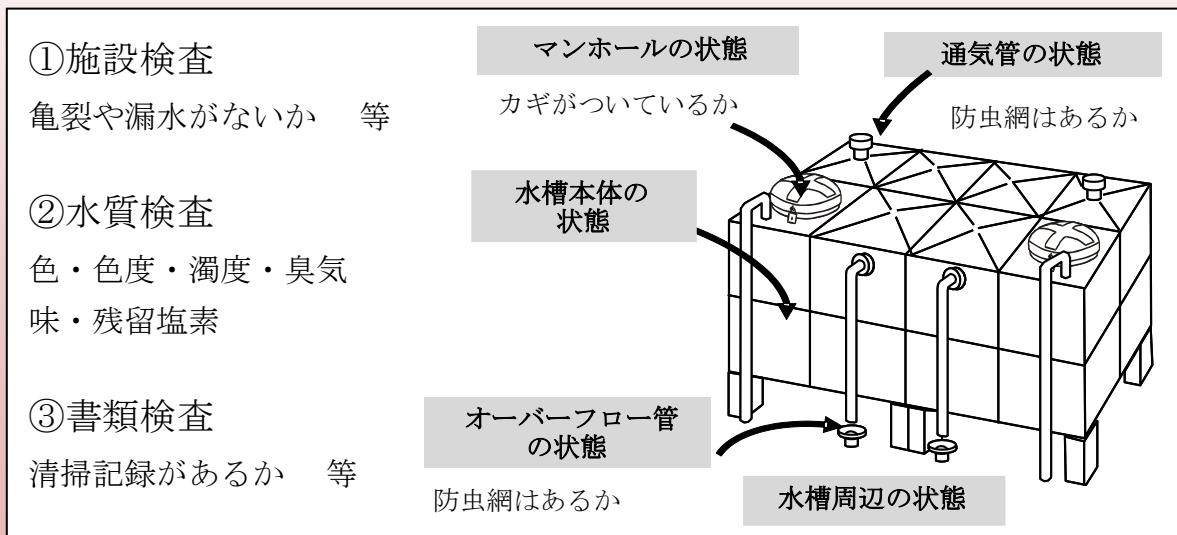
管理状況検査とは？

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。

検査は、専門的な知識を持つ検査員が行います。

受検義務のある受水槽の設置者の方は、毎年1回以上定期にこの検査を受けなければなりません。

受水槽管理状況検査の検査項目



(5) 小規模な受水槽の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導

受水槽の外壁が外部からすべて点検でき、有効容量が8m³以下のものは、専門の検査機関による管理状況検査受検の義務付けはありませんが、設置者が自ら受水槽の状態を点検し、点検結果を横浜市へ報告することが義務付けられています。このことについて、受水槽の設置者に改めて周知し、自己点検結果を報告するよう指導を行いました（表12）。

表12 小規模受水槽水道（地下式を除く8m³以下）の自己点検結果報告状況

対象施設数	報告施設数*
5,446	799

*自己点検の代わりに市長の指定する検査機関の
検査を受けた施設を含む

(6) 飲料水健康危機管理対応調査

受水槽施設の水質異常を原因とする健康被害が懸念される事故の発生はありませんでした。

4 家庭用品の試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、試買検査を実施しました（令和6年6月から11月まで）。

令和6年度は23件の販売店に立ち入り、纖維製品（ベビーアル、えり飾り等）54検体、革製品1検体、家庭用化学製品（住宅用洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）9検体、合計64検体の試買検査を行った結果、基準に違反している製品はありませんでした。

5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

詳細は、「III 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【民泊施設の衛生対策】p. 7」をご覧ください。

V 感染症対策業務

1 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、過去には死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、循環式浴槽や給湯設備など温水が循環・停滞する設備に入り込むと増殖しやすいため、これらの設備の衛生管理を適切に行い、レジオネラ属菌の増殖を防ぐことが重要です。

(1) レジオネラ症患者発生時の対応

令和6年度は市内医療機関から44件のレジオネラ症患者の発生届出があり（表13）、また、他自治体からレジオネラ症患者発生に伴う調査依頼が8件ありました。

発生届出のあったレジオネラ症患者は高齢者が多い傾向があり、特に年齢層では80代が多く、性別では男性が多く見られました（図1）。患者発生時対応として、感染原因究明、感染拡大防止のため、感染症担当部署と連携して患者行動履歴の調査、患者利用施設の調査を行いました。

患者が使用した入浴設備など、感染源の疑いがある設備を対象にレジオネラ属菌の検査を行い（表14）、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出された場合は、設備の清掃・消毒の実施や維持管理方法の改善を指導助言しました。

表13 レジオネラ症患者発生届出件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40	38	49	51	44

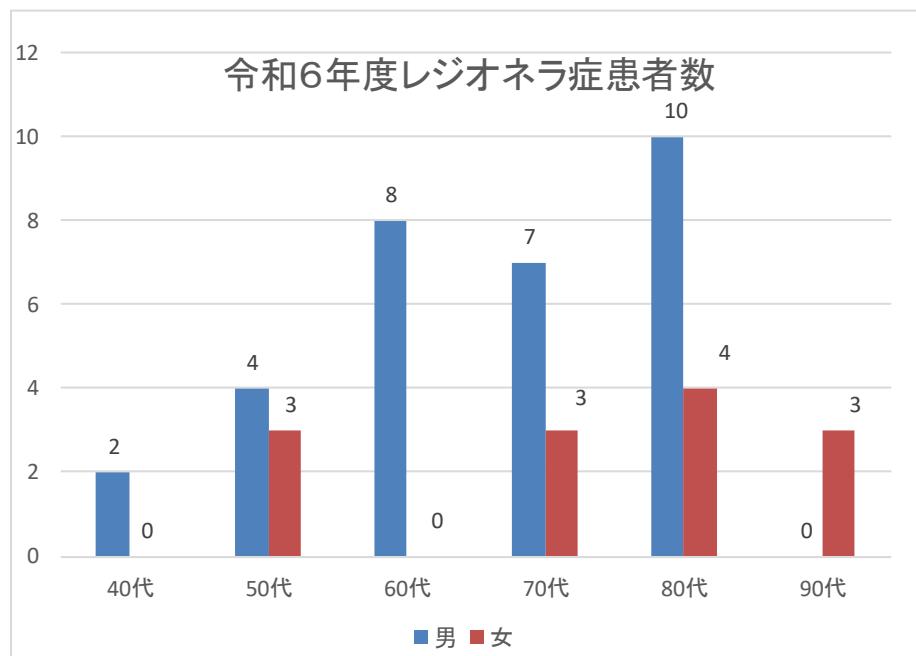


図1 性別・年代別レジオネラ症患者数（令和6年度）

表 14 レジオネラ属菌検査件数（延べ施設数）

	検査施設数	レジオネラ属菌 検出施設数
自宅	21	8
公衆浴場	2	1
社会福祉施設	14	1
その他	4	0
合計	41	10

(2) 社会福祉施設等へのレジオネラ症防止対策

詳細は、「III 重点取組事項」の「1 レジオネラ症防止対策の推進 (p. 3 ~ 4)」をご覧ください。

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

ア 家庭向けパンフレットの配布

家庭におけるレジオネラ症防止対策についてのパンフレットを各区生活衛生課の窓口で配布しました。また、パンフレットをホームページに掲載し、広く周知・啓発を行いました。

イ 施設管理者向けパンフレットの配布

設備管理上のレジオネラ症防止対策のポイントについてまとめたパンフレットを施設管理者へ配布しました。



周知・啓発用パンフレット（左：家庭向け 右：施設管理者向け）

2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「III 重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生対策の推進【蚊媒介感染症対策】(p. 5～6)」をご覧ください。

VI 環境衛生関係の相談対応や啓発

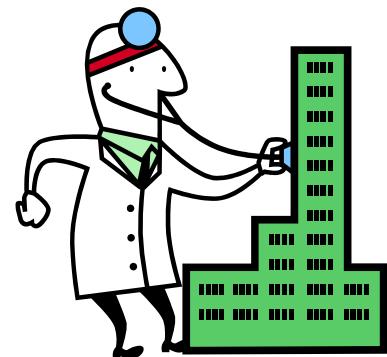
1 生活環境に関する相談

シックハウス症候群※やダニ、カビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談に対応しました（表 15）。

また、区役所の両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました（24 回実施、受講 436 人）。

表 15 住まいの衛生に関する相談件数

相談内容	相談件数
シックハウス症候群 (ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物)	6
ダニ・ダニアレルゲン	6
結露・カビ	6
その他	25
合計	43



※ 新築・改築後に建材等から発生する化学物質により、居住者が様々な体調不良を起こすこと

2 ねずみ・昆虫等の相談

スズメバチやねズみ、その他の衛生害虫について、市民の皆様からの相談に対応しました（表 16）。

中でも、ハチの巣に関する相談が最も多く、令和 6 年度は 3,315 件の相談が寄せられました。相談に対応するため、「横浜市スズメバチ等対策実施要領」に基づき、自主駆除を希望される場合の防護服や駆除機材の貸出や適切な駆除方法の助言を行いました。



スズメバチ

表 16 ねずみ・昆虫等に関する相談件数

相談内容	相談件数
スズメバチ	1,707
アシナガバチ	1,307
ミツバチ	76
その他ハチ	225
ねズみ	2,885
トコジラミ	316
その他衛生害虫等	1,848
合計	8,364

3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。指定した災害応急用井戸については、水の清浄度を確認するため、定期的な簡易水質検査を実施しており、今年度は簡易水質検査を656件実施しました。

VII 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった施設を表彰しました。



VIII 調査・啓発事業

1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉（41か所）及び温泉利用施設（46施設）について、実態を把握するため、温泉の利用量（湯量）及び利用状況の調査を行いました（令和6年4月から令和7年3月まで）。

2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの依頼に基づき、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施しました（令和6年5月及び7月）。

IX 今後の取組について

横浜市保健所では、理・美容所、ホテル、公衆浴場等の環境営業施設や特定建築物、受水槽施設の衛生管理指導の実施、レジオネラ症や蚊媒介感染症の発生・拡大防止に向けた指導啓発、衛生害虫による被害を防止するための相談対応等を通じて、市民の皆様の安心・安全確保に取り組んでいます。

横浜市では年間を通して様々なイベントが行われ市民の皆様だけでなく、訪日外国人観光客も増加しています。そのため、今後も外国からの輸入感染症例の多い蚊媒介感染症に関する市民の皆様に向けた啓発等を通じて蚊媒介感染症の感染拡大防止を図っていきます。

また、各施設への立入検査や維持管理指導で事業者の皆様と共に施設が適切に管理運営されることを目指します。特に市民生活に密着した施設である病院や社会福祉施設等における浴場設備や中央循環式給湯設備におけるレジオネラ症防止対策や各法令等の改正内容の周知・啓発などに取り組みます。

令和5年度から事業者の皆様が各福祉保健センター生活衛生課に届出・報告いただく一部の手続きについて、電子申請による受付を開始しています。今後も、事業者の皆様の利便性向上と負担軽減を図ることで適切に届出等を行っていただけるよう、対象となる手続きを拡大していきます。





令和6年度 横浜市環境衛生業務実施結果

編集・発行

横浜市医療局生活衛生課

発行年月

令和7年8月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

令和6年度

横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 災害時のペット対策
- 2 狂犬病予防事業
- 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- 4 地域猫活動支援事業
- 5 猫の不妊去勢手術推進事業
- 6 マイクロチップ装着推進事業
- 7 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- 8 収容動物の譲渡事業
- 9 動物取扱業の登録及び監視指導
- 10 特定動物の飼養保管許可
- 11 附属機関、他機関等との連携

1 災害時のペット対策



災害時のペット対策について市民の皆さんに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの災害対策啓発実施状況 (拠点以外での実施も含む)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
同行避難訓練	3件	12件	24件	28件
展示啓発※1	27件	115件	216件	145件
その他啓発※2	179件	222件	257件	320件

※1 パネル展示、リーフレット配布など

※2 拠点運営委員に対する啓発、研修会、HUG訓練の実施など

(2) 拠点におけるペット同行避難取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時飼育場所の設定済	142拠点	176拠点	219拠点	377拠点
飼育ルールの設定済	44拠点	57拠点	88拠点	99拠点
同行避難訓練の実施あり※3	81拠点	82拠点	104拠点	118拠点
飼い主の会の結成	7拠点	12拠点	15拠点	15拠点

* 横浜市の地域防災拠点：459か所 (令和7年3月31日現在)

※3 過去に実施したものも含む。

2 狂犬病予防事業



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録数	173,140	168,654	164,047	158,638
注射済票交付数	125,506	125,019	126,202	124,840
接種率	72.5%	74.1%	76.9%	78.7%

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進し、動物の愛護と適正な飼育についての关心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で啓発事業を実施しました。

(1) ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行いました。

(2) 動物愛護センターでの啓発事業

◎ 適正飼育啓発

- ・ 犬・猫セミナー 【4回 208人】
飼い犬・猫のしつけやお手入れ、医療等についての講習
- ・ 適正飼育啓発事業 【101回 193人】
犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理、高齢動物の介護など、適正飼育に関する啓発事業

◎ 愛護普及啓発

- ・ 動物愛護フェスタ 【1回 13,000人】
動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント
- ・ こども向け啓発事業 【2回 168人】
こどもアドベンチャーカレッジ
- ・ 動物愛護啓発事業 【36回 889人】

◎ その他

- ・ 防災関係普及啓発 【4回 600人】
災害時のペット対策、同行避難等防災関連の普及啓発

(3) 各区での啓発事業

◎ 小中学校等学校での愛護普及啓発事業 【13回 936人】

◎ 飼い主への適正飼育普及啓発 【50回 2,729人】 愛犬マナー教室、猫の屋内飼育、犬猫の健康管理等

◎ 町内会、地域防災拠点への啓発 【107回 9,394人】 ペット防災啓発、飼い主のいない猫に関する説明会等

(4) 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

◎ 犬の苦情等件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼育相談件数（計）	2,682件	2,215件	2,095件	1,835件
苦情内容件数（計）	2,277件	2,305件	2,168件	2,506件
内訳	野犬等保護	56件	35件	60件
	放し飼い	116件	91件	75件
	ふん尿	1,423件	1,398件	1,274件
	鳴き声	225件	266件	206件
	身体・器物の被害	130件	126件	131件
	不適切な取扱い・虐待	87件	106件	105件
	登録・注射に関すること	135件	166件	172件
	その他	105件	117件	145件
				206件

◎ 猫の苦情等件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼育相談件数（計）	3,748件	2,717件	2,439件	1,646件
苦情内容件数（計）	1,734件	1,391件	1,216件	1,048件
内訳	ふん尿	780件	497件	439件
	臭気・毛	59件	67件	72件
	鳴き声	36件	28件	33件
	身体・器物の被害	71件	69件	49件
	不適切な取扱い・虐待	63件	102件	60件
	収容に関する相談	334件	238件	246件
	その他	391件	390件	317件
				424件

4 地域猫活動支援事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動支援事業を平成30年4月より実施しました。

◎ 登録状況等

令和3年度：11区39地域（神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 85頭

令和4年度：11区39地域（神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 93頭

令和5年度：9区36地域（神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 90頭

令和6年度：9区42地域（神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 100頭

5 猫の不妊去勢手術推進事業



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

令和6年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき上限5,000円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績頭数	3,257	2,616	2,046	1,664

6 マイクロチップ装着推進事業



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

令和6年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：一頭につき上限1,500円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	134	125	67	31
猫	396	339	263	263
計	530	464	330	294

7 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容頭数	総数	148	102	113	116
	飼い主不明犬	81	61	61	53
	飼えなくなった犬	62	36	51	59
	傷病犬	5	5	1	4
返還数		69	54	50	37
譲渡数		70	37	51	70
致死処分数		7	8	6	10
自然死		1	6	5	2
死体搬入		0	1	0	0

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容頭数	総数	629 (399)	588 (336)	531 (219)	353 (148)
	飼い主不明猫	312 (305)	257 (243)	192 (176)	121 (113)
	飼えなくなった猫	86 (3)	117 (11)	166 (3)	105 (9)
	傷病猫	231 (91)	214 (82)	173 (40)	127 (26)
返還数		9 (0)	8 (2)	10 (0)	8 (0)
譲渡数		368 (248)	330 (179)	274 (114)	251 (105)
致死処分数		94 (56)	70 (28)	75 (20)	57 (3)
自然死		68 (40)	77 (33)	80 (45)	35 (8)
死体搬入		100 (34)	71 (24)	59 (16)	47 (6)

8 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 令和3年度から令和6年度までの譲渡実績

譲 渡 数	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	譲渡内訳			譲渡内訳			譲渡内訳			譲渡内訳		
	個 人	團 体	獸 醫 師 會									
犬	70	4	58	8	37	4	31	2	51	8	39	4
猫	368	55	150	163	330	94	136	100	274	70	112	92
その他	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	0	1
										70	5	62
										3		
											75	83
											0	0

* 譲渡団体登録数 30 団体 (令和7年3月31日現在)

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

犬： 個別講習 8組 19人
猫： 個別講習 92組 173人
その他： 個別講習 1組 1人

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取り扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
令和3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189
令和4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	672	188
令和5年度	1,330	343	1,048	46	212	73	4	1,726	519	192
令和6年度	1,340	344	1,060	44	216	74	4	1,742	462	198

◎ 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出 施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
令和3年度	32	23	10	2	2	7	44
令和4年度	36	26	12	3	2	8	51
令和5年度	40	30	14	3	2	9	58
令和6年度	44	36	15	3	2	7	63

◎ 動物取扱責任者研修

オンライン形式：1,443人（うち、市外受講者222人） 会場形式：2回 61人

内容：身近な人獣共通感染症、横浜市からのお知らせ

10 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。令和5年度にはカメなど8件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について（令和7年3月31日現在）

種類 区分	靈長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等 (注1)	4	105 (0)	6	51 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	8 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所 (注2)	頭数
施設数等	4	5 (1)	7	9 (4)	14	26 (21)	4	6 (2)	26	219 (34)

注1：頭数の（ ）は、愛がん目的の飼養頭数です。その他の目的には、動物園等における展示、試験研究等があります。

注2：同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計

11 附属機関、他機関等との連携



◎人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の動物の愛護および管理に係る施策や横浜市動物愛護センター事業計画などに関して審議していただくとともに、推進員の活動を支援していただいております。

【 会議の開催回数 3回 】

◎横浜市動物適正飼育推進員

「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、主に犬・猫等の適正な飼い方を広めることを目的とし、飼い主に対する飼い方のアドバイスなど、区役所と連携して地域に密着した活動を行っています。

【 横浜市動物適正飼育推進員 58人（令和7年3月31日現在）】

◎市民ボランティアについて

動物愛護センターでボランティアを募集し、子猫の哺育等をしていただいている。

【 市民ボランティア登録数 38人（令和7年3月31日現在）】

活動実績

哺育ボランティア： 23回 40頭



横浜市医療局動物愛護センター
令和7年6月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

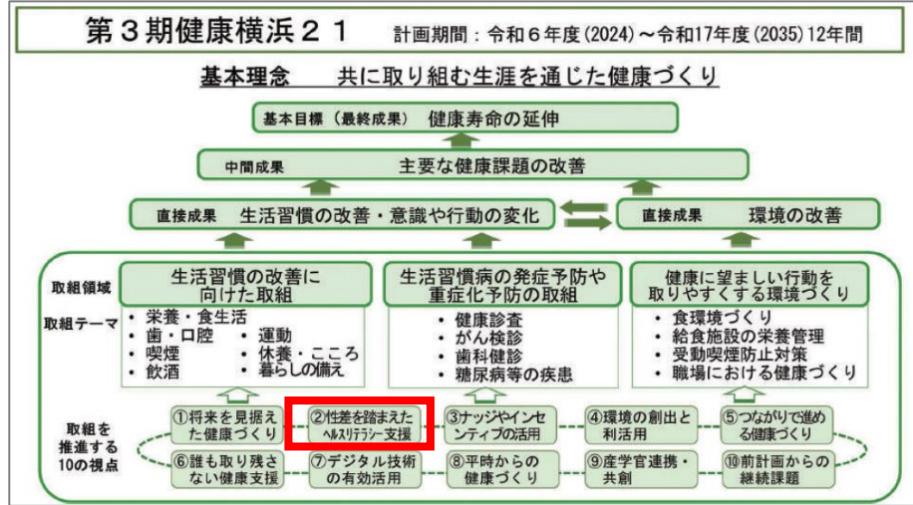


「第3期健康横浜21」の推進について ～女性の健康づくり推進に向けて～

横浜市における総合的な健康づくりの指針である「第3期健康横浜21」は、令和6年度～令和17年度が計画期間となっています。

本計画では、女性の健康寿命の延びが鈍化していることを受け、男性がメインターゲットになりやすいメタボリックシンドローム対策に加え、性差を踏まえた女性特有の健康課題への対策を強化することで、女性の健康寿命の延伸につなげていくこととしています。

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均

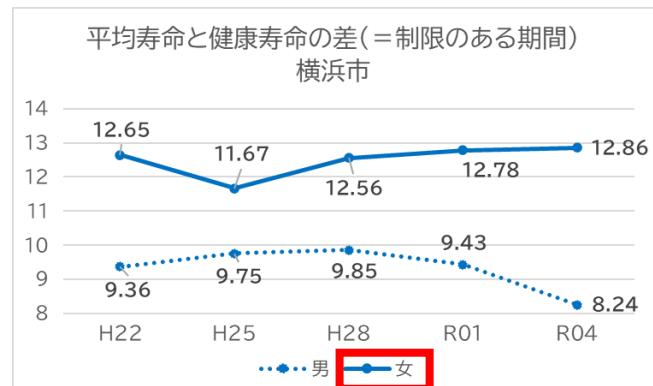
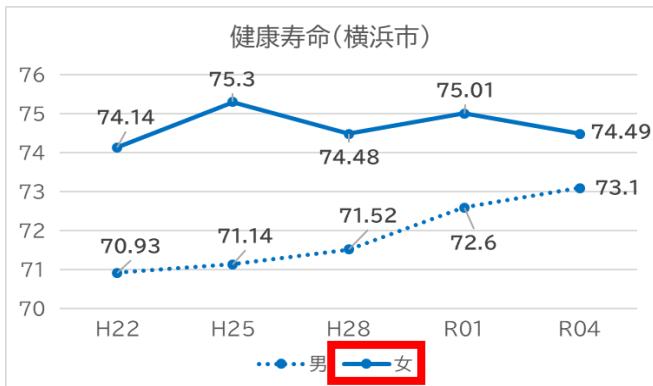


1 横浜市の女性の健康寿命は短縮傾向

(1) 令和4年 健康寿命

「第3期健康横浜21」における最終目標は、「健康寿命の延伸」としておりますが、男性が延伸しているにもかかわらず、女性の健康寿命が短縮傾向であることが課題となっています。

なお、都道府県別の健康寿命を国が算出していますが、令和4年の神奈川県は、都道府県の中でワースト3位（令和元年はワースト10位、平成28年：ワースト16位）という結果でした。



(2) 女性の健康寿命が短縮傾向である要因について

横浜市立大学と連携し短縮傾向である要因の分析を進めておりますが、国民生活基礎調査のデータ分析より、現役世代（15～64歳）で、健康上の問題により日常生活に支障をきたす割合が高いこと（令和4年：ワースト1位）が判明しています。

特に若年層の「メンタルヘルス」が日常生活制限の寄与要因となっている他、「骨粗鬆症」「関節症」「腰痛症」などの骨・関節疾患、および「月経不順・月経痛」等の関連性が示唆されています。

今後、より包括的な要因分析と具体的な支援策の検討が必要です。

2 女性の健康づくり推進検討部会

(1) 概要

女性の健康づくりに関する取組の検討・推進にあたっては、当事者の視点や専門的見地から議論する必要があるため、「健康横浜21推進会議」の部会として、令和6年度新たに「女性の健康づくり推進検討部会」を設置しました。

女性の生涯にわたる総合的な健康づくりに必要な具体的な取組（思春期から更年期まで）を検討しています。（年2～3回実施）



(2) 部会の委員

- ・医療専門職 : 市医師会、市産婦人科医会、市助産師会
 - ・当事者 : 大学生、働き世代の女性、横浜健康経営認証取得事業所
 - ・教育関係者 : 市PTA連絡協議会理事
 - ・学識 : ヘルスデータ分析、医療情報メディア分野
 - ・医療保険関連団体 : 協会けんぽ神奈川支部

計 11 名

(3) 委員からの意見抜粋

- ・親世代も含めた若年層のヘルスリテラシー向上（月経随伴症状等）が必要
学校と連携した取組や企業連携などあらゆるタッチポイントを増やす取組が有効
 - ・更年期障害や女性に多い疾患への取組を検討していくべき
 - ・婦人科等医療機関への受診のハードルが高く、アクセス向上に資する環境づくりが必要
 - ・職域では、雇用主の健康づくりに対する意識向上が重要

3 庁内関係課長会議の設置

主に思春期～更年期の女性に関する関係課の情報共有や課題の検討を行うことを目的とし、府内関係課長会議の場を令和6年度に設置し、府内連携を深めると共に、それぞれの部署で実施する女性の健康に関する取組を検討する機会としています。(年2～3回実施)

構成メンバー：政策経営局、経済局、こども青少年局、医療局、教育委員会、健康福祉局

4 令和7年度の取組（一部）

女性特有の健康課題に関する取組を実施しています。

- ・市内事業所へ出張した骨密度測定および健康づくり講座の実施
 - ・企業等と連携した「女性の健康づくり応援セミナー」の開催
 - ・専門学生による若い世代向けの啓発媒体作成
 - ・「健康横浜21」公式Instagramを利用した普及啓発の実施

担当 横浜市健康福祉局健康推進課
TEL 045(671)2454 FAX 045(663)4469
kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

横浜市保健医療協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日健企第 399 号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 17 日医医第 618 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担任事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、保健、医療及び生活衛生施策に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長とする。
- 3 協議会は、委員(議事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会及び専門委員会)

第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

- 2 部会等の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
 - (1) 協議会の委員及び臨時委員
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
- 3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。
- 4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。
- 5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。
- 6 協議会で了承が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会等の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(所管)

第10条 協議会は、医療局及び健康福祉局の共管とする。ただし、協議会に関する「附属機関の開催状況報告」は、医療局が行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成8年7月15日制定の「横浜市保健医療協議会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第 7 条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

（会議の公開）

第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を開示しないこととした場合

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値		2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
III	(1)	1	病床整備事前協議による病床配分の実施や機能転換の促進	市内の病床数	既存病床数 23,608	床	2023年	23,386	床	2024年	○	増床を希望する病院の相談支援や、横浜市の状況に即した病床数となるよう、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえながら、病床整備事前協議を実施しました。	地域の医療関係者の意見を確認しながら、病床整備事前協議を進めていきます。	目標病床数 24,059床 (+451床)	床	目標病床数 24,510床 (+902床)	床	-
III	(1)	2	病床整備事前協議による病床配分の実施や機能転換の促進	全病床に占める回復期、慢性期病床の割合の増加	回復期、慢性期病床の割合 34.1%	%	2023年	34.0	%	2024年	○	地域医療構想調整会議等での意見を踏まえながら、病床整備事前協議を実施し、回復期30床、慢性期10床の病床を新たに配分しました。	地域の医療関係者等の意見を確認しながら、不足が見込まれる回復期・慢性期機能を中心に病床整備を進めています。	回復期、慢性期病床の割合 35.4%	%	回復期、慢性期病床の割合 36.6%	%	-
III	(1)	3	地域中核病院の再整備	南部病院：再整備	設計	-	2023年	開院予定期間の見直し	-	2024年	△	南部病院において、旧港南工場の解体と新病院の建設工事までを一体的に実施する事業者の選定作業を進めてきましたが、不調となり、当初計画の令和10年度中の開院予定期間を見直すこととしました。	今後の建設業界の動向等も確認しながら、可能な限り早期の開院に向けて、引き続き南部病院と協議を進めています。	建設工事	-	開院	-	-
III	(1)			労災病院：再整備	計画	-	2023年	計画	-	2024年	○	新病院の基本計画策定を開始しました。	基本計画に本市の求める医療機能等を盛り込むため、引き続き労災病院と協議を行うとともに、基本計画策定後に開始を予定している基本設計への支援を進めています。	設計	-	建設工事	-	-
III	(2)	1	横浜市医師会、横浜市病院協会の運営する看護専門学校への運営支援を行い、市内で就職する看護師を安定的に養成	横浜市医師会、横浜市病院協会の運営する看護専門学校卒業生の市内就職率	87	%	2023年	93.8	%	2024年	◎	横浜市医師会、横浜市病院協会の運営する看護専門学校への運営支援を実施しました。卒業生の市内就職率は市医師会90.8%、病院協会98.6%と、市内のすべての看護師養成施設の平均と比べても高い就職率となりました。	卒業生の市内就職率の維持とさらなる向上に向け、運営費の補助等の支援を引き続き実施します。	90	%	90	%	-
III	(2)	2	市内中小病院の看護師の採用活動の支援	市内中小病院の看護師の採用活動の支援 支援対象病院の累計	58	施設	2022年	98	施設	2024年	◎	25病院を対象に、看護学生向けの特設ページを就職情報サイト内に作成する等の採用活動支援を行いました。	採用活動の現状把握等を通じて市内中小病院の採用活動をより効果的に実施します。	118	施設	163	施設	累計
III	(2)	3	医師事務作業補助者の養成など市内医療機関における「医師の働き方改革」のため効果的な取組の実施	医師事務作業補助者の養成など、市内医療機関における「医師の働き方改革」のため効果的な取組の実施状況	実施	-	2023年	実施	-	2024年	○	医師事務作業補助者を対象としたセミナーを実施しました。	医療機関における働き方改革の推進のための取組を実施します。	実施	-	実施	-	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
III	(2)	4	在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修の実施	在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修の参加者数	4,721	人	2022年度	4,190	人	2024年度	○	【医療局】 ①医療・介護連携研修（18区）1,045 ②訪問看護師向け研修 1,461 （内訳） ・摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修 1,056 ・嚥下機能評価を行える歯科医師・医療従事者育成のための研修 68 ・訪問看護師人材育成事業で在看協へ委託した研修 337 【健康福祉局】 ③訪問看護ステーション研修 1,436 ④訪問看護リハ研修 27 ⑤入門研修 53 ⑥定着支援研修 168	引き続き、在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修を実施し、医療提供体制構築に必要な養成、採用、復職、定着等や専門性の向上に係る課題に対し、支援を行っていきます。また、在宅医療、介護関係者に対して研修等を実施することにより、多職種連携の推進に必要な知識、技術の向上を図り、更なる在宅ケアの質の向上とチームの連携を強化することで、疾病の重症化や介護の重度化を予防していきます。	4,850	人	4,960	人	年
III	(3)	1	在宅医療連携拠点での相談支援	在宅医療連携拠点での相談支援数	3,314	件	2022年度	2,996	件	2024年度	○	医療依存度の高い市民ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療に関する相談・支援を引き続き実施しました。また、2024年度から県医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に位置付けられたことに伴い、障害福祉サービスに関する関係機関との連絡・調整を行うことができるよう、在宅医療連携拠点相談員向けの研修を実施しました。	引き続き、医療依存度の高い市民に関する相談・支援を行います。また2025年度からは、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」としての趣旨を踏まえながら、障害相談事業所等との連携を行います。	3,410	件	3,480	件	年
III	(3)	2	在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修の実施【再掲】	在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修の参加者数【再掲】	4,721	人	2022年度	4,190	人	2024年度	○	【再掲】 【医療局】 ①医療・介護連携研修（18区）1,045 ②訪問看護師向け研修 1,461 （内訳） ・摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修 1,056 ・嚥下機能評価を行える歯科医師・医療従事者育成のための研修 68 ・訪問看護師人材育成事業で在看協へ委託した研修 337 【健康福祉局】 ③訪問看護ステーション研修 1,436 ④訪問看護リハ研修 27 ⑤入門研修 53 ⑥定着支援研修 168	【再掲】 引き続き、在宅医療・介護を担う人材の育成等に関する研修を実施し、医療提供体制構築に必要な養成、採用、復職、定着等や専門性の向上に係る課題に対し、支援を行っていきます。また、在宅医療、介護関係者に対して研修等を実施することにより、多職種連携の推進に必要な知識、技術の向上を図り、更なる在宅ケアの質の向上とチームの連携を強化することで、疾病の重症化や介護の重度化を予防していきます。	4,850	人	4,960	人	年
III	(3)	3	「人生会議」の普及啓発	もしものときのことを話し合ったことのある市民の割合	23.5	%	2022年度	-	%	-	-	・もしも手帳、説明チラシの改訂 ・救急あんしんカードと一体的に配布 ・医師会、病院協会、薬剤師会などの府内外17種の会議で周知 ・ほけんの窓口（市内直営店10店舗）での配布 ・職種別研修の実施 ・ACP普及啓発プログラム改訂 ・区役所との連携強化 上記の取り組みなどにより、配送部数が増加（昨年対比164%）し、幅広い年齢層への周知、啓発に繋がりました。	人生会議の普及啓発に繋げていくため、職種別研修の実施や、企業連携の拡大、区役所との連携強化など、もしも手帳の配達先を増やし、強化していくことに、引き続き取り組みます。	推進	-	推進	-	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
III	(3)	4	高齢期に多い疾患等に対する多職種連携研修等の実施	疾患別医療・介護連携事業を実施する区の数	17	区	2023年度	18	区	2024年度	◎	横浜市医師会との委託契約により、高齢者に多くみられる糖尿病、心疾患、摂食嚥下、緩和ケアについて、各区で会議の場の立ち上げを必須とし、運営会議を行うとともに、多職種連携研修を年に1回以上開催することを必須とし、18区で実施しました。高齢期特有の療養上の課題や疾患別の支援体制を強化するとともに、医療・介護の重度化を防ぎ、医療・介護費用の抑制につなげ、市民が望む人生の最終段階を過ごせるように取り組みました。	2025年度からは、在宅医療連携拠点事業と委託契約を一本化することで、在宅医療連携拠点事業と疾患別医療・介護連携事業を一体的に実施できるようになります。また、事例検討、市民啓発講演会の疾患選択を拡大するとともに、医療・介護の重度化を防ぎ、医療・介護費用の抑制につなげ、市民が望む人生の最終段階を過ごせるように取り組みます。	18	区	18	区	-
III	(3)	5	地域介護予防活動の推進	通いの場等の数	7,360	箇所	2022年度	7,607	箇所	2024年度	○	市内介護事業者と連携した通いの場支援に向け、アンケート及びヒアリングを実施しました。 回答施設数：197か所 ヒアリング施設数：3か所	局区で取組を推進し、概ね目標どおりの結果となりました。引き続き誰でも参加できる通いの場等を地域に充実させるため、関係機関と連携しながら、通いの場等の数の向上につなげることができますよう、事業を推進していきます。	8,600	箇所			年
III	(3)	6	介護予防の普及啓発	教室・講演会・イベント実施回数	468	回	2022年度	593	回	2024年度	○	・教室・講演会・イベント 実施回数497回、参加者数13,982人 ・薬局等でのフレイル予防普及啓発 実施回数96回、参加者数486人	当初の予定通りの実施回数となりました。引き続き区が地域分析に基づいた普及啓発を着実に実施し、事業量の向上につなげができるよう、事業の検討・整理を行っていきます。	640	回			年
III	(3)	7	利用者のニーズを踏まえた特別養護老人ホームの整備及び待機者対策	入所した人の平均待ち月数	9	か月	2023年	8	か月	2024年度	○	特別養護老人ホームの待機者対策として、2024年8月に「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」を、10月に「医療的ケア入所促進助成事業」及び「認知症ケア入所促進助成事業」を開始しました。	「医療的ケア入所促進助成」及び「認知症ケア入所促進助成」の活用を促すために、対象者の範囲拡充及び一部要件の緩和を実施します。	6	か月			「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討
III	(3)	8		入所申込者のうち、申し込みから入所までに1年以上要した人の割合	-	%	2023年	15.7	%	2024年度	○	特別養護老人ホームの待機者対策として、2024年8月に「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」を、10月に「医療的ケア入所促進助成事業」及び「認知症ケア入所促進助成事業」を開始しました。	「医療的ケア入所促進助成」及び「認知症ケア入所促進助成」の活用を促すために、対象者の範囲拡充及び一部要件の緩和を実施します。	10.0未満	%			-
III	(4)	1	データの活用による医療政策の推進	データ活用状況	現状把握への活用	-	2023年度	データの活用による施策立案検討及び推進	-	2024年度末	○	事業所管課と連携し、データの活用による施策立案の推進を図りました。 ・市内帯状疱疹新規患者数の推計 ・市内依存症患者数の推計 ・成人の残存歯数別一人当たり医療費の算出 ・市内人工呼吸器利用者数の把握	事業所管課と連携しながら、医療課題解決に向けて適切にデータ利活用を推進していきます。	施策立案・評価検証への活用	-	施策立案・評価検証への活用	-	-
III	(4)	2	地域の医療機関等の間で医療情報等を共有する取組の推進	実施状況	推進	-	2023年	推進	-	2024年	○	サルビアねっと協議会が開催する事務局会議と理事会への参加を通じ、支援を継続しました。	今後のサルビアねっと拡大に対する市の支援の方向性を検討します。加入施設の拡大と併せて、患者同意取得の促進に向けた支援を実施します。	推進	-	推進	-	-
III	(4)	3	遠隔ICUの推進	支援病床数	62	床	2023年	57	床	2024年	○	6月の診療報酬収載を受け、算定要件を満たす体制作りへの支援を行いました。 運営費に対する補助金を交付しました。	より安定的な事業運営への支援として、国へ診療報酬制度の改定を要望しています。	拡大	-	拡大	-	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り(令和7年実施)						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組(成果)	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
III	(5)	1	各施設種別ごとの実施頻度に応じた医療機関等への立入検査の計画的な実施	定期立入検査計画に基づく実施状況	実施	-	2023/6/1	実施	-	2025/3/31	○	医療機関等への立入検査を計画的に実施しました。 ・病院立入検査 130件（施設数 130） ・有床診療所立入検査 59件（施設数 59） ・助産所（入所施設有）立入検査 12件※（施設数 13） ※1件は廃止届は未提出ですが、診療は行っておらず調査票は未提出	計画どおり実施しています。安全・安心な医療提供体制を確保するため、医療法に基づき引き続き適切に検査を実施します。	実施	-	実施	-	-
III	(5)	2	薬剤師会など、様々な関係団体や学校、地域と連携した薬物乱用防止の啓発の実施	薬剤師会など、様々な関係団体や学校、地域と連携した薬物乱用防止の啓発の実施回数	1	回/年	2023/6/1	1	回/年	2024/8/22	○	横浜市薬剤師会及び横浜薬科大学と実行委員会を組織し、薬物乱用防止キャンペーンのスタートイベント(啓発人数：2,500人)及び県警等の団体も参加したメインイベントを対面(参加者：延1,094人)及びウェブで開催しました。	計画通りに実施しています。対象者に効果的な啓発ができるよう、対面及びウェブにより、引き続きアプローチを実施します。	1	回/年	1	回/年	年
III	(5)	3	医療安全推進協議会や病院安全管理者会議等、医療安全業務に関わる会議の開催回数	医療安全推進協議会や病院安全管理者会議等、医療安全業務に関わる会議の開催回数	5	回/年	2023/6/1	5	回/年	2025/3/31	○	医療安全推進協議会は、地域における医療の安全の推進のための方策等についての意見交換及び報告を年3回開催しました。また、病院安全管理者会議は、市内医療機関同士での情報交換や医療従事者へ医療安全の啓発等年2回開催しました。	計画通りに実施しています。医療安全について、関係機関の意見を聞き、さらなる向上に向け、引き続き開催します。病院安全管理者会議については、より多くの施設や従事者の参加を促すために広報をさらに推進します。	5	回/年	5	回/年	年
III	(5)	4	医療安全研修会や講演会等、医療従事者や市民等に対して医療安全に関する広報・啓発の実施回数	医療安全研修会や講演会等、医療従事者や市民等に対する医療安全に関する広報・啓発の実施回数	3	回/年	2023/6/1	3	回/年	2025/3/31	○	医療従事者研修会を年2回(①対面及びWEB:777名②WEBのみ:761名)、市民講演会(対面のみ:185名)を年1回開催しました。	計画通りに実施しています。講演会に参加される方以外にも、多くの対象者に情報を提供するため、新たにSNSの活用等を検討し実施します。	3	回/年	3	回/年	年
IV	(1)	1	(1)がん予防に向けた取組 市民への情報提供の充実	新たな情報提供の環境整備	検討	-	158870 (11月～3月)	件	2024年度	◎	がん検診の実施医療機関を様々な条件で検索できる横浜市がん検診サイトを構築し、11月から運用を開始しました。閲覧件数は158,870件となりました。	今後も情報の更新を行い、正しい情報提供を継続します。	運用		運用		年	
IV	(1)	2	(1)がん予防に向けた取組 禁煙・受動喫煙防止の推進	禁煙・受動喫煙防止の推進に係る実施事業数	150	事業	2022年度	125	事業	2024年度	○	各区において、禁煙・受動喫煙防止の取組を推進しました。なお、事業数が減少した要因は、事業計画書の様式を見直したことによるものです。	区役所をはじめ関係部署と連携を強化し、禁煙・受動喫煙防止の取組を推進します。	150	事業	150	事業	年
IV	(1)	3	(1)がん予防に向けた取組 がん検診再勧奨の実施	再勧奨実施対象者数	4.2	万人	2023/6/1	8.3	万人	2024年11月	○	がん検診無料クーポン(20歳の方への子宮頸がん検診、40歳の方への乳がん検診、65歳の方への全てのがん検診(胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺))の対象の市民(8.3万人)に対し、無料クーポン券の利用を促す再勧奨通知(リコール)の送付を行いました。	無料クーポンの送付対象者の対象範囲を拡大して、再勧奨(リコール)を実施します。	15	万人	30	万人	年
IV	(1)	4	(1)がん予防に向けた取組 精密検査受診状況の把握	受診状況の集計と結果報告の督促回数	1	回/年	2023/6/1	3	回/年	2024年度	◎	横浜市医師会を通じて精密検査受診状況の集計・結果報告の督促を各1回実施しました。また、集計状況等をふまえて当課から対象者に架電し、個別に精密検査受診勧奨を実施しました。	更なる精密検査受診率向上のため、精密検査受診状況の集計・結果報告の督促の頻度を上げます。また、対象者への架電による精密検査受診勧奨を行っていきます。	2	回/年	3	回/年	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
IV	(1)	5	(1) がん予防に向けた取組 乳がんに関する理解の促進	「横浜市乳がん情報提供サイト」閲覧数 ※開設日から246日分の実績	35,671	件	2023/8/1	225,094	件	2024年度	○	情報サイトの掲載内容について乳がん連携病院のワーキンググループで全体を見直し、最新の情報に更新しました。また市内病院へ情報サイトの広報チラシ配布を行いました。	乳がん連携病院による更新を継続し、最新の情報を提供します。また市内の乳がん診療実績のある病院での広報チラシ配布を継続し、市民の方の認知を拡大します。	前年度より増	件	前年度より増	件	年
IV	(1)	6	(2) がん医療の取組 がん診療連携拠点病院等との連携の推進	がん診療連携拠点病院等との会議開催数	5	回	2022年度	8	回	2024年度	○	①乳がん連携病院会議2回、②小児がん連携連携病院会議3回、③すい臓がん連携病院会議2回、④がん診療連携拠点病院意見交換会1回開催し、質の高いがん治療に向けた情報共有や意見交換等を行いました。	①乳がん連携病院、②小児がん連携病院、③すい臓がんプロジェクト病院、④がん診療連携拠点病院との会議を実施し、連携体制の強化を図ります。	5	回	5	回	年
IV	(1)	7	(2) がん医療の取組 緩和ケアの推進	緩和医療専門医育成数（累計）	1	人	2022年度	2	人	2024年度	○	緩和医療専門医育成にかかる補助事業を実施し、2024年度は1名の育成に対し補助しました。	緩和医療専門医育成にかかる補助事業を継続して実施します。	2	人	3	人	累計
IV	(1)	8	(3) がんとの共生 相談支援及び情報提供の充実	がん相談支援センター認知度 2023年算出データ	%	2023	-	%	-	-	○	横浜市がんに関するアンケートは、2026、2029年度に調査予定です。	がん診療連携拠点病院等と連携し、「がん相談支援センター」の認知度向上に取り組みます。	増加	%	50	%	-
IV	(1)	9	(3) がんとの共生 アピアランスクケア	アピアランス支援に取り組む病院数（市内におけるアピアランスクケア啓発資料配付病院数）	13	施設	2022年度	18	施設	2024年度	◎	アピアランスクケアに取り組む病院が5施設増え、18施設となりました。アピアランスクケアに携わる看護師等の医療従事者向けに実践的な知識・技術を学ぶための研修会を実施し、14名の参加がありました。	医療従事者への啓発に加え、理美容業界等の関係機関への研修会を実施します。	15	施設	17	施設	累計
IV	(1)	10	(3) がんとの共生 仕事と治療の両立支援の推進	治療と仕事の両立支援に取り組んでいると回答する事業所の割合	47.3	%	2022	-	%	-	-	企業の両立支援に関する情報提供として、企業向けがん防災マニュアルを2,676冊配布しました。また、産業医を対象とした研修を実施し、175名の参加がありました。	令和7年度に横浜市内事業者を対象とした調査を行います。治療と仕事の両立支援に関する取組を引き続き実施します。	50	%	60	%	-
IV	(1)	11	(3) がんとの共生 小児・AYA世代がんの理解促進・患者支援	連携病院へのチャイルドライフスペシャリストなどの配置	2	人	2022	4	人	2024年度	◎	ホスピタル・プレイ・スペシャリスト3名、チャイルド・ライフ・スペシャリスト1名が配置されました。	小児がん連携病院への配置に対する支援を継続します。	3	人	3	人	年
IV	(1)	12	(4) がんになっても安心な社会づくりの基盤構築 学習指導要領に基づく「がん教育」の実施	学習指導要領に基づく「がん教育」の実施率	100	%	2023年	100	%	2025/3月末	○	市立学校では、学習指導要領に基づき、発達段階に応じたがん教育を実施しています。 (小学校336校、中学校144校、義務教育学校3校、高等学校9校)	引き続き学習指導要領に基づき、発達段階に応じたがん教育を実施していきます。	100	%	100	%	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
IV	(1)	13	(4) がんになんでも安心な社会づくりの基盤構築 調査結果や統計を活用した政策検討 (EBPM) 現状把握に向けた調査の実施	調査結果や統計を活用した政策検討 (EBPM) 現状把握に向けた調査の実施	1	回	2022	1	回	2024年度	○	小児がんに関するアンケート調査を実施、2025年3月に結果を公表。 2024年12月に緩和ケアアンケート調査を市内医療機関、介護施設を対象に実施しました。	令和7年度に横浜市内事業者を対象とした調査を行います。	1	回	1	回	年
IV	(2)	1	(1) 発症予防 生活習慣の改善を通じた予防	生活習慣病に関する生活習慣改善相談及び訪問指導件数	2,157	件	2022年度	2,596	件	2024年度	○	各区において各種専門職による生活習慣病に関する生活習慣改善相談及び訪問指導を実施しました。	継続実施予定です。	2,800	件	2,800	件	年
IV	(2)	2	(2) 急性期の適切な医療体制の構築 救急搬送、緊急治療が可能となる救急医療体制（参加基準等）の検討	救急医療機関連絡会の開催回数	1回／年以上	回／年	2023年	1	回／年	2024年度	○	搬送状況や治療実績等について、幹事会・連絡会を開催しました。	幹事会・連絡会を通して適切な救急医療が提供できるよう、検討を重ねます。	1回／年以上	回／年	1回／年以上	回／年	年
IV	(2)	3	(2) 急性期の適切な医療体制の構築 救急搬送基準の必要に応じた見直しと適正な運用	最新の救急搬送基準に準じた医療機関搬送	実施	-	2023年	実施	-	2024年度	○	最新の基準で実施しています。	最新の動向を注視し、迅速に対応できるように運用します。	実施	-	実施	-	-
IV	(2)	4	(2) 急性期の適切な医療体制の構築 治癒実績等の必要な情報公表	治癒実績等の必要な情報更新回数	1	回／年	2023年	1	回／年	2024年度	○	体制参加医療機関と調整を図り、公表に関する検討を行い、必要な情報を公開しました。	引き続き、必要な情報公開を行います。	1	回／年	1	回／年	年
IV	(2)	5	(3) 合併症や再発の予防、在宅復帰支援 在宅復帰、社会参加に向けた脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用	市内医療機関等へのパンフレットの配布	実施	-	2023年	1337	部	2025年3月末	○	脳血管ケアサポートガイドや関連する情報を市内病院や地域ケアアラザ、老人保健保健施設に周知を年2回実施しました。 リーフレットの配布希望施設に対しては、リーフレットと関連する制度やサービスの案内を行いました。	引き続き、リーフレットの配布と周知に取り組みます。	継続	-	継続	-	-
IV	(2)	6	(3) 合併症や再発の予防、在宅復帰支援 心血管疾患リハビリテーションが実施できる体制の整備	心大血管疾患リハビリテーション料ⅠⅡ算定施設数	27	施設	2023年	29	施設	2024年度	◎	心臓リハビリテーション指導士の育成支援等を実施することで、市内心大血管リハビリテーションⅠⅡ算定施設は29施設となり、目標を達成しています。	算定施設数を増やすために医療機関への心臓リハビリテーション指導士の育成の支援を継続します。	28	施設	30	施設	-
IV	(2)	7	(3) 合併症や再発の予防、在宅復帰支援 維持期における心臓リハビリテーションの多職種協働による支援体制の構築	心臓リハビリテーション連携施設認定を目的とした研修実施数	検討	-	2023年	1	-	2024年度	◎	維持期における心臓リハビリテーションの継続を支援する連携施設を対象に研修動画を作成し、132施設に動画を配布しました。	引き続き研修を実施し、各施設の知識向上を図ります。	運用	-	運用	-	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値		2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
IV	(3)	1 (1) 糖尿病の発症予防及び重症化予防 糖尿病の発症予防及び重症化予防のための保健指導に取り組む	糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けた生活習慣改善のための個別指導	173	人	2022年度	163	人	2024年度	△	糖尿病の発症予防及び重症化予防を目的に生活習慣改善のための個別指導を実施しましたが、利用人数が伸びませんでした。	目標人数に達していないため、全区にて医療機関との連携強化のために、医療機関に対して事業周知を行います。	180	人	180	人	年	
IV	(3)		説明会や講座等による糖尿病の予防に関する普及啓発	15,347	人(延べ)	2022年度	19,697	人(延べ)	2024年度	○	糖尿病のリスクの有無にかかわらず、説明会や講座等を実施することによって、糖尿病の予防に関する普及啓発を全区で実施しました。	必要に応じて各区にて実施。	全区で実施	-	全区で実施	-	年	
IV	(3)	2 (1) 糖尿病の発症予防及び重症化予防 横浜市国民健康保険被保険者の糖尿病重症化予防のための保健指導等に取り組む	国保特定健診でHbA1cが6.4~6.9%だった人への受診勧奨や個別指導等を案内するダイレクトメール	4,232	通	2023年	4,593	通	2024年度	○	全区で、対象者に対し受診を促すダイレクトメールを送付しました。	継続実施予定です。	全区で実施	-	全区で実施	-	年	
IV	(3)		国保特定健診でHbA1cが7.0%以上等を対象とした糖尿病性腎症重症化予防事業参加者数	46	人	2021年度	34	人	2023年度	○	国保特定健診等の結果をもとに事業対象者を選定し、事業への参加勧奨を行いました。また、事業参加希望の対象者に対し、専門職による個別保健指導を実施しました。	委託業者の効果検証結果をもとに、より効果的な事業となるよう、勧奨方法や保健指導の内容について検討します。	50	人	50	人	年	
IV	(3)		糖尿病治療中の歯科未受診者への受診勧奨後の歯科受診率	13	%	2023年	12.1	%	2024年度	○	糖尿病治療中で、歯科の受診歴が一定以上なく、特定健診の問診項目等から歯科受診が特に必要と思われる方に対し、歯科受診を促す内容を記載した通知を送付しました。（2025年9月3日発送）	委託業者の効果検証結果をもとに、より効果的な勧奨となるよう、通知内容を検討します。	15	%	15	%	-	
IV	(3)	3 (2) 医療・介護連携の推進 高齢者等の糖尿病の重症化予防に関して支援者向けの啓発に取り組む	職域別研修(回数)	2	回	2022	2	回	2024年度	○	市内の介護支援専門員、薬剤師向けの糖尿病研修をそれぞれ1回実施し、計132人が受講しました。	市内の関係機関に向けての研修を継続し、知識向上を図ります。	2	回	2	回	年	
IV	(3)		高齢者等の糖尿病の重症化予防に関して支援者向けの啓発職域別研修(参加者数)	160	人	2022	262	人	2024年度	◎	市内の介護支援専門員、薬剤師向けの糖尿病研修をそれぞれ1回実施し、計132人が受講しました。研修手法を見直し、第1回は現地開催でグループディスカッションを行い、第2回はオンライン開催で後日アーカイブ配信を行い、130回の視聴があり、広く研修内容の周知を行いました。	市内の関係機関に向けての研修を継続し、知識向上を図ります。	160	人	160	人	年	
IV	(3)	4 (2) 医療・介護連携の推進 高齢者等に関わる支援者間の相互理解・課題共有と解決策の検討に取り組む	疾患別医療・介護連携事業（糖尿病）に取組む区の数	2	(モデル実施)	区	2022	15	区	2024年度	◎	15区において、多職種連携研修、地域資源リストの作成、事例検討などにより、医療、介護に携わる人材の対応力向上と連携強化に向けたネットワークづくりに取り組みました。	引き続き18区展開に向けて、多職種の連携を進め、高齢者等に関わる支援者間の相互理解・課題共有と解決策の検討に取り組んでいきます。	8	区	18	区	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った －:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
IV	(4)	(1) ここでの健康を維持する人の増加 メンタルヘルス普及啓発、専門職のスキルアップ	支援者向け人材育成研修受講者数	946	人/年	2021年度	1,098	人/年	2024年度	○	広く参加を募れるように、オンラインにて研修を行い、参加者を増やすことができました。	引き続きオンライン研修等を行い、研修参加のハードルを下げ、支援者の人材育成を行っていきます。	4,125	人(延べ)	6,600	人(延べ)	累計	
IV	(4)		うつ病対応力向上研修の終了者	1,192	人(延べ)	2022年度	1,346	人(延べ)	2024年度	○	県内で地域医療に携わる医師（精神科・神経科を除く）を対象に、うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上及び精神科医療機関との連携を目的とした研修を実施しました。定員100名、申込み109名、当日参加75名。	当日参加が2、3割欠ける傾向にあります。医師が参加しやすい日曜日の午前中に実施することで、より多くの医師に参加いただけるようになります。	1,512	人(延べ)	1,752	人(延べ)	累計	
IV	(4)		依存症支援者向け研修の受講者数	689	人/年	2021年度	1,475人	人/年	2024年度	◎	依存症支援者研修を実施しました。オンライン形式で研修を実施したことや、参加者のニーズに合わせたテーマを設定して研修を実施したことにより、当初の目標を上回る参加がありました。	引き続き参加者のニーズに沿った研修を実施していきます。	1,250	人(延べ)	2,000	人(延べ)	累計	
IV	(4)	2 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 医療機関と福祉・保健関係者の協議の推進	区における協議の場に参加する医療機関数	51	施設	2022年度	77	施設	2024年度	○	各区において、医療機関との連携を進めており、協議の場に参加する医療機関数は増加しています。	引き続き医療機関に継続的に参加いただくとともに、参加機関を拡大し連携体制を推進していきます。	拡大	施設	拡大	施設	年	
IV	(4)	3 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進	退院サポート事業利用者数	189	人	2022年度	213	人	2024年度	○	18区の生活支援センターで事業を実施し、担当者の連絡会や研修を実施しました。ブロックにわかれ、それぞれの担当病院への制度周知や協働活動を行い、退院後も地域で安心して生活できるような支援体制の構築を目指します。	取組状況や課題を連絡会や研修で共有し、課題解決に向けた取り組みを進めます。また、引き続きブロックごとに担当病院への制度周知や協働活動を行い、退院後も地域で安心して生活できるような支援体制の構築を目指します。	210	人	240	人	年	
IV	(4)	4 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 措置入院患者に対する退院後の支援	措置入院患者に対する退院後の支援実施割合	60	%	2022年度	76	%	2024年度	◎	措置入院者に関して医療機関に密に連絡をとることで、支援が必要な方へ退院前に措置入院者と関わる機会をつくることができ、退院後の支援につながりました。	現在の状況を引き続き維持できるように、医療機関への連絡を密にとっています。	65	%	70	%	-	
IV	(4)	5 (3) 精神科救急体制の充実 救急医療体制の構築	3次救急における市内病院への入院割合（措置診察を実施したものの中のうち、市内医療機関につないだ者の割合）	87.1	%	2022年度	89.9	%	2024年度	○	四県市協調での体制のため、他県市とともに、効率的な地域支援を考慮する等、地域性に応じた病院選定を行うために、病床使用の試行に取り組んでいます。また、市外病院へ入院した患者を、市内病院へ転院させる側面移送を実施しています。	市民にとって効率的な地域移行支援を考慮した病院選定を継続できるよう、四県市行政及び医療機関との検討を継続します。	90	%	95	%	-	
IV	(4)		ソフト救急経由における市内病院への紹介割合（横浜市民の紹介案件のうち市内医療機関を紹介した者の割合）	78.6	%	2022年度	71	%	2024年度	△	これまで4県市協調体制により、医療機関が選定できない仕組みであり、紹介件数の増加に伴い、市内医療機関への割合は相対的に減少しました。	2025年度より四県市行政で対象者の居住地域に応じた病院選定（市内病院）の試行に取り組んでいます。現在の試行を継続し、4県市協調体制として、地域性を考慮した病院選定を行っていきます。	80	%	85	%	-	

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(1)	1	(1) 超高齢社会における救急医療提供体制の最適化 「医師の働き方改革」や少子高齢化の進展への対応	「医師の働き方改革」や少子高齢化の進展に対応した救急医療体制の整備	調査	-	2023年	調査	-	2024年度	○	2024年4月から開始された医師の働き方改革に関して、医療機関へ診療体制調査を4月に実施するなど、影響を調査しています。	「医師の働き方改革」や少子高齢化の進展に対応した救急医療体制の整備を行います。	影響を踏まえた体制整備	-	特例水準終了に向けた再編	-	-
V	(1)	2	(1) 超高齢社会における救急医療提供体制の最適化 新たな新興感染症発生時の救急搬送困難の緩和	新型コロナを踏まえた医療体制の検討	振り返り	-	2023年	調査	-	2024年度	○	救急搬送困難の緩和のため、夏と冬の救急需要増加期において医療機関への受入協力要請を実施しました。搬送困難緩和のための医療体制の検討を行いました。	感染症感染拡大時においても搬送困難が緩和されるような医療体制の検討と整備を行います。	体制づくり	-	体制維持	-	-
V	(1)	3	(1) 超高齢社会における救急医療提供体制の最適化 ドクターカーシステムの充実強化	ドクターカーシステムの充実強化 協力 医療機関	4	病院	2023年	4	病院	2024年度	○	ドクターカーの出場範囲拡大のため、運用を検討している医療機関との調整を行いました。	出場件数の確保など、より効果的な運用に向けた検討を行います。また、当該事業への参画予定医療機関との協定締結など、事業開始に向けて必要な調整を進めます。	5	病院	6	病院	累計
V	(1)	4	(2) DXによる救急活動や医療連携の効率化 救急医療DX	救急医療連携システム（仮称）の整備	検討	-	2023年	実施	-	2024年度	○	実証事業を実施してシステムの仕様・運用方法についての課題を抽出し、最適な形のシステム運用について検討を行いました。	システムの運用開始に向けて、医療機関側の利用環境の整備を行います。	運用	-	運用	-	-
V	(1)	5	(3) 適切な受療行動の推進のための啓発等 広報・啓発による適正な受療行動の推進	救急医療の適切な受療行動に係る広報	実施		2023年	実施	-	2024年度	○	市ホームページで、急病時の相談先や救急医療機関に関する情報提供を行いました。	救急医療の適切な受療行動に係る情報提供を継続します。	実施	-	実施	-	-
V	(1)	6	(3) 適切な受療行動の推進のための啓発等 救急相談センターの周知等	救急相談センター利用件数	313,017	件	2023年	294,785	件	2024年度	○	必要なサービス提供体制を確保し、高い応答率などのサービス水準を維持することができました。なお、当事業は2024年11月1日から神奈川県に移管され、「かながわ救急相談センター」として運営しています。	今後も需要の動向を見ながら、神奈川県が円滑に事業を運営できるよう支援していきます。	維持	-	維持	-	-
V	(1)			相談手段の多角化	検討	-	2023年	-	-	2024年度	○	2024年11月に県民を対象とした県事業に移行しました。	相談手段の多角化について、県に申し入れなどを行っていきます。	運用	-	維持	-	-
V	(1)	7	(3) 適切な受療行動の推進のための啓発等 初期救急医療体制の維持	初期救急医療機関数	21	施設	2023年	21	施設	2024年度	○	必要な医療提供体制を確保できるよう、人件費や建替えに関する補助を行いました。	今後も需要の動向を見ながら、必要な医療提供体制を確保できるよう、横浜市医師会、各区と協力して事務を進めていきます。	21	施設	21	施設	累計

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(1)	8	(3) 適切な受療行動の推進のための啓発等 「人生会議」の普及による人生の最終段階の適正な医療受診	「もしも手帳」の累計配布部数	377,000	部	2023年	470,000	部	2024年	◎	・もしも手帳、説明チラシの改訂 ・救急あんしんカードと一緒に配布 ・医師会、病院協会、薬剤師会などの府内外17種の会議で周知 ・ほけんの窓口（市内直営店10店舗）での配布 ・職種別研修の実施 ・ACP普及啓発プログラム改訂 ・区役所との連携強化 上記の取り組みなどにより、年間配布部数が48,000部（2023年）から78,800部（2024年）へ増加（昨年対比164%）し、幅広い年齢層への周知、啓発に繋がりました。	人生会議の普及啓発に繋げていくため、職種別研修の実施や、企業連携の拡大、区役所との連携強化など、もしも手帳の配達先を増やし、強化していくことに、引き続き取り組みます。	568,000	部	718,000	部	累計
V	(2)	1	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 災害医療アドバイザーとの連携強化	災害対策本部運営訓練等を通じた連携強化	2	回/年	2023年	2	回/年	2024年度	○	大規模地震時医療活動訓練（9月）及び災害対策本部運営訓練（1月）において、災害医療アドバイザーと連携して取り組みました。	今後も災害対策本部運営訓練等において、災害医療アドバイザーと連携して取り組みます。	2	回/年	2	回/年	年
V	(2)	2	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 医療救護隊の充実	医療救護隊用備蓄医薬品等の適正な維持・管理	維持・管理	-	2023年	維持・管理	-	2024年度	○	巡回診療を中心とした医療提供体制のために医薬品等の維持・管理を行いました。	今後も医薬品等の適正な維持・管理を行います。	維持・管理	-	維持・管理	-	-
V	(2)			横浜市災害支援ナース研修の開催	2	回/年	2023年	2	回/年	2024年度	○	関心のある方へ登録推進研修（10月）を行い、63名が受講しました。また、登録者へフォローアップ研修（1月）を行い、56名が受講しました。	今後も医療救護隊数の充実のために、登録者数の確保に努めます。また、登録者向け研修の充実を図ります。	2	回/年	2	回/年	年
V	(2)			医療救護隊訓練の実施	1	回/年	2023年	1	回/年	2024年度	○	医療関係機関等と連携し、医療救護隊訓練を実施しました。	今後も医療救護隊訓練を継続的に実施するとともに、訓練内容の充実強化に取り組みます。	1	回/年	1	回/年	年
V	(2)	3	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 マスギャザリングに係る医療救護体制の強化	災害拠点病院と消防（行政）が連携した訓練の実施回数	1	回/年	2023年	1	回/年	2024年度	○	大規模テロ災害対応訓練（11月）において、災害拠点病院と連携して取り組みました。	今後も訓練の実施により、あらゆる災害への対応力を高めていきます。	1	回/年	1	回/年	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値		2024(R6)振り返り(令和7年実施)							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組(成果)	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(2)	4	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 災害時に医療的配慮を必要とする市民(透析・在宅酸素・IVH等)に対応する体制整備	災害時透析医療に携わる関係機関の役割の明確化及び体制整備・維持	マニュアルの策定	-	2023年	体制維持	-	2024年度	○	大規模地震時医療活動訓練(9月)等を通じて、災害時透析医療に携わる関係機関の役割を確認しました。	今後も訓練や会議等を通じて、災害時透析医療に携わる関係機関の役割を明確にし、体制整備・維持に取り組みます。	体制整備・維持	-	体制維持	-	-
V	(2)			要配慮者に係る災害医療体制の市民広報	周知・広報	-	2023年	周知・広報	-	2024年度	○	市ホームページで災害時透析医療の体制を周知しました。	今後も市ホームページ等で、要配慮者に係る災害医療体制の市民広報を行います。	周知・広報	-	周知・広報	-	-
V	(2)	5	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 被災時における負傷者受入医療機関への適切な受診行動についての市民啓発活動	被災時における負傷者受入医療機関への適切な受診行動についての市民啓発活動回数	1	回/年	2023年	1	回/年	2024年度	○	市ホームページで被災時における負傷者受入医療機関への適切な受診行動について啓発を行いました。	今後も市ホームページ等で、被災時における負傷者受入医療機関への適切な受診行動について啓発します。	1	回/年	1	回/年	年
V	(2)	6	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 災害時通信基盤の再構築	災害時通信基盤の再構築	検討	-	2023年	更新	-	2024年度	○	災害時救急病院等に配備していた衛星携帯電話を、地域BWAモバイルルーターを活用した災害時通信基盤に再構築しました。	再構築した災害時通信基盤を維持します。また、既に配備しているMC-A無線が2029年にサービス終了となるため、代替の通信手段を確保する必要があります。	順次更新	-	更新完了	-	-
V	(2)	7	(1) 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への施設情報の登録推進	EMISの適切な運用	運用	-	2023年	運用	-	2024年度	○	大規模地震時医療活動訓練(9月)を通じて、EMIS対象の医療機関の登録状況を確認し、施設情報が未登録の医療機関に対しては登録を徹底しました。	2025年4月から新たなEMISの運用が開始されているため、本市の運用方法を確立し、区やEMIS対象の医療機関等に周知します。	維持	-	維持	-	-
V	(3)	1	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 政策的産科医療提供体制の確保	産科拠点病院数	3	施設	2023年	3	施設	2024年	○	産科拠点病院3か所を維持し、各病院で複数当直またはオンコール体制を組んでハイリスク妊娠婦や周産期救急の受入れを行いました。また、地域貢献の一環として近隣中学校等を対象とした出前講座を実施しました。	引き続き産科拠点病院3施設を維持し、ハイリスク妊娠婦や周産期救急の受入れ等、政策的医療提供体制の確保につなげていきます。	3	施設	3	施設	年
V	(3)	2	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 分娩を取り扱う医療機関の確保、産科医師及び小児科医師の負担軽減	当直医師確保補助金交付医療機関数	4	施設	2023年	6	施設	2024年	◎	分娩を扱う医療機関等が、子育て等により当直ができない医師の代替として、非常勤の医師が当直を行った場合に、当直料の一部を支援しました(6施設)。	医療機関により補助金を活用いただくよう、補助要件の見直し、補助金額の拡大等を行います。	4	施設	4	施設	年
V	(3)	3	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 分娩を取り扱う医療機関等の負担軽減	分娩手当補助金交付医療機関等数	11	施設	2023年	8	施設	2024年	△	分娩を扱う医療機関等に勤務する産科医等に対し、分娩取扱件数に応じて手当を支給する分娩取扱施設に対して補助金を交付しました。(8施設)	医療機関により補助金を活用いただくよう、補助要件の見直し等を行います。	11	施設	11	施設	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(3)	4	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 助産師のスキルアップ	助産師研修補助金交付医療機関等数	4	施設	2023年	2	施設	2024年	△	分娩を扱う医療機関等に勤務する助産師が、外部機関が実施する研修に参加した経費を勤務先が負担する場合、経費の一部を補助しました。（2施設）	医療機関により補助金を活用いただくよう、周知方法の改善等に取り組みます。	4	施設	4	施設	年
V	(3)	5	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 周産期救急医療対策	周産期救急連携病院数	8	施設	2023年	8	施設	2024年度	○	体制を維持しています。	引き続き、医療機関へのヒアリングや補助金交付により周産期救急体制を維持していきます。	8	施設	8	施設	累計
V	(3)	6	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 小児科医師の確保を行い、拠点病院及び初期救急医療提供体制を安定的に運用	小児救急拠点病院数	7	施設	2023年	7	施設	2024年度	○	体制を維持しています。	引き続き、医療機関へのヒアリングや補助金交付により小児救急体制を維持していきます。	7	施設	7	施設	累計
V	(3)		初期救急医療機関数	21	施設	2023年	21	施設	2024年度	○	必要な医療提供体制を確保できるよう、人件費や建替えに関する補助を行いました。	今後も需要の動向を見ながら、必要な医療提供体制を確保できるよう、横浜市医師会、各区と協力して事務を進めています。	21	施設	21	施設	累計	
V	(3)	7	(1) 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり 小児医療の適切な受診を勧めるため、小児医療に関する広報の実施	小児を対象とした救急対応に関する普及啓発	検討	-	2023年	実施	-	2024年度	○	市ホームページで小児救急医療体制および救急対応に関する情報提供を行いました。	小児救急医療体制に関する周知・啓発を継続します。	実施	-	実施	-	-
V	(3)	8	(2) 出産・育児に関する相談支援の充実 「子育て世代包括支援センター事業」妊娠・出産・子育てマイカレンダーの作成支援を実施	「子育て世代包括支援センター事業」妊娠・出産・子育てマイカレンダー作成数	25,001	部	2023年	23,623	部	2024年度	○	母子健康手帳交付時の看護職の面談にて、妊娠やその家族に対して、マイカレンダーを活用して、妊娠・出産・子育てについての相談支援を行いました。妊娠届出数の減少により作成数は減っていますが、妊娠届出者に対する面接実施率は99.2%となり、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における目標値98.7%を上回りました。	引き続き、マイカレンダーを活用し、母子健康手帳交付時に全ての対象者に対して、面接を実施し、妊娠・出産・子育てに向けた支援を行っていく。	第3期子ども・子育て支援事業計画で評価	-	第3期子ども・子育て支援事業計画で評価	-	-
V	(3)	9	(2) 出産・育児に関する相談支援の充実 「おやこの心の相談事業」	「おやこの心の相談事業」実施区	7	区	2023年	9	区	2024年度	○	5年度から、実施区を新たに2区増やしたことでの、メンタル不調を抱える妊産婦とその家族が相談する機会を多く提供することができた。	全市での実施に向けては、従事される精神科医の確保が課題である。引き続き、区や精神科医会と連携しながら、実施区の拡大に向けて取り組んでいく。	18	区	18	区	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り(令和7年実施)						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組(成果)	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(3)	10	(2)出産・育児に関する相談支援の充実 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会議と実務者会議の年間開催数	28 (内訳:代表者会議2回、実務者会議各区1回以上)	回	2022年度	25	回	2024年度	△	①横浜市子育てSOS連絡会(要対協代表者会議)(6月、12月)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議:各区1・2回/年)に医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席します。②横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の構築に向けた取組を通じ、医療機関との連携が強化されてきました。引き続き連絡会や研修を実施して医療機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に取組みます。内訳:市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るために、症例検討(標準化部会2回/年)、情報交換会(1回/年)、CDR関連部会(年1回)を開催しました。また、研修として、横浜市医師会、横浜市歯科医師会に委託し、「医療機関向け虐待対応プログラムBEAMS」のStage1・2を市内医療機関医師向けに、Stage1を市内歯科医師向けに実施しました。③医療機関と行政との連絡会を実施しました。④横浜市歯科医師会の要保護児童対策地区担当者協議会で研修を実施しました。	①横浜市子育てSOS連絡会(要対協代表者会議)(6月、12月)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議:各区1・2回/年)に医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席します。②横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の構築に向けた取組を通じ、医療機関との連携が強化されてきました。引き続き連絡会や研修を実施して医療機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に取組みます。内訳:市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るために、症例検討(標準化部会2回/年)、情報交換会(1回/年)、CDR関連部会(年1回)を開催します。また、横浜市医師会、横浜市歯科医師会に委託し、「医療機関向け虐待対応プログラムBEAMS」のStage1・2を市内医療機関医師向けに、Stage1を市内歯科医師向けに研修を実施します。	同水準を維持	回	同水準を維持	回	年
V	(4)	1	新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会の開催	新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会の開催回数	1	回	2023年	1	回	2024年度	○	横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定することについて、情報提供を実施しました。発生時を想定し、医療機関等と合同で実施した訓練について、実施した訓練を振り返り、次年度、より実用性を高めた内容となるよう検討をすることができました。	ほぼすべての構成機関の代表が出席することできており、今後も年1回以上を目標に継続実施をしていきます。	1回以上	回	1回以上	回	年
V	(4)	2	感染症対策研修・訓練の実施	感染症対策研修・訓練実施回数	5	回	2023年	5	回	2024年度	○	新興感染症発生時に必要な知識の普及だけでなく、パンデミックを想定した職員体制構築など、幅広い内容での研修を実施することができました。eラーニングの作成を行い、多くの職員が受講できるような取り組みも実施しました。	実践訓練を充実させ、必要な知識や技術についての研修を継続して実施します。 保健所職員だけでなく、区を含めた全職員が発生時の取り組みについて自分事として捉えられるような工夫が必要です。	5	回	5	回	年
V	(4)	3	個人防護具等の備蓄	個人防護具備蓄数	60,000	セット	2023年	35,000	セット	2024年度	○	新型コロナ対応で資器材不足が全国課題となったことから、5類化以降、国・県・医療機関における備蓄の責務や備蓄量が国により明確化されました。これを踏まえつつ、備蓄量を見直し、保健所使用分に加え関係機関に必要量提供できるよう確保していました。	国および神奈川県の医療措置協定や神奈川県の新型インフルエンザ等対策行動計画の内容が明確化されたことや、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に向けた動きを鑑み、備蓄数を35,000セットに精査し、変更しました。 今後の具体的な備蓄予定数は以下のとおりです。 2026年の備蓄数:32,000セット 2029年の備蓄数:11,000セット 本市として引き続き、いざというときには保健所使用分に加え、必要量を関係機関にも提供できるよう、備蓄量を精査した上で、備蓄を進めています。	60,000	セット	60,000	セット	-

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り(令和7年実施)							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組(成果)	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
V	(4)	4	感染症患者移送専用車両の確保	感染症患者移送専用車両数	2	台	2023年	2	台	2024年度	○	一・二類感染症発生時の患者移送に備え、車両の整備・維持管理を実施しました。	引き続き、車両の整備・維持管理に務め、発生時には速やかに移送できる体制を確保します。	2	台	2	台	-
V	(4)	5	協定締結医療機関の周知	協定締結医療機関の周知	-	-	2023年	推進	-	2024年度	○	市ホームページで協定締結医療機関に関する情報提供を行いました。	今後も情報提供を継続します。	推進	-	推進	-	-
VI	(1)	1	確実な治療完遂と多剤耐性結核の発生防止のためのDOTS(直接服薬確認療法)実施体制の強化	DOTS実施率	97.2	%	2021	97.4	%	2023年	○	全結核患者に対し、関係機関と連携しながら、月1回以上のDOTS(直接服薬確認療法)の実施に取り組みました。	全結核患者に対するDOTSの継続実施とコホート検討会での評価を行い、確実な治療完遂を目指します。	98%以上	%	98%以上	%	-
VI	(1)	2	潜伏性結核感染症や新たな発病者の早期発見及び感染源・感染経路の探求のための接触者健診の実施	接触者健診実施率	95.6	%	2023年	95.3	%	2024年	○	結核患者の接触者及び感染経路探求のための接触者健診を行い、結核のまん延防止に取り組みました。	積極的疫学調査を適切に実施することにより、効果的な接触者健診を行い、まん延防止に努めます。	100	%	100	%	-
VI	(2)	1	HIV検査を受けやすい環境の整備	HIV検査実施件数	1,677	件	2022	1747	件	2024年	○	18区HIV/梅毒検査、土曜HIV即日検査、日曜HIV即日検査、夜間HIV梅毒即日検査を行い、まん延防止に取り組みました。	検査の継続実施及びHIV検査普及週間や世界エイズデー等での正しい知識の普及啓発と共に検査の周知を行います。	2,000件以上	件	2,000件以上	件	年
VI	(2)	2	市民や市職員を対象とした講座・研修の実施	講座・研修実施回数	10回以上	回	2023年	10	回	2024年度	○	青少年向け啓発事業、職員人権研修、養護教諭のための専門研修講座を行い、偏見及び差別の解消・感染予防のための正しい知識の普及啓発を行いました。	講座の実施と共に、教育委員会やパートナーシップ大学などの関係機関と連携し、正しい知識の普及啓発に取り組みます。	10回以上	回	10回以上	回	年
VI	(3)	1	医療機関、研究機関、近隣自治体、国、関係団体等との連携、迅速な情報共有	横浜市感染症発生動向調査委員会の開催回数	12回以上	回	2023年	12	回	2024年度	○	月1回、会議を開催し、感染症法に基づき収集した感染症に関する情報について分析を行い、予防のための情報を公表しました。	定期的に会議を開催し、関係機関と連携して感染症に関する情報収集・分析を行うことで、市内医療機関や市民に対し迅速に効果的・効率的な情報提供・公表を行います。	12回以上	回	12回以上	回	年
VI	(3)	2	市民や事業者等へ各種媒体を活用した、感染症・食中毒の予防に関する効果的な普及啓発	啓発回数	2回以上	回	2023年	7	回	2024年度	○	感染症の流行状況や国の定めた予防週間に合わせ、SNS等を活用し、市民に対し、広く注意喚起及び予防啓発を実施しました。	感染症の正しい知識の普及と感染対策について、情報発信のタイミングや媒体を工夫することで、広く効果的な啓発を実施します。	12回以上	回	12回以上	回	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(3)	3	市職員や関係施設の職員等を対象とした感染症・食中毒発生時の知識・技術向上の研修実施	研修実施回数	10回以上	回	2023年	12	回	2024年度	○	研修テーマによって、e-ラーニングを活用することで、集合研修をより実践的な内容とし、研修を実施しました。	受講者のアンケート結果も踏まえ、研修の実施方法・内容を検討し、より効果的な研修を引き続き実施します。	10回以上	回	10回以上	回	年
VI	(4)	1	医療機関、研究機関、近隣自治体、国、関係団体等との連携、迅速な情報共有	横浜市感染症発生動向調査委員会の開催回数【再掲】	12回以上	回	2023年	12	回	2024年度	○	【再掲】月1回、会議を開催し、感染症法に基づき収集した感染症に関する情報について分析を行い、予防のための情報を公表しました。	【再掲】定期的に会議を開催し、関係機関と連携して感染症に関する情報収集・分析を行うことで、市内医療機関や市民に対し迅速に効果的・効率的な情報提供・公表を行います。	12回以上	回	12回以上	回	年
VI	(4)	2	市民や事業者等へ各種媒体を活用した、輸入感染症の予防に関する効果的な普及啓発	啓発回数	2回以上	回	2023年	3	回	2024年度	○	夏の長期休暇前に動画等で海外渡航時の感染対策に関する啓発を行った他、麻しんの輸入症例が発生した際にはSNSによる注意喚起を行いました。	海外との往来が盛んになっており、またTICAD9やGREEN×EXPO 2027等のマスギャザリングイベントも予定されているため、引き続きSNS等を活用した啓発を行います。	2回以上	回	2回以上	回	年
VI	(5)	1	新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会の開催	新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会の開催回数【再掲】	1	回	2023年	1	回	2024年度	○	【再掲】横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定することについて、情報提供を実施しました。発生時を想定し、医療機関等と合同で実施した訓練について、実施した訓練を振り返り、次年度、より実用性を高めた内容となるよう検討をすることができました。	【再掲】ほぼすべての構成機関の代表が出席することできており、今後も年1回以上を目標に継続実施をしていきます。	1回以上	回	1回以上	回	年
VI	(5)	2	個人防護具等の備蓄	個人防護具備蓄数【再掲】	60,000	セット	2023年	35,000	セット	2024年度	○	【再掲】新型コロナ対応で資器材不足が全国課題となったことから、5類化以降、国・県・医療機関における備蓄の責務や備蓄量が国により明確化されました。これを踏まえつつ、備蓄量を見直し、保健所使用分に加え関係機関に必要量提供できるよう確保していました。	【再掲】国および神奈川県の医療措置協定や神奈川県の新型インフルエンザ等対策行動計画の内容が明確化されたことや、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に向けた動きを鑑み、備蓄数を35,000セットに精査し、変更しました。今後の具体的な備蓄予定数は以下のとおりです。 2026年の備蓄数：32,000セット 2029年の備蓄数：11,000セット 本市として引き続き、いざというときには保健所使用分に加え、必要量を関係機関にも提供できるよう、備蓄量を精査した上で、備蓄を進めています。	60,000	セット	60,000	セット	-
VI	(6)	1	麻しん排除の維持と風しんの排除に向けた麻しん風しん対策連絡会の開催	「横浜市麻しん風しん対策連絡会」の開催回数	1	回	2023年	2	回	2024年度	○	連絡会を通じて、府内関係局と麻しん風しんの発生動向や各局での対策を共有するとともに、連携できる事業について検討を行い、実施しました。	連絡会のみならず、府内関係局で適宜情報共有を行うとともに、引き続き連携を取り、麻しん風しん対策を推進します。	2	回	2	回	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(6)	2	就学時等ライフイベントに合わせた重点的な麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種勧奨	重点的な接種勧奨回数	3	回	2023年	3	回	2024年度	○	MRワクチンの供給が不安定であったことから、幅広い接種勧奨は実施せず、乳幼児健診等において個別勧奨を行いました。また、風しん追加的対策事業（第5期定期接種）が最終年度であったため、SNS等による啓発を行いました。	MRワクチンの不足により定期接種期間が延長になった対象者も含め、関係機関と連携し、定期接種対象者に向けた幅広い接種勧奨を実施します。	3回以上	回	3回以上	回	年
VI	(7)	1	予防接種の重要性の周知と接種率の維持・向上に向けた個別通知を中心とした定期予防接種の接種勧奨	接種勧奨回数	1	回	2023年	1	回	2024年度	○	各ワクチンの通常の個別通知の実施に加え、子宮頸がん予防ワクチンについては救済措置最終年度であることを踏まえ、令和6年度は4月と2月の2回、対象となる方全員に個別通知ハガキによる接種勧奨を行いました。結果、過去最も多くの対象者の方が接種を受けられました。	近年低下傾向にあるMR2期の接種率向上に向け、2025年度は年度後半に未接種者へ追加の個別接種勧奨を予定しています。また、2024年度にMRの定期接種対象者でありながらワクチン不足等により接種を受けられなかつた方を対象に、個別勧奨を行う予定です。	2回以上	回	2回以上	回	年
VI	(7)	2	医療機関、研究機関、近隣自治体、国等との連携及び迅速な情報共有	医療機関等への情報提供回数	6回以上	回	2023年	11	回	2024年度	○	神奈川県や近隣自治体等との情報の共有・提供を行ったほか、国と麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の供給不足状況等の共有を図り、窮状を伝えたことで、MRワクチンの定期接種期間の延長措置実施につながることとなりました。	新たなワクチンの定期接種化への対応に向けた情報収集のほか、ワクチン供給不足等の際に緊急性に応じて適切な対応が取れるよう、適宜、国・県、近隣自治体等と連携・情報共有を行ってまいります。	6回以上	回	6回以上	回	年
VI	(7)	3	医療機関を対象とした安全・適切な予防接種に関する研修の実施	BCG・予防接種研修等実施回数	2	回	2023年	2	回	2024年度	○	引き続き、新たにBCGの定期接種を行う医療機関を対象にBCG研修を実施しました。また全協力医療機関を対象とした予防接種研修を医師会と連携して実施し、予防接種事故の再発防止を図るとともに、新たなワクチンの定期接種化の検討状況等について情報提供を行いました。	2024年度の予防接種事故件数が大幅に増えたことを受け、医療機関における自己点検を促す通知の発出や、効果的な研修資料の作成・提供等により、予防接種事故の抑制と再発防止に注力し、事故件数の削減を図ります。	2回以上	回	2回以上	回	年
VI	(2)	1	(1) 難病患者への情報提供や相談支援、医療体制の充実 難病医療講演会・交流会の開催	難病医療講演会・交流会の参加者延人数	1,996	人	2022年度	1,942	人	2024年度	○	最新情報が得られるよう案内チラシに本市Webサイトの二次元バーコードを掲載しました。また、集合開催に加えてオンライン開催や後日配信をするなど開催方法を工夫して実施しました。	横浜市のホームページやメールマガジン等を活用して、最新情報を提供できるよう努めるとともに、引き続き患者・家族・支援者が参加しやすい方法で開催していきます。	2,160	人	2,290	人	年
VI	(2)	2	(1) 難病患者への情報提供や相談支援、医療体制の充実 かながわ難病相談支援センターにおける相談支援件数	かながわ難病相談支援センターにおける相談支援件数	570	件	2022年度	566	件	2024年度	○	患者・家族・支援者に対して、電話・面談・メールでの相談や医療相談会・ピア相談会・講演会を実施しました。また、講演会は、「難病患者の災害への備えについて」をテーマに実施しました。	引き続き、患者・家族・支援者の身近な相談窓口になるよう、センターの周知を行うとともに活動内容を充実させていきます。	620	件	650	件	年
VI	(2)	3	(1) 難病患者への情報提供や相談支援、医療体制の充実 難病患者一時入院事業の実施	難病患者一時入院事業利用延べ日数	460	日	2022年度	401	日	2024年度	○	入院延べ利用日数は減少していますが、新規利用者数は前年度を上回りました。難病患者・家族の希望日程に沿うよう受入医療機関や18区担当者との入院調整を円滑に進めるとともに、入院中の療養生活を安定的に送れるよう、受入医療機関との連絡会を実施しました。	受入医療機関との連絡会を継続的に実施するとともに、在宅療養中で医療依存度の高い難病患者や家族が希望時に利用ができるよう患者・家族・支援者への周知を行います。	500	日	530	日	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(2)	4	(2) 難病患者の療養生活や社会参加を支える人材の質の向上、支援者同士のつながりの充実 支援者向け研修の開催	支援者向け研修の開催数	2	回	2022年度	2	回	2024年度	○	ケアマネージャーやヘルパーを対象とした研修を実施し、支援者の難病に関する理解不足を解消し、患者・家族の多様なニーズに合わせた支援力の習得につなげました。	より多くの支援者に研修開催を周知するとともに、支援者の実情に合わせた内容を取り入れるなどプログラムを工夫しながら研修を開催していきます。	2	回	2	回	年
VI	(3)	1	(1) アレルギーに関する情報提供・相談・医療体制の充実 横浜市立みなど赤十字病院においてぜん息相談、人材育成、アレルギー研修等の啓発活動を実施	啓発活動実施回数	①成人個別ぜん息相談27名 ②小児喘息相談26名	回/名	令和4年4月～令和5年3月	①小児ぜんそく・アレルギー教室年3回/157名 ②成人ぜんそく・アレルギー教室年3回/57名 ③関節リウマチ教室/膠原病教室年5回/147名 ④アレルギーケア研修会年1回/15名 ⑤横浜市アレルギー懇話会年1回/66名	回/名	2025年3月1日	○	患者教室やぜんそく個別相談事業、研修会などを通じて患者・市民に対して適切に情報提供を行いました。（数値のとおり） ※成人ぜんそく個別相談29名、子どものぜんそく個別相談32名、川崎市アレルギー疾患知識普及講演会年1回/17名	令和6年度の新たな取り組みとして、「アレルギーケア研修会」を開催した。今後も地域に根ざす病院として、市民向けのセミナーを開催していきます。また、日本専門医機構の新専門医制度では、未だアレルギー専門医の認定が始まっていないが、引き続きアレルギー科、呼吸器内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、リウマチ内科のアレルギー専門医・指導医、リウマチ専門医・指導医の確保と育成に努めることにより市民の需要に応えています。	①小児喘息・アレルギー教室3回、 ②リウマチ教室5回、 ③アレルギー市民セミナー1回、 ④市民向け講演会1回 ⑤医療者向けアレルギー講習会1回	回/年	①小児喘息・アレルギー教室3回、 ②リウマチ教室5回、 ③アレルギー市民セミナー1回、 ④市民向け講演会1回 ⑤医療者向けアレルギー講習会1回	回/年	年
VI	(3)	2	(1) アレルギーに関する情報提供・相談・医療体制の充実 市民向け講演会等の実施	市民向け講演会等の実施回数	2	回/年	2023年	2	回/年	2025年3月31日	◎	令和6年9月及び10月に市民向け講演会を実施しました。	令和7年9月及び10月に市民向け講演会を実施予定です。	1回以上	回/年	1回以上	回/年	年
VI	(3)	3	(2) 学校、施設等における、アレルギー対応研修の徹底 保育所等職員を対象としたアレルギー対応研修を実施	研修の実施回数	4	回/年	2023年	3	回/年	2024年度	○	食物アレルギーに関する研修会を対面型で2回、YouTube配信にて1回実施しました。YouTube配信では配信期間を2倍に延長し回数を減らしました。横浜市が作成した食物アレルギー対応マニュアルに基づき、誤食事故防止や事故発生時の対応について知識を深め、保護者と連携をしながら組織的に取り組むことを確認しました。	対面型ではエピペントレーナーを用いた実演や実習をすることができますが、参加人数が限定されます。YouTube配信では受講者が研修を受講する時間を選択でき、参加希望者全員が受講できるメリットがあります。それぞれのメリットを活かした研修を実施できました。	4回以上	回/年	4回以上	回/年	年
VI	(3)	4	(2) 学校、施設等における、アレルギー対応研修の徹底 放課後児童健全育成事業所等職員を対象としたアレルギー対応研修を実施	研修の実施回数	2（内1回オンデマンド方式）	回/年	2023年度	2	回/年	2025年度	○	アレルギー全般についての基礎知識や事故防止、エピペンなどの使用方法についての研修を実施しました。 対面：1回（9/18） オンライン：1回	引き続き同様の研修を実施していきます。	2	回/年	2	回/年	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方
 ◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り(令和7年実施)						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組(成果)	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(3)	5	(2)学校、施設等における、アレルギー対応研修の徹底 給食実施校を対象としたアレルギー対応研修を実施	研修の実施回数	1回以上 参加人数 587	回/ 年 人	2023年	1回 347名	回/ 年 人	2025年	△	みなと赤十字病院と連携をし、最新のアレルギー情報を周知できました。また、学校でのヒヤリハット事例や緊急時の対応の内容を確認できた。研修を受講することで管理職、教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等のアレルギーに関する理解につながりました。	令和8年度の中学校給食にむけて中学校の管理職、教諭にも受講してもらえるようにしていきます。また、小学校・義務教育学校でも栄養教諭・養護教諭以外の教職員にも受講をしてもらえるようにしていきます。	1回以上 参加目標 600	回/ 年 人	1回以上 参加目標 600	回/ 年 人	年
VI	(4)	1	認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	375,440	人	2022年度	419,663	人	2024年度	◎	認知症サポーター養成講座を住民、企業・職域団体、学校などを対象に実施し、認知症サポーターを養成しました。	2024年度時点ですでに累計で419,663人が受講しており、順調に推移しています。今後もキャラバン・メイト養成研修を実施し、新たなキャラバン・メイトを養成するとともに、認知症サポーター養成講座の実施につなげていきます。	420,000	人	人	累計	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討
VI	(4)	2	医療従事者等の認知症対応力向上の推進	認知症対応力向上研修受講者数(累計)	4,223	人	2022年度	5,168	人	2024年度	◎	薬剤師研修・看護職員研修・歯科医師研修・かかりつけ医研修・医療従事者研修について国のカリキュラムに沿って、実施をしました。	2024年度時点で認知症対応力向上研修受講者数は累計5,168人となっています。 より多くの医療従事者に受講してもらい、目標を達成できるよう、開催方法や開催規模等を工夫しながら、引き続き研修を開催します。	5,650	人	人	累計	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討
VI	(4)	3	若年性認知症の人への支援	若年性認知症の人への支援 相談件数	832	件	2022年度	1,294	件	2024年度	◎	市内4か所に配置している若年認知症コーディネーターを中心に行なう直接的な支援や、関係者の相談支援を実施しました。また、本人発信支援や社会参加支援のために本人ミーティングや若年性認知症の居場所(認知症カフェ)の開催支援をしました。 若年性認知症の自立支援に関わる関係者のネットワーク構築や切れ目のない支援の充実を図るために、9月に支援者向け研修を実施し、2月に若年性認知症支援コーディネーター・区役所職員と自立支援ネットワーク会議を開催しました。	2024年度時点で相談件数は1,294件となっています。 相談支援に加え若年性認知症支援コーディネーターによる本人発信支援や本人ミーティング、居場所等支援を引き続き行なっています。	920	件	件	年	「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」にて検討
VI	(5)	1	(1)医療的ケア児・者等に関する施策 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数	医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数	6か所 10人	か所・人	2023年	6か所 8人	か所・人	2025年 3月末	○	医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する、横浜型医療的ケア・児者等コーディネーターを各拠点に配置し、コーディネーター拠点を運営しました。 また、コーディネーターの退職に伴い、コーディネーターを新たに養成しました。	引き続き各コーディネーター拠点の状況を踏まえ、市全域での支援体制を構築します。	6か所 12人	か所・人	推進	-	累計
VI	(5)	2	(1)医療的ケア児・者等に関する施策 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数	医療的ケア児サポート保育園の認定園数	12	園	2023年	20 (2024年度目標12園に対して実績8園)	園	2024年度	△	医療的ケア児サポート保育園として新たに12園を認定することを目標としていましたが、結果として8園を認定し、累計20園となりました。	保育・教育施設からは、看護職員の安定した体制や人材確保に課題があるとのご意見をいただいています。 看護職員の雇用に対する補助の充実や、看護職員を対象とした研修の開催、保育所等の利用調整における看護職員の子の優先的な取扱いなどを通じて、看護職員の確保に努めています。	次期横浜市中期計画で評価	-	推進	-	累計

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）						目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年	
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(5)	3	(1) 医療的ケア児・者等に関する施策 肢体不自由児特別支援学校における学校看護師の配置の推進	肢体不自由児特別支援学校における学校看護師の配置人数	40	人	2023年	44	人	2024年度	○	医療的ケアがある児童生徒が、安心・安全に教育を受けられる環境整備のために、必要な看護師を配置しました。	引き続き、目標達成に向けて、看護師の配置を目指します。	50	人	推進	-	累計
VI	(5)	4	(1) 医療的ケア児・者等に関する施策 協力医療機関に入院するメデイカルショートステイ事業の実施か所 /連携強化のための会議等	協力医療機関に入院するメデイカルショートステイ事業の実施か所 /連携強化のための会議等	11か所会議等0回	か所・回	2023年	11か所5回	か所・回	2025年3月末	○	医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの合同会議を7月に実施、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの実務者会議を令和7年1月に実施し、利用者の受入に関する情報共有や意見交換を行いました。また、協力医療機関の実務者を対象に、施設見学等の研修を実施しました。 その他、協力医療機関へ電話・メール等で隨時連絡調整を行いました。	引き続き事業を実施していくとともに、協力医療機関との円滑な事業運営を図ります。	11か所会議等5回	か所・回	推進	-	-
VI	(5)	5	(1) 医療的ケア児・者等に関する施策 多機能型拠点の整備	多機能型拠点の整備	3	か所	2023年	4	か所	2024年	○	市内4館目となる北東部方面多機能型拠点「び・すけっと菊名」が令和6年4月に開所しました。5館目の整備に向け、整備運営法人の公募を開始しました。6館目については、候補地の選定を引き続き行い、局内外との調整を図りました。	5館目となる中央部方面多機能型拠点（仮称）の令和10年度の開所に向けて、令和7年度中に運営法人を決定し、基本設計に着手します。 6館目については、条件に見合う市有地の候補地がないことが課題ですが、整備用地の確保・早期の整備を進め、市内6館の整備完了を目指していきます。	6	か所	6	か所	累計
VI	(5)	6	(1) 医療的ケア児・者等に関する施策 身近な地域で相談できる場所の充実	身近な地域で相談できる場所の充実	-		2023年	推進（18区）	-	2024年度	○	2024年度から県医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に在宅医療連携拠点が位置付けられたことから、18区全てにおいて、医療的ケアも含めた障害相談に対応できる体制となりました。それに伴い、障害福祉サービスに関する関係機関との連絡・調整を行うことができるよう、在宅医療連携拠点相談員向けの研修を実施しました。	2025年度からは、在宅医療連携拠点において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」としての趣旨を踏まえながら、障害相談事業所等との連携を行います。		各区1か所		-	
VI	(5)	1	(2) 適切な受療行動の推進のための啓発等 知的障害者専門外来設置医療機関への補助	病院数	5	病院	2023年	5	病院	2024年度	○	5病院で253人が外来受診するなど、医療環境の充実が進んでいます。	障害特性等を理解し、適切な医療を提供できる医療機関との調整を進め、更なる受入体制の拡大に取り組みます。	6	病院	6	病院	累計
VI	(5)	2	(2) 適切な受療行動の推進のための啓発等 障害児・者の歯科保健医療の充実	検討・実施	調査		2023年	調査	-	2024年度	○	「横浜市障害児・者歯科保健医療に関する歯科医療機関調査」を実施し、本市における障害児・者歯科保健医療の現状把握を行った。また、全身麻酔における受け入れ枠の拡充に向け、全身麻酔の実績がある歯科医療機関等と協議を進めました。	把握した課題の解決に向け、引き続き、必要な施策や調査を検討、実施していきます。 また、全身麻酔の受け入れ枠拡充に向け、引き続き、歯科医療機関等と協議を進めていきます。		推進		推進	-
VI	(5)	3	(2) 適切な受療行動の推進のための啓発等 18区中途障害者地域活動センターによる高次脳機能障害専門相談事業	相談件数	418	件	2022年度	393	件	2024年度	○	中途障害者地域活動センターでの専門相談、横浜市高次脳機能障害支援センターにおける家族教室や支援者向け勉強会を実施しました。また、高次脳機能障害者が多く利用する地域作業所との連絡会の継続により市内の高次脳機能障害者支援における連携を図るとともに、各区及び各区中途障害者地域活動センターによる市民向け講演会や支援機関との連絡会などにおいて、専門相談の周知を図りました。	引き続き横浜市高次脳機能障害支援センターや各区中途障害者地域活動センターと連携し、専門相談、家族支援、支援者向け勉強会、地域作業所との連絡会等を継続実施し、相談支援体制の充実を図ります。	430	件	450	件	年

よこはま保健医療プラン2024 振り返り評価シート

■評価の考え方

◎:当初目標を大きく上回る ○:概ね当初目標を達成 △:当初目標を下回った -:評価が困難なもの

項目番号		施策(C)	指標	現状値			2024(R6)振り返り（令和7年実施）							目標値(2026)		目標値(2029)		累計/年
章	節			数値	単位	現状値の時点	数値	単位	数値の時点	評価	主な取組（成果）	目標達成に向けた課題と今後の取組方針	数値	単位	数値	単位		
VI	(5)	4	(2) 適切な受療行動の推進のための啓発等 地域療育センターが実施する初期支援「ひろば事業」の実施	利用児童数	2,262	人/年	2023年	10,362	人/年	2025年3月末	○	令和6年度よりすべてのセンターで「ひろば事業」を実施し、利用申込後、子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行いました。遊びの場の提供を通して専門職が子育て等のアドバイスや障害理解の支援を行い、保護者の不安や悩みの解消に取り組みました。	引き続き、初期支援としての事業を実施し、保護者の不安や悩みの早期解消を図ります。	次期横浜市中期計画で評価	推進	-	-	-
VI	(5)	5	(2) 適切な受療行動の推進のための啓発等 個別避難計画作成等を通じた災害時要援護者支援	検討・実施	検討・実施		2023年	推進	-	2025年3月	○	18区を対象に風水害を想定した個別避難計画の作成を進めました。	引き続き、個別避難計画の作成を進め、要援護者支援の向上に取り組みます。	推進	推進	-	-	
VI	(6)	1	(1) 歯科保健医療センター 休日・夜間の救急歯科診療	受診者数	2,809	人	2023年	3,005	人	2024年度	○	本市の歯科医療体制の充実を図るために、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を交付することで、安定的に運営できるよう取り組みました。	歯科保健医療センターに従事するスタッフの雇用安定化や採用に向け、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を増額して交付することで、安定的な運営と歯科医療体制の充実を図っていきます。	実施	実施	-	-	
VI	(6)	2	(1) 歯科保健医療センター 通院困難者への訪問歯科診療	受診者数	406	人	2023年	359	人	2024年度	○	本市の歯科医療体制の充実を図るために、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を交付することで、安定的に運営できるよう取り組みました。	歯科保健医療センターに従事するスタッフの雇用安定化や採用に向け、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を増額して交付することで、安定的な運営と歯科医療体制の充実を図っていきます。	実施	実施	-	-	
VI	(6)	3	(1) 歯科保健医療センター 障害児・者への歯科診療	受診者数	9,388	人	2023年	8,763	人	2024年度	○	本市の歯科医療体制の充実を図るために、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を交付することで、安定的に運営できるよう取り組みました。	歯科保健医療センターに従事するスタッフの雇用安定化や採用に向け、横浜市歯科保健医療センター運営費補助金を増額して交付することで、安定的な運営と歯科医療体制の充実を図っていきます。	実施	実施	-	-	
VI	(6)	4	(2) 障害児・者の歯科保健医療 障害児・者の歯科保健医療の充実	検討・実施	調査		2023年	調査	-	2024年度	○	「横浜市障害児・者歯科保健医療に関する歯科医療機関調査」を実施し、本市における障害児・者歯科保健医療の現状把握を行いました。また、全身麻酔における受け入れ枠の拡充に向け、全身麻酔の実績がある歯科医療機関等と協議を進めました。	把握した課題の解決に向け、引き続き、必要な施策や調査を検討、実施していきます。 また、全身麻酔の受け入れ枠拡充に向け、引き続き、歯科医療機関等と協議を進めています。	推進	推進	-	-	